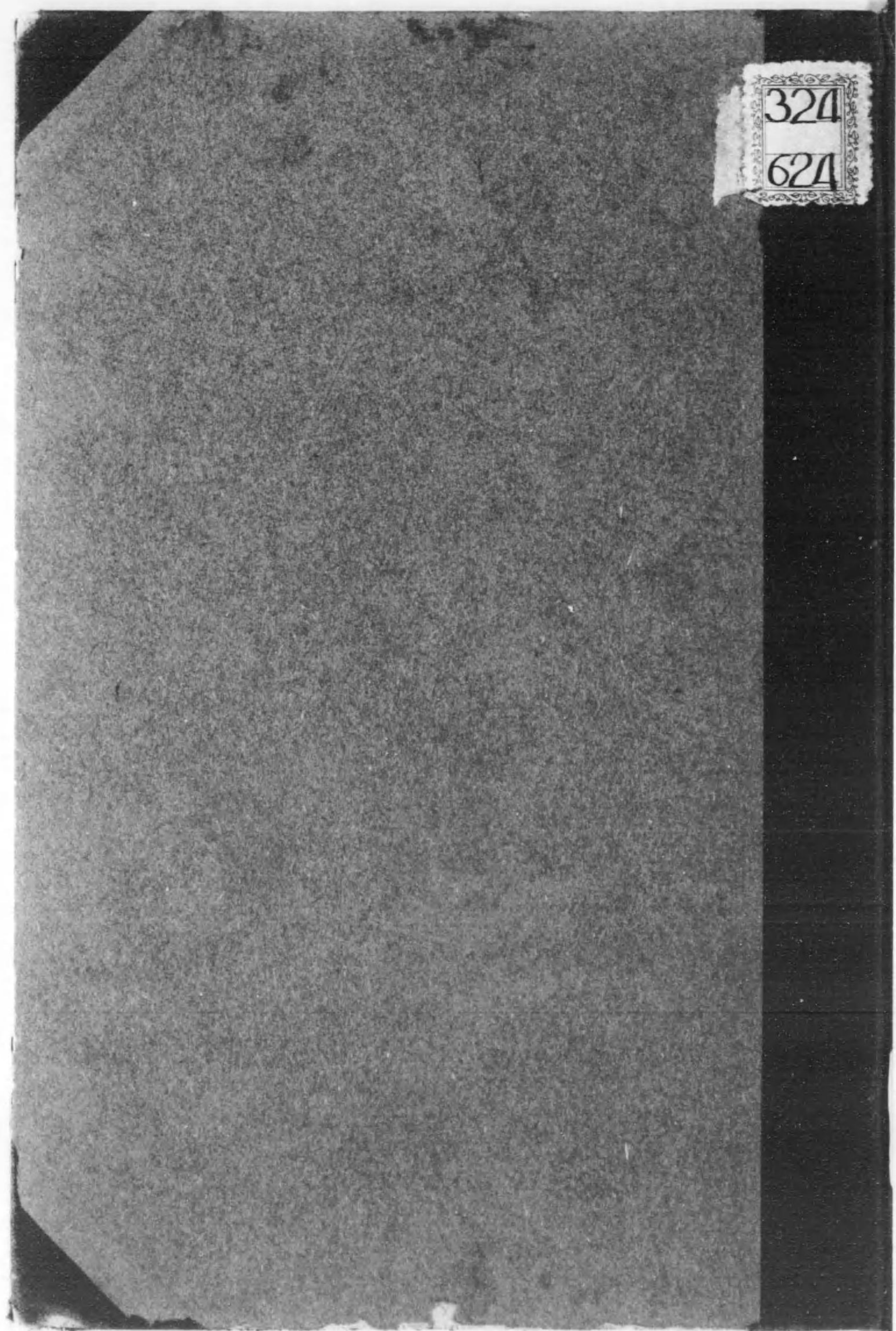


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

324
624

始



第四回
北海道

大谷派講習會講演集

324-624



第四回
北海道

大谷派講習會講演集

大正
9. 8. 7
内交

序

昨夏二週日、當所内に第四回夏期講習會を開催せしところ、幸に時機に合し、氣運に投するを得、加ふるに講師各位の努力と所化諸氏の熱心とは相俟ちて、異常の好成績を擧ぐるを得たるは、予の密かに以て欽幸とせし所なり。

夫れ隨器開導の要は機に臨み時に處し、能く思潮の趨向を考察し無方の妙用を盡すにあり、信念堅固にして道義高邁たるべきは勿論なりと雖も、活ける實社會に觸れ社會の各方面に通曉せる常識を養成せざるべからず、これ實に一派生命の存する布教力を充實ならしめ、活動をして遺憾なからしむるに於て缺くべからざる緊要事たるなり、今や教界は内外多事、大法宣傳の任に従ひ、民衆化益の職に列るもの、一日の偷安を容さず、講學に修養に宜しく自策自勵を怠るべからず、今、講習會講師各位金玉の講演の筆記の散逸するを憂ひ、集め以て一卷となし、印刷に附して廣く普及せんとするの試みあるを聞き、聊か喜悅の情を叙して序に代ふ。

大正九年春

於札幌 安田力

凡 例

一 本講演集は大正八年六月一日より同十四日まで二週間、札幌區山鼻町なる大谷派本願寺北海道寺務出張所樓上に於て開催せられたる「第四回北海道大谷派講習會」席上に於ける講演の筆記集であります。

一 講師として廣瀬守一、清澤勝兼、下間空教、谷本富の四氏、科外講義講師として在道の名士數氏の御講演をお願申したうち、廣瀬講師の「往生淨土論」及び清澤定衆の「勤行式作法」は他に講録の出版せられたのがあるから本集への掲載は見合せました。また威化救濟事業に關する講演は、近く刊行すべき財團法人北海道授産場十週年記念號に收載する筈なるを以て、本講演集中には之を省きました。

一 本講演集の筆録は一々講師諸氏の御校閲を御依頼申し正皓を期したい希望でありましたが、匆々の際とて悉く意に任せず、凡て速記の儘に據ることゝ致しましたので、たゞに魯魚の誤謬のみならず、御講演の眞意をも汚辱したところも尠くはなからうと存じます、深く講師及び讀者諸君の寛恕を乞ふ次第であります。

一 なお本講演集は本會としては最初の試みでもあり、また編輯校訂の任にあつたものが各自自己の繁務を有したが爲めに、期待よりも著るしく出版期が遅れ、出来榮わしないものとなりましたのも、深くお詫びするところであります。

大正九年五月

校 訂 者

目次

序……………講習會長 安田 力

宗教法令の諸問題……………講師 辯護士 下間 空 教……………(一)

宗教と教育學との關係……………講師 文學博士 谷 本 富……………(五)

國民的觀念に就て……………北海道廳 尾崎 勇次郎……………(九)

民力涵養に就て……………北海道廳 理事官 岡田 喜久治……………(二〇)

我帝國と農業……………法學博士 工學博士 高岡 熊 雄……………(二〇)

現代宗教家に對する感想……………理學博士 遠藤 吉三郎……………(三二)

(附 錄)

一、谷本博士の二講演……………(三五)

 現代思潮と佛教

 女子の心得

二、講習會彙報……………(三五)

宗教法令の諸問題



第一日 序 宗教法とは何ぞや
第二日 宗教法の自由
第三日 宗教の自由
第四日 宗教團體

論

辯法學士 下 間 空 教

第五日 僧侶と檀信徒
第六日 將來の宗教法制
第七日 結 論

今回本講習會の招聘に與り、本日から向一週間、毎日二時間づゝ諸君に「宗教法令」に就て御話申上げる事となつた次第であるが、何分時間も尠いことであつて學術上専門的研究は之を盡すに甚だ困難であるから、苟も現代宗教家として心得ざる可からざる底の最少限度を廣く諸方面に涉つて御話申上げ、諸君の教家としての實際生活上の御參考に供し度い考である。故に毎日の講義時間は之を兩

分して、一は以て講義其物に充て、他は以て諸君の寺院生活の實際上の諸問題の質疑に應ずるといふ様にしたと思ふ。法令は成るべく條項に依つて之を示し度い考であるが、諸君は宗教家であつて法律上の素人であるからその時の便宜に従ふことにする。

此の講義に於ける参考書の二三を篇志の方々の爲めに紹介してをかう。私の今回の講義も是等の書物に負ふところ頗る大ではあるが、その根本義に到つては各國自ら國風があつて一様に論ずるわけにはいかない。而も講義の當體が日本の宗教法令に關する問題である以上、此の講義が私個人の研究の結果を主としてゐることは勿論である。

(1) Kahl; Lehrsystem. (D) Kiveheupolitik. 94.

(2) Smith; Elements of Ecclesiastical Law. (Lond)

(3) Hericourt; Lois ecclesiastiques de France dans leur ordre mesuré. 29.

II

今回講義の要點を私は三段に分つて説明したいと思つてゐる。

第一段 過去に於ける宗教法制

第二段 現在に於ける宗教法制

第三段 將來に於ける宗教法制

右について第一段の「過去に於ける宗教法制」は、之を詳細に講ずるといふことになると少しく學術

的に過ぎる嫌があるから、明治以後の諸法令の極く大略の紹介に止めることとし、第二段の「現在に於ける宗教法制」は今回講義の眼目であるから、大にしては信教の自由、小にしては各寺各個の細問題に到るまで、時間の許すかぎり詳細に述べたい希望である。第三段の「將來に於ける宗教法制」は即ち宗教法案の諸問題なのであつて、之をも瞥見したい考である。

III

今日の僧侶方は實に悲惨なる法令の下に生きて居られる。けれども大乘の菩薩方は布施忍辱の大道を守つて堪ね忍び何とも言仰る方はない。維新以來僧侶壓虐の法令は幾百十となく發布せられたけれども大乘の菩薩方の寛仁大度は實に驚くばかりである。その悉くは到底短時間に紹介することは出来ないから、眼欲しい七八つを茲に列挙することゝしやう。

一 (一)還俗招喚令(明治三年四月五日發布)此の法令の内容によるときは、僧侶は正業に非ずといふことに歸着する。

二 (二)神佛分離令(明治元年三月神祇事務局達等)その内容の一例は、各宗派で制定した佛像は其儘安置せしめ、神社の神體は神であるから佛像ならば之を焼却せしめ、又佛具なども全部之を焼却せしめた筈である。

三 (三)僧尼侮辱令 其の内容は賢所靖國神社參拜の間は僧尼は不淨なるが故に參内を差止むるとい

ふが如きものである。

四

四(四)宗派の廢止 政府は宗派の首切りを勝手に行ふ。即ち華嚴宗法相宗律宗融通念佛宗等は一片の辭令で以て消滅せしめられて了つた、然し後その一部は復活せしめられたものもある。

五 官立宗教 之は前項に關聯したものであるが、伊勢大神宮を中心とした「ヤマトコセ」の宗教は明治三十二年九月三日午後十二時までは宗教であつたが、一片の(五)内務省告示で其の以後は宗教でなくなり神宮奉齋會の組織で財團法人として之を移して了つた。之即ち官立宗教で、他は不淨宗教といふことになる。

六(六)宗派存續の保證を與へない事 例へて見れば真宗大谷派を以て非なりとする意見があれば文部大臣は一の廢止命令を出すだけで真宗大谷派は消滅し、行政裁判所等に於ても之を救ふの道はない。

七(七)廢寺及び合寺處分 明治五年十一月八日太政官布告第三三四號には「無檀無住」なるものは廢する事を得るとあるも、其の他無檀有住、有檀無住等の寺院は之を廢することを得ぬ。然し政府は實際上廢寺合寺を希望獎勵してゐる。現在に於て寺院を廢止し得る場合は法律上六つある。之等は現在法制の「寺」の條下で辨じやう。

八(八)寺院の創立、再興、移轉、改築等は之を許可はするけれども、種々小難かしい條件があつて事實上寺の創立等を禁止してゐるかの感がある。

九 寺所有地沒收の事

政府は之を四段に分つて行つた。

- 1 明治三年十二月(九)大名さへ土地を政府へ返上したのであるから寺は當然寺所有地を返上すべしといふのである。但し境内地だけは之を除く。
- 2 明治四年七月(二〇)境内地の返上をも要求したが、本堂庫裡の用地だけは除いた。
- 3 明治四年十一月(二二)本堂庫裡の用地をも沒收した。
- 4 明治八年六月(二二)住職の名義になつてゐる土地までも返上を要求した。

斯うした實例は世界の何處にも見ることは出来るが必ずその節その反面には救済策が設けられて居る。佛蘭西は教會の土地を沒收はしたが毎年金壹千貳百五拾萬圓を教會に下付する、白耳義は同様に毎年金四百貳拾參萬貳千フランを國庫より支出してゐる、伊太利なども同じく國庫支出をしてゐる。我國に於ける寺院の沒收地からの収入は年額約四百萬圓となり、五十年間には二億圓の財源となつて居るのに他國の如き恩典は殆ど見られぬ。唯我國に於ても沒收後(二三)遞減祿なるものを下したといへ、寺社合して二十萬、その中境内地を有するもの約三萬、之に對して十ヶ年間百八拾萬圓を下付したのであるから、即ち一寺一年の下付僅に六圓の配當に過ぎないのは寧ろ滑稽である。かくてもなほ大乘の菩薩方は六度の行を守つて眼を潰つてゐられる大度怖るべきである。

其の後明治三十二年四月九日國有官林拂下の法令が出たとき一旦沒收した寺有地をも下附しやうといふ議が起り、之が實行を見なければ、翌年六月三十日には法令を消滅せしめて了つた。僅々の日時で歴史と由緒とを取調べることは事實不可能であるから此の法令は何等の功を見ずに消えて了つた。

一〇(一四) 寺所有の動産を取上ぐ。之は如何に寺所有のものであつても先代以前に買求めた動産は全部之を取上げ、又宮内省に關係あるものは全部之を取上ぐるといふ頗る不當なものである。

一一(一五) 境内地及び建物に地方税を免除される、けれども地租は免除せられない。材木等には頗る嚴重な監督がある。税金を徴集してゐながら他から嚴重なる監視をするのは不法であるといふはなればならぬ。

一二(一六) 寺の什物財産管理には困難な法則があつて管長の監督權さへ無くなる場合がある、寺院が管長の部下を離るゝ場合の如きは即ち是である。

一三(一七) また寺總代の如きは管長の監督の下ではなく、地方長官の監督下に屬してゐる、寺院維持には何等の義務を有せずして然も寺院に對しては權利を有つてゐる、之れ大きな矛盾ではないか。

一四(一八) 失火の場合、地方長官から之を管長に通告して處罰せしめる。

一五(一九) 刑法上の罪人は必ず宗門の罪人たらしむることを強ふる。之れ實に宗教は獨立なるにも拘らず立派な内面干渉である。

一六 教師の資格について 佛教の中では最も容易に教師の資格が得られる宗派でも五拾圓以下のものは無いのに、神道の教師は僅か七圓五拾錢位で資格が得られるものがあるとは噴飯に堪ぬ事實である。淨土眞宗は世襲制度であるから法令に於て(二〇) 教師資格の干渉は不要であると思はれる。

一七(二一) 神職は神道の教師を兼ねるを得るに拘らず、僧侶は神道の教師を兼ねる事が出来ない、従つて神葬祭を行ふことが出来ない。

一八(二二) 政教分離を主唱しつゝ、僧侶に參政權を與へない。外國では唯白耳義だけ之を與へないけれども、四百二十萬圓の補助を受けてゐるから當然でもあらうが、日本の如きは實に甚だしくて全く僧侶の公民權を奪つてゐるものである。

一九(二三) 管長が海外に渡航するときは特に認可を必要とする。

二〇 其の他の新宗教に對しては何等の取締法もない。これらの外まだ數へかけたら限りがない。

四

既定の法令を綿密に調べるときは實に百數ヶ條に餘る壓虐の跡が見られる。種々難多なる既定法令のうち、僅に宗教家としての待遇であらうかとも認められるのは驚く勿れ次の三ヶ條に過ぎぬ。

一(二四) 管長の勅任扱ひ

- 二(二五) 官有境内地の無償貸與
- 三(二六) 上地林の保管收益下付

(附) (二六) 泉涌寺般舟院の下乗下馬札

管長の勅任扱ひも勅任待遇の次席だとか、上地地も官有境内地も元來は寺有のもの、上地林保管果實の三分の二を五十年間該寺に下付せられたとて左迄有難味の通らぬ遣り方のやうである。凡百の短所を有しながら僅に三個の長所(?)を有するやうな法制に満足してゐられる十二萬の僧侶諸君は如何に大乘布施忍辱の菩薩であるとはいへ、その堪忍力の強いことは實に驚倒に堪へぬ次第である。

斯くの如き不法にして不當なる法制の下に生くる僧侶に對して、現今の如く三教合同など、騒ぎつゝあるのは、恰も鳥に對してその羽を切取り脚を折去り眼を摸抜いて而も汝は元來飛行を能とするものであるから速に飛び去れと求むるが如く、餘りに冷酷無慈悲な所業のやうに自分は考へる。諸君は果して如何の感想があられるか。

註

補註数字の下の数字は下開律師編「現行宗教法令」(佛敎聯合會出版)の頁数を示す

- (一) 明治三年四月五日太政官布告〔明治元年三月神祇事務局達參照(一五三)〕
- (二) 明治元年三月神祇事務局達(二七六) 明治元年四月太政官達 同十月太政官達(二七七)
- (三) 〔明治五年六月第七十五號布告(一五七)參照〕
- (四) 消滅シタル敎宗派、神道神宮敎(明治三十二年九月四日內務省告示九九號ニヨリ神宮奉齋會設立ト同時ニ解散)、普化宗(明治四年十月二十八日布告ニヨリ廢止)、兼學宗(明治五年九月十八日布告二七四號ニヨリ廢止)、修驗宗(明治五年九月十五日布告二七三號ニヨリ廢止)

治四年十月二十八日布告ニヨリ廢止、兼學宗(明治五年九月十八日布告二七四號ニヨリ廢止)、修驗宗(明治五年九月十五日布告二七三號ニヨリ廢止)

- (五) 明治二十三年六月二十八日法律第四八號行政裁判法、同年十月九日法律第一〇五號訴訟法、同年同月同日法律第一〇六號、其他(七五—八八)。(明治三十三年第一七二號同年十月二十六日行政裁判所判決(一九二)、同三十九年三一號同年三月九日行政裁判(二一〇)等參照)
- (六) 本文(二〇九) 明治十二年一月十一日內務省達乙第一號(二一五) (註五判例參照)
- (七) 法令第二編第二章寺院佛堂ノ條下(一八六ヨリ)
- (八) 明治三年十二月太政官第四號達(四二二)
- (九) 明治四年七月四日太政官第三三四號達
- (一〇) 明治四年十一月發布法令
- (一一) 明治八年六月二十九日地租改正事務局乙第四號達社寺境内外區劃取調規則(二二七)
- (一二) 〔四一三ヨリ參照〕
- (一三)
- (一四) 法令第二編第二章第三節境内第四節伐木ノ條下(二二四ヨリ)
- (一五) 同同第五節明細帳第七節財產物ノ條下(二六四ヨリ)
- (一六) 同同第八節檀信徒總代ノ條下(三二一ヨリ)
- (一七) 明治三十一年六月十日內務省訓令第五百三十號(一六四) 同第五百三十一號(一六四) 〔明治二十七年二月內務省訓令第四百號(三七七)參照〕
- (一八) 明治二十年一月六日內務省訓令第一號、同第二號(一六二)
- (一九) 法令第二編第一章敎派宗派ノ條下(一四三ヨリ)
- (二〇) 明治十七年十月內務卿口達(五三)、明治七年十一月十八日敎部省布達第四號(五四) 明治十五年一月二十四日內務省達乙第七號(五四)、明治五年六月二十八日布告第九十一號、同日布告第九十三號(五三)、明治七年一月二十九日布告第十三號(五四)、明治十年四月三十日太政官布告第四一號(一七三)參照

- (一一) 諸選舉規程參照(一六五—一六八)
- (一二) 明治二十六年八月十四日內務省訓令第一三號(一五二)
- (一三) 明治十七年八月十一日太政官公達第六十八號(一五二) 神佛各宗派一般、管長身分ノ儀ハ總テ勅任官取扱ノ例ニヨル、右相違候事
- (一四)(一五) 法令第三編、第二編第二章第三節參照
- (一六) 明治四年六月二十日太政官布告(二四九) 諸寺院下馬下乘ノ儀ハ兼テ御布告有之候處向後由緒ノ有無ニ不關總テ被禁止候事 但泉涌寺般舟院ハ不在此限事

二 宗教法とは何ぞや

先づ宗教法の定義から示さう。

——宗教法とは宗教團體に關する法規なり——

故に宗教法は法規でなければならぬ、また一切の宗教團體に關するものでなければならぬ。宗教法の大家ツエラアも言ふが如く、「宗教法の原則から顯現し來る組織は必然的に種々である。組織は單に原則によつて條件せらるゝには非ずして、生活關係並に人類そのものによつて條件せられるもの」であるから、ヒンシウスの一冊の『國家宗教關係論』によつて公認教説を立てるのも謬論なら、またブラアルの平等説に心酔して單直に平等制度を主張する者も亦同じき誤想といはなければならぬ。私は穩

當なる議論によつて此の講議を續けたいと思つてゐる。

二

——宗教法は法規なり——

宗教法は法規である。然らば法規とは何ぞや、之を定むるについて二個の見解がある。その一は「主觀主義説」他は「客觀主義説」の是である。

- 一、主觀説——主觀主義の學說に依れば宗教團體に於て法規なりと認むる法規を以て足れりとする。
- 二、客觀説——客觀主義の學說に依れば主觀説の規則が更に國家に於て法規なりと認むるを必要とする。

——この兩主義の説を今少し詳細に説明することになれば、論は自然國家の本源にまで及ばねばならぬ。國家とは其の根本を尋ねるときは部落と部落との殘忍なる戰に於ける勝利者が漸次にその力を得、強大を致して結局國家を形成したものに過ぎぬ、故に見方によつては國家とは罪惡の塊である。然るに斯くの如くにして形成せられた國家なるものが、罪あるものを罰するといふ正義觀念を主張し因果關係の權衡を唱導するのは、之れ大きな矛盾ではあるまいか。かゝる國家に感化救濟事業等を主唱する能力ありや否や、之れは大きな疑問でなければならぬ。抑も刑罰を科するには三大目的がある。曰く、

- A 犯罪豫防のため
- B 懲悪改善のため
- C 累犯根絶のため

もと刑罰には斯くの如き三大目的があるのであるけれども、罪惡の塊たる國家は如何にして罪ある人間を罰し得るだらうか。近來起り來つた彼の「勞働問題」即ち金錢を以て人間賣買を爲すは不法なりとし、腕力を持つ勞働者と資本を有する資本家とは、上下主従の關係には非ずして均等同胞の關係に在るものでなければならぬと主張するなど、國家は刻々に國民は愈々益々進歩しつゝある現狀であるけれども主觀主義學者の説に従へば、宗教法は國家の承認なくして之れを制定すべきものであるとするものである。國家は主權と領土と人民との三大要素を有してはゐるが、自國の國民と領土とは支配權を有してゐるけれども、其の支配權は限られてゐるものである。之れに反して宗教は如何なる人民にも如何なる領土にも限られないものである、故に宗教は國家以上のものである。即ち宗教は人類的世界的であつて、國家などの束縛を受くべきものではないから、宗教法は宗教自身が法規を定め、若し之れが國家の法律に反する時は、國家は勝手に法律を改正すればよいのであると主張する、基督舊教などはこの好個の實例である。主觀主義者の見解から言へば、かの羅馬は優越した怖るべき教會で歐洲戰亂前獨逸が二個師團の増設を計畫したけれども、若し羅馬法王の援助運動を被らなかつたな

らば、之れを實行することは不可能であつたのである、これらも其の例の一である。翻つて客觀主義者の説く所によれば、大小の法規は總て悉く國家の認可を受けざるべからずとする、これ基督新教の據説である。

私の今回の講義も穩健なる後者即ち客觀主義の學說を中心として講ずるつもりである。

三

宗教の法規に定めざる可らざる所を大略次の二に分つ。

- A 宗教制度——國家と宗教團體との關係——對外關係
 - B 宗教制度——其宗教と其内部との關係——對内關係
- (附) 宗派制度——管長と管下寺院との關係順序を追ふて述べて行かう。

四

宗教制度を次の如く分類する。



教國制度とは、物質的に總てを支配せんとする國家と、精神的に總てを支配せんとする宗教、即ち永久に矛盾を續くるこの二者の關係が、國家より以上に宗教の勢力が強くなつたものである。故に宗教は上に國家は其の下の位置にあるものである。國教制度とは、國家の勢力が宗教より大なる場合に、國家は宗教を利用し宗教は國家のために働くものである。

公認教制度とは次の四項の要素を具するものである、即ち

- A 宗門の獨立
- B 宗門の服従
- C 倫理の同等
- D 信教の自由

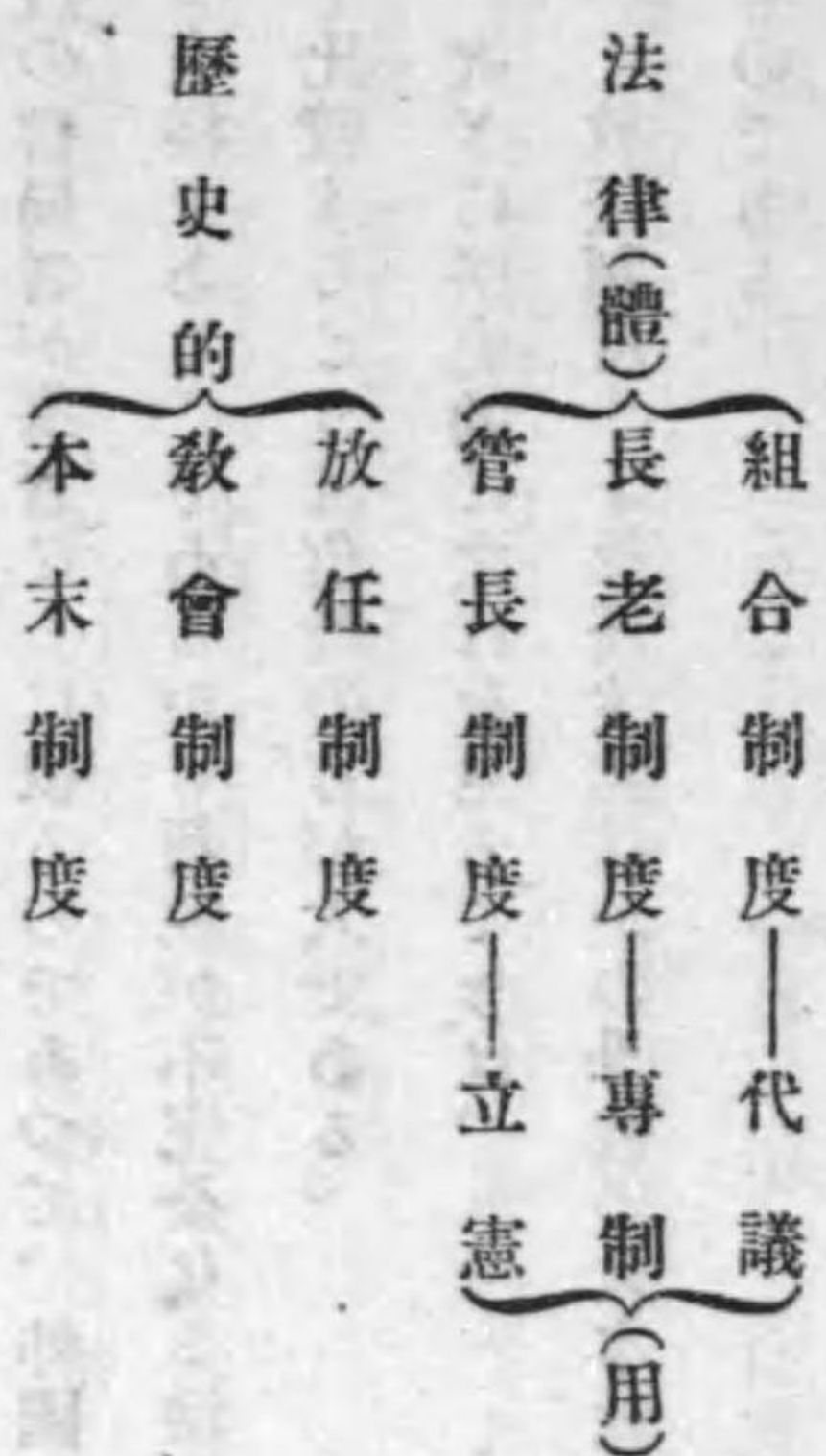
の四であるが、うち第三の「倫理の同等」の項を含むが故に宗教は國家の保護の下にあるのである。而してこの倫理の同等の一項を缺ける他の三要素を具するものは自由制度である。

或る學者たちは各宗教は同等なりとするけれども、私一個人の意見とすれば各宗教を平等とするは不可であると思ふ。即ち勢力に差のあるものを同等なりとするものは不平等である。例へば百萬の檀

徒を有する大谷派と百五十人の信徒を有するのみノニツテンとを平等なりとするが如く、ト、クダキイルの所説を讀ますとも、不平等なるものを平等なりと爲すは是れ亦不平等なる見解ではあるまいか。

五

宗門制度の内容を大略表示すれば次如くである。



長老制度は蘇蘭土の長老政府の如きものである。

ルツトルスボオンは宗教團體に法律を入るゝこの不可なるを言つて居るけれども、苟も既に團體たる上は何等かの法則なくしては統一は不可能である。故に宗教團體の榮枯盛衰の分るゝ源因は、

(1) 教義の如何と(2) 法則の如何とに依るのである。

教義の如何に依るかいふ例は、彼の天理教の如き現世主義のものは一時は隆盛に赴くことも永久には持続しないものである。また法則の如何即ち組織の長短による例は、基督教の新教と舊教とを比較すれば、舊教は純然たる偶像崇拜で新教の教義には到底及ぶべくもない、然し之れに反して組織の方面では舊教は微細な點まで注意して綿密に制定せられた而も完全なる法則を有してゐる。之れ全く舊教の當局者が學者なるに依るのであつて、外國の若手外交家は羅馬の法王廳に外交術の教を乞ふが如き有様である。であるから新教が不完全なる法則の所有者であるといふ理由を以て、此の兩者の勢力を比較するときは舊教の方が大である。

次に歴史的に之れを見るときは、

- 一 放任制度——放任主義はかの丹波の大本教の如きものであつて、宗教に宗則は無用であると爲るものである。
- 二 教會制度——基督教、天理教、金光教等の如き組織で信徒本位のものである。各教會は各自に獨立して財産を所有し、教會全體としては財産が無いのである。而も教區と學區とは分離して居り、教會は信徒たることを強ひ、税金を納めしむる權利を有する。また世界的に他の教會との連絡がうまく取れてゐる。
- 三 本末制度——日本の佛教の如く、寺院本位のものであつて、教區と學區との別が混亂して居るもの

のである。信徒は總て自由なる態度を取り得るものであつて、國家的ではあるが世界的ではない。

またこの兩制度の外「宗派制度」なるものがあつて、之れは管長は管下寺院の關係を示すもので宗門制度とは別である。これは他日講ぶることにしたい。

六

宗教法は一切の宗教團體に關するものなり

法律の眼を以て宗教を見るときは、宗教とは所信の對象と能信の覺念との結合なりとなし、宗教上の儀式とは夫れに附隨して現はるゝ信の思想の表現の様式であるとする。されば「教義を宣布し儀式を執行するを宗教の目的とし、この目的を實行するものを宗教團體とする。故に宗教法はかゝる宗教團體全部に關するものでなければならぬ。

もと宗教團體の本質が叙上の如きものである以上、其教義の中に未來觀なきものもなほ宗教である。また教祖がなく、救済の目的もなく、教傳の無きものもなほ宗教として認め得るのである、また神は抽象的なる具體的なるに關係がない。此の意味に於て神社も亦宗教である、其の形式、内容、沿革等總て宗教たるに拘らず、我が日本では之れを宗教に非すと主張する滑稽を敢て實際に考へて居るのである。かの伊勢大神宮は皇室の祖先を祭祀するものといふが、若しその意味であるとするならば當然宮内省の所管たるべき筈であつて、現在の如く内務省の所管たるべきではない、従つて其の經費

は國家の負擔ではなくなるべき筈である。

七

神社を宗教に非すとするのは、左の諸項の如き誤解を有するが故である。

第一 事實上の誤解

神社の祭神は前神社局長佐伯氏の神體調査に依れば(A)皇室の祖先、(B)國家の功勞者、(C)鎮魂の爲めに竹石土木を祀るものであるといふ。(A)皇室の祖先を祭るとすれば別天神の第一天御中主命を祭らないのは何故であるか。また天神七代の初祖國常立命を祭らないのは何故であるか、而して六代の天照皇大神を祭るのは更に變ではあるまいか。前二神を餘り古すぎると云はゞ何故に地上の神の初め瓊々杵尊を祭らないのか。明治大帝が憲法を發布せられ「萬世一系」と詔せられたのは、神武天皇以後現代までを言はれたのでなく、明治二十二年二月十一日午後零時零分より將來永劫に對して詔せたまふたのである。この萬世一系なる言葉の根本は瓊々杵尊から始まつてゐる。又(B)國家の功勞者を祀るといふが、豊國大明神(秀吉)東照大權現(家康)は果たして國家の功臣なりと云ひ得るだらうか。先づこれら兩者を國家の功臣と許しても、足利尊氏を祀るに到つては實に無法亦極まれりと言はなければならぬ。(C)鎮魂の爲めに自然物を祀るについて、天神の怒を鎮める爲めに祭祀するといふが、これは常識を以てしては受け容れられることではない。先づ近頃の例ならば、宮司の運動に依

つて官幣中社に昇格した吉備神社の神體は鬼の首であると聞いては又啞然たらざるを得ずである。

第二 種類に對する誤解

神の種類には、造化の神、國土經營の神、風の神、山の神等がある。要するに斯くの如き神を祭るといふのは、餘りに現代科學より見て滑稽に過ぎるものではあるまいか。

第三 神體に對する誤解

神社の神體には随分變なものがあつて、一例を擧ぐれば加賀江沼の官幣中社の御神體は阿彌陀如來であるといふが如く、頗る混亂を極め、中には木片石鳥狐鳩の如きものをすら祀つてゐるものもあるが、故に(一)「御靈魂拜見相成らず」といふ都合の良い法令がある。

第四 儀式に對する誤解

神道本局の教規と神社の形式とは殆ど同一なるものであり、またかの出雲大社と大社教との儀式は頗る類似してゐるやうである。

第五 格式に對する誤解

同一神體を祭祀する神社に於て格式の差別を附してゐるのは大きな間違である。人間が人間の造つたものを拜するのは非人間的なことである。

第六 目的に對する誤解

神社を以て國家と共に存続すべきものとして、神社を研究するものをも批難するのは大きな誤解である。國家の存続に神社が夫程必要なものであるならば、寧ろ憲法に於て規定すべきものである。また神社が祖先崇拜を目的とするものであるならば、何處の誰が親の命日に神社に參るものがあるか。

第七 効果に對する誤解

讃岐の琴平、愛宕の權現等に參拜するものにして誰か一人崇徳天皇の御事、素盞鳴命の御遺風を懐かしむものがあらうか。たゞみな海上の安全を祈り火災の無からんことを禱るのみである。その神樂、神符・神饌等も畢竟迷信に過ぎないものである。

八

その他 (一)明治三十二年九月四日まで神社は宗教であつたけれども一夜明けた翌日からは宗教に非ずといふことになり、而も明治三十四年の (三)大審院の判決には立派に宗教なりとするが如き随分矛盾の甚だしいものがある。若し神社を宗教であるとすれば明かに之れ憲法違反である。文科大學の教授連中は十三派神道中、善を擇び惡を棄て、統一しやうと主張してゐるが、これ暗に神社は宗教なりと言つたと同じことである。また建部博士は「神社は單に神を教ふるもので信するものではない」といふけれども、これたゞ言葉の争にすぎず、事實神社に參拜するものは敬神を通り越してゐるものである。

神社が斯くの如くその内容、形式、沿革の諸方面から見ても明かに宗教であるとすれば、これ憲法違反である。然らばこの「憲法違反を如何にするか」といふ問題になれば、天皇は憲法に従ふと否とは徳義上の問題であつて、憲法によつて天皇をして憲法に従はしむることは出来ない。これ憲法第三條の「天皇ハ神聖ニシテ犯スベカラズ」といふ明文に依つて、天皇は全然無責任なものであるからである。故に宗教なるべき神社を宗教ならすことは非立憲であるといふまでの結論は得るとも、それより一步を踏出すべき何かの方法を發見するに苦しむ次第である。

註

(一)

(二)前章(註四)参照

(三)大審院判決録明治三十四年第九卷第六十五頁「神社ノ祭典ニ關スル訴訟ハ宗教上ノ事項ニシテ裁判所構成法第二條ニ所謂民事ノ事項ニ屬スベキモノニアラズ」

三 信教の自由

一

我が國民は憲法の保證するところによつて

(一) 參 政 權

(二) 請求權
(三) 自由權

なる三大公權を有する。その(三)自由權中には言論居住集會等の自由があつて、(一)「信教の自由」もこの中に含まれるものである。これ憲法第二十八條(日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス)の保證するところである。教とはたゞに宗教上の教義のみならず、宗教以外の一般の教條をも指すものである。故に分つて前者を「信仰の自由」といひ、後者を「良心の自由」といふて居る。

「神佛」とは所信の對象であつて「信仰」は能信の作用である。「水素と酸素とが合すれば水となる」といふは單なる確信であつて信仰ではない、人間以上のものを所信の對象とする能信の作用が信仰である。多くの法律學者は伊藤公の憲法註解によつて、憲法第二十八條を以て單なる信教の自由なりとするけれども夫は不徹底たるを免れない。また或る學說では、信仰とは能信の心理作用で心中に畫いてあることであるから憲法を以てしても認むることが出来ないものである、而してこれが外部の動作に現はれた時に信仰の自由といふことが行はれるのであるといふが、これ亦不徹底たるを免れない。いつたい國家の憲法なるものは發布せられたる文章にすぎないけれども、失火の犯人を死刑に處すといふことになれば、これ吾人の心理作用をして間接にかゝる犯罪を爲すことを豫防する、これ法の威力

である。これによつて「信教の自由」を見れば、心理作用、精神作用にも及ぶものである。

行爲といふものは意志の舉動とを通じて現はれたるものである。舉動とは身體の動靜をいふ。例へば母親が子供を夜寝かしてゐるうちに自分も熟睡して了つて、若しその時乳房で子供を殺したとしても、それは過失にはならぬ。熟睡してゐて意志が働いてゐないからである。信教の自由はかくて「個人の禮拜(儀式のこと)の自由」と「團體的禮拜の自由」とを包含する。哲學者シユライエルマヘルのいふが如く、獨立孤立のものは意となさず團體的に行ふもの、これを宗教的結合の自由、或は單に「宗教の自由」といふ。けれども我國に於ては法律が不完全であるが、諸外國では自由であるから宗教に壓虐を加へず、その行爲を妨害せしめざる保護規定が設けられてある。

我國では(二)「刑法」及び(三)「警察犯處罰令」等にあるが如く、他人の信教の行爲を妨害することを得ずといふことのみは法令はある。

二

信教の自由にはまた直接にも間接にも信教を強制せられざる自由をも包含してゐる。「自由とは何ぞや」といふことの解釋は實に困難なる問題であつて、その反對の方面である「強制」の方から説明する方が解りよい。即ち

一、國家は直接に信教を強制するを得ず。

A 臣民は何れの宗教をも信せざることを得。(無宗教の自由)

B 無宗教の臣民は或る宗門に属すべきことを強制せらるることなし。(無宗門の自由)

C 轉宗轉派(改宗の自由)宗門の選擇(選擇の自由)若くば脱宗(脱宗の自由)を強制せられ、又は之れが爲めに刑法上の訴訟を受くることなし。

二、國家は間接に信教を強制するを得ず。

A 宗教を以て公私の權利を享有し得べき條件たらしむ可からず。

B 宗教儀式を以て法律上行爲の有効條件と爲すことを得ず。

(附) 信教の自由を制限せらるべき場合に二つある。

1 安寧秩序の傷害

2 臣民義務の違反

三

信教の自由の制限は總て國家の『統教權』の作用を受ける。統教權とは國家が總ての宗門に對する權力である。この作用を『許可』『監督』『保護』の三權とする。

一 許可權——之は左の三種の權利を含む。

A 宗教禁止權

B 異教認容權
C 教壇認可權

外國に於ては信教の自由を許してゐる國でもなほ新宗教を立てる時には認可を必要とするけれども、日本に於ては此の法令がないから實に不完全なる宗教が出現するのである。

二 監督權——監督權とは既に許可せられた宗教團體の行爲の限界に關し規程すべき國家の權力、即ち行政を監督するといふことである。

三 保護權——保護權とは宗教團體保護の方法及びその限界を規定すべき國家の權力である。茲に於て(四)パリテートの原則を語るは講義の順序であるけれども、今回は之を略することにする。

——なほ保護權は東洋には無い。基督教殊に舊教にあつては「護持權」といふものがある、檀家制度といふものが日本の各宗にあつて之れに似たものであるけれども、檀家なるが故に喜捨せねばならぬといふ義務はない。護持權に關する大略の説明をすれば、先づ田地三町を持つた人がこれを全部寺に喜捨すれば寺に對して大きな特權を有することとなる、例へば儀式の先頭に立つが如きである。儀式の順序は普通、陛下——羅馬法王代理——總理大臣——護持權所有者、といふ風である。又墓地は普通七ヶ年間使用することを得て其の期間満了後は共同墓地に遷すことになり三人位重ねて墓を建てる慣例になつて居るが、護持權の所有者はその使用期間が特に延長されてゐる。これは一寸餘分の話だ

が、先年獨逸では墓地一坪三十圓位の見當であつたが、京都の黒谷のは三尺四方五十圓位を相場としてゐる。なほまた護持權所有者にして子孫の時代に到り生計に窮するやうな場合があつても、その以前に寺に喜捨した土地の收益中から其の生活費を給與し、殘額を寺院の費用に充てるといふ特典があるのであるから、自己の財産を寺に喜捨すると寺は永久不滅のものであるから、却つて己の財産を永劫ならしむるといふ結果になつてゐる。この方法は佛教各宗には無いけれども永代「祠堂金」なるものがある。けれども之れは寺の所有であつて住職の使用すべきものではない、若し之を使用すれば横領罪が成立し(五)十ヶ年以下の懲役に處せられる。

註

- (一) 信教ノ自由ニ關シテハ「憲法」以外「條約」ニヨルモノアリ、「陸戰ノ法規慣例ニ關スル條約」(明治四十五年一月十三日公布、第十八條第二十七條第四十六條第五十六條)「戰時海軍力ヲ以テスル砲擊ニ關スル條約」(明治四十五年一月十三日公布、第五條)
- 「清國通商航海條約」(明治二十九年十月二十九日公布、第四條)「亞爾然丁共和國通商條約」(明治三十四年十月一日公布、第一條ノ二)等ノ他十九條項參照スベキモノアリ(四)
- (二) 明治四十年四月二十三日法律第四十五號刑法第八十八條(一〇二)
- (三) 明治四十一年九月二十九日內務省令第十六號警察犯處罰令第二條第三十三項其他(一〇四)
- (四) 「パリテエト」ノ原則

四 宗教團體

一

今迄は大略の序論であつてこれから本論に入るのである、時間の制限と法律上の術語の説明との爲めに十分に自分の意を講じ竭すことが出来ないのは遺憾であるが何分御許しを願ひ度い。先づ『宗教團體』之れを次の三とする。

- 一、教派又は宗派(教派は神道にして管長あるもの十三派、宗派は佛道にして總て五十八派)
- 二、祠宇及び寺(寺とは無形なる人格者であつて建物を有して初めて寺院となるのである)
- 三、前二項に屬し又は屬せざる社團及び財團(社團とは人間の集合、財團とは財産の集合である)

宗教團體を統治する力を『治教權』といふ。國家の「統教權」(前述)とは異なるものである。治教權はまた分つて

A 代表 權

B 統 轄 權(管長權)

の二とする、管長權の例は懲戒等の統轄權の作用である。

二

宗教はもと和合を理想とするものであるけれども、時としては、

- 1 宗門對宗門の争
- 2 宗門對異教の争
- 3 派對派の争
- 4 主務大臣對管長の争
- 5 地方長官對宗教團體の争

等の對内的又は對外的の争諍を生ずることがある。この五つの争を裁判する規定は法令上に無いから、「請願」の方法によつて大臣に解決を願ふより仕方がない。總じて(一)訴の方法には(A)訴願(B)訴訟(C)請願、の三があり、訴願と訴訟とは普通の方法であるが、請願に到つては一方的の願であつて國務大臣には必ずしも之を解決しなければならぬといふ義務はない。例へば寺に地方税を附課して來たときには先づ納金してをいてのち地方長官に(二)訴願すれば之を解決して呉れるけれども、叙上の争諍のときの請願の如きは一方的の方法で頗る弱い危険なものである。

また對内的の争諍としては

- (1) 末寺對本山の争
 - (2) 僧侶對管長の争
 - (3) 住職對檀徒の争
 - (4) 住職對信徒の争
 - (5) 檀信徒相互の争
- 等五つの場合がある。これに對しては管長之れを裁決し、若し當事者不服なるときは主務大臣に訴へ

ることになつてゐる。

近着の米國某雜誌は、本年五月一日より三十日間新舊兩教合同の會議を開き、教義及び組織の一致點を見出して東洋に向ひ大舉傳道を試みんとしてゐることを報じてゐる今日、現今の日本に於けるが如き不完全なる宗教制度を顧みて頗る慨然たらざるを得ないのである。諸君よ、乞ふ、心を茲に致したまへ。

夫れから注意してをくことは『宗派は法人ではない』といふことである。

なほ「宗派と本山との關係」を詳細に説明することは、その宗派の治安上に如何かと思はれるから茲には除くことにしたい。

三

寺について

寺には住職を置く、住職は寺の法定の代理人及び管理人である。以前の宗教局長時代までは、住職は單なる寺の機關であると認められ、何事も信徒の協議上でなければ出來ないとしてをつたが、現今では寺内の全權利を有してゐる。住職は

- (一) 居住權
- (二) 代表權
- (三) 管理權

の(三)三權を有する。故に例へば他宗の寺などで住職を追出さうなどといつて騒ぐのは即ち住職の居

住権を侵害するものである。然し住職を止めたときは退去を命ぜられる。
住職が(四)政治運動に加盟し、又は(五)失火した場合には地方長官から管長に申告して住職は二重處分を受ける。

寺を管理するには、左の五の(六)書類を必要とする。

- 一 寄附帳
- 二 什物帳
- 三 收納帳
- 四 檀徒名簿
- 五 信徒名簿

(これは二帳とし一帳は寺に置き他の一帳は市町村役場に置く)

この他(七)『明細帳』と(八)『寶物古文書目録帳』とがあるけれども、この兩者は主務省に原本が一通、地方廳に一通備へてゐるから必要はない。

その他注意すべきは、前述の如く住職を退いたときは寺の退去を命ぜられ、本堂庫裡は寺の所有として登記する。(九)地方税、(一〇)登録税、(一一)所得税は寺には課からない。また耕地整理區域及び鑛業區域が境内地にあるときは不承知を主張するが良い。執達吏の差押に會ふたときには不承知を唱へれば法衣佛前の道具梵鐘等は差押を免れることが出来る。

四

寺の財産について(一二)

寺の財産を抵當に入るときは管長の添書を付して地方長官の許可を受くるを必要とする。

然し寺の公賣には許可證は入用でない。寺の財産を監督するに就て注意すべき事項を左に個條書きに示さう。

— 寺財産監督法の注意事項 —

一 監督を爲さねばならぬといへば必ずその反面には保護といふものが無ければならない、保護なき監督は之れ干渉である。寺に限つて殊更面倒なる監督規程を設けるならば、特に寺院に對して厚い保護を加へなければならぬ筈である。

二 寺の財産保護の爲めに地方廳が深く留意するは嬉ばしいことであるけれども、然し眞實に好意があつて保護するものであるならば、先づ先きに寺の所有地を沒收したものを返還した後でなければならぬ。

三 俗人は悪い事をしないが僧侶は悪い事を爲る、といふことを前提として法令を作ることは不法である。僧侶に不都合な行爲あつたときは管長これを處分するが、檀信徒總代に對しては何等管長に權利がない。檀信徒總代には寺を維持するといふ責任はなくして寺に對する權利のみを有せしめるの

は片手落ちの沙汰である。

四 法を嚴格に規定することは良いことではあるが餘りに嚴格すぎると僧侶を餓死せしめることになる。嚴格にいへば賽銭などはみな寺そのもの、所有となるのである、故に僧侶の生活費用を確定せねばならぬ。

五 すべて監督は平等でなければならぬ。然るに教會の財産に監督が無くて寺の財産にのみ之れがあるのは、僧侶は不誠實なりといふことを政府が裏書きしてゐるものであつて、信教の自由を有する僧侶が之れによつて自由を妨害せらるゝことになる。

六 地方税を免じてゐながら國税を徵集するのは不法である。寺は營利會社ではない、世界各國の制度中、公共事業に税金を課けるのは日本のみである。

七 宗派は法人ではない。故に債務を起すことが出来ない。例へば大谷派債を起すにしても眞宗大谷大學を建てるにしても、大谷派としては何事も爲す能はず、たゞ本願寺として寺債を起し、または學校を建設する等のことを爲し得るのである。

八 財産の監督權はたゞに地方長官のみならず、管長に於ても之れを規定しなければならぬ。

九 言葉の規定が無ければならぬ。例へば祠宇佛堂など、いふ言葉の意味及びその範圍を確定してをかなければならない。

五

寺の消滅につきて

寺の消滅につきては法律上六條の場合がある。

一 任意に消滅すること得

二 (一三) 頭潰しにする法

(一) 地方長官の認定

(二) 無檀無住の場合

三 (二四) 寺の再建復舊の許可を得て二年以内に建築せざるもの、火災にかゝりて五年以内に再建せざるもの。これらは消滅せしめられる、若し延期する時は追加願を提出せねばならない。

四 (二五) 寺が公賣となつたときは百日以内に再建しなければ消滅する。寺の公賣!! 此の寺院に於ける最も悲惨なる場合に當つて僅に百日位を以て再建を強うるといふは實に無情も亦極まれるもので、當局は暗に寺の死滅を喜ぶものといはねばならぬ。

五 (二六) 寺の再興を容易に許可しない。

六 (二七) 公認合併 甲乙二個寺あつて中一寺が地方廳の明細帳に乗つてゐないとき之れが登載を望む時は、其の寺を他の寺へ合併するといふことの承認を條件として明細帳に記入して呉れるのである。

以上六つの場合に於て、寺を消滅せしめられた場合には如何なる不服があつても之れが訴訟を起す
(一八)道は無いのである。

註

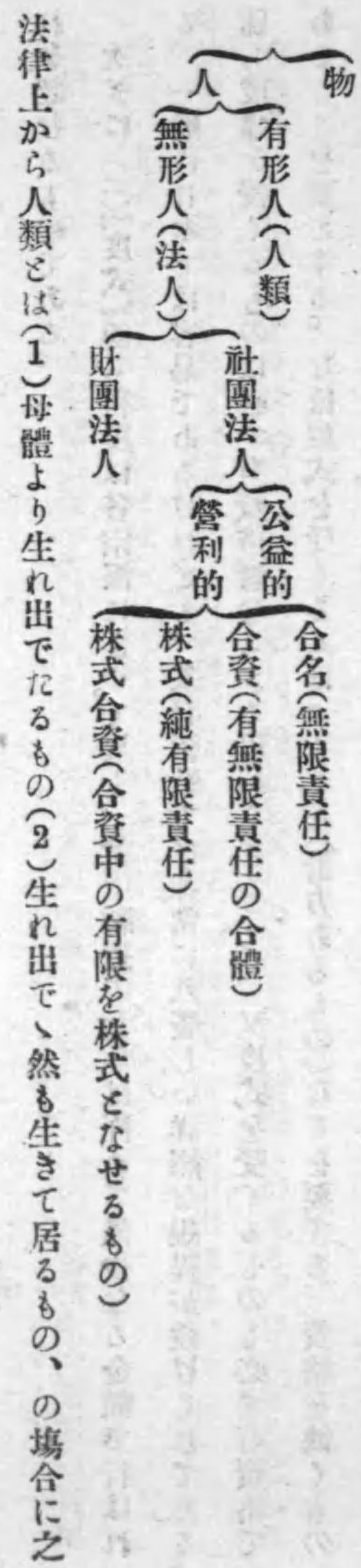
- (一)法令第一編第八章第三請願訴訟行政訴訟ノ條下(七五―八七)
- (二)明治二十三年十月九日法律第一〇五號訴訟法(七七)
- (三)明治七年七月十日太政官布告第七四號(一七二)、明治九年六月九日教部省達第二二號(一七三)
- (四)明治二十年一月六日内務省訓令第一號、及第二號(一六二)
- (五)明治三十一年六月十日内務省訓令第五百三十號及同第五百三十一號(一六四)
- (六)明治六年三月五日太政官布告第八九號(二八一)其他
- (七)法令第二編第二章第五節ノ條下(二六四―二七五)
- (八)明治十二年五月十九日内務省達乙第二二號(三〇五)
- (九)(一〇)(一一)法令諸項參照
- (一二)第二編第二章第七節ノ條下(二八一―三二六)
- (一三)明治五年十一月八日太政官布告第三三四號(二〇九)、明治八年九月七日内務省乙第一一三號達廢合寺院跡地并建物處分規
則(二一六)
- (一四)明治十五年十一月七日内務省乙第五十九號(二一〇)
- (一五)
- (一六)「序論」註(七)參照
- (一七)
- (一八)「序論」註(五)參照

五 僧侶と檀信徒

僧侶及び檀信徒は寺に從屬する、寺の構成要素ではない。宗教局で「檀信徒は議決の機關なり、僧侶は實行の機關なり」とするのは大きな誤解である。此の誤解を以て若し正しとするならば、當局が一人の信徒も無き寺院をも認めるといふ事實は之れを如何にすべきか。

僧侶

僧侶とは如何なるものぞや。曰く(一)「僧侶とは度式を経て僧籍に編入せられたる人類をいふ。」既に人類といふ、人とは別である。人は物に對するもので、人類は人の内に含まれてゐる。圖示すれば



れを認むるものである。

次に(二)『度式』即ち得度は各宗派によつて異り、就中神道の如きは極めて僅少なる金額で行はれる。一般に日本では容易であるけれども、基督舊教では非常に入釜しい詳細な規程が設けられてゐる、即ち度牒を授くるものは必ず有資格者ならざる可からざること、又度式を受くるものも必ず有資格であることを要とする。なほ度式を受くる人はタイトル(財力あるもの)なるを要する。資格を缺くものは二類十六種ある、(A)年齢の制限、(B)身體の健全(C)人相に重きを置くから盲目者不具者等を許可しない(D)改宗して間もなきもの(E)教育なきもの(F)結婚奴隷後見等の理由で自由を缺くもの、(G)重婚罪等を犯したるもの(H)温厚性を缺くもの、即ち例を挙げれば監獄で死刑を執行した役人等のやうなもの。その他村で排斥を受けるもの、宗門内で人氣のないもの等も無資格の仲間である。

三

僧侶の分類 僧業

僧侶は種々に分類が出来る、先づ

一分限に分ければ

- 特別僧侶(連枝等)
- 普通僧侶

二 教師に分けて

- 教師僧侶
- 非教師僧侶

三 寺との關係によつて分ちて

- 住職僧侶(寺院の代表的たる)
- 衆徒僧侶(その他の徒弟など)

四 性によつて分つて

- 男僧
- 尼僧

等とする。

布教はすべて法制上では(三)『説教』と稱し、説教を爲し得るものは教師にかざる。けれども之れは佛教中のみ適用せられ、神道にはこの制限がない。また(四)神社では説教が出来ない。

僧侶の本業を僧業といふ、故に税金を徴收せられるべきものである。

僧侶にはまた(五)肉食妻帯蓄髪を許可し、なほ(六)人民の風俗を許し、(七)普通禮服大禮服の着用

をも許可してゐる。

四

住職僧侶 管長 教師

住職たる僧侶には前日來講述したやうな三の權利(居住權、代表權、管理權)が有り、失火してはならぬといふ義務がある。

管理權の當然の結果として住職は檀信徒に離檀を命ずることが出来る。然し寺法によつて管長の許可を得て後に行はねばならぬ。住職が門徒に離檀を命じ得るのは、次の如き條件の一以上に當る場合である。

- (一) 寺の目的(布教、儀式等)に反したるとき
 - (二) 寺の存続を害するとき
 - (三) 異安心を主張するとき。
- 住職及び檀信徒が共に異安心を主張するときに廢せられるのは不當である、その所以は彼等が異安心を主張したときも寺のものには何等の罪もないからである。なほまた異安心といふことも一朝一夕に決せらるべきものではない。

宗義(所釋の對照)——之れに反するものは『異義者』なり
 宗學(宗義の能釋)——之れに反するものは『異解者』なり
 安心(能歸の信相)——之れに反するものが『異安心者』なり

故に異義者、異解者を以て直ちに異安心者なりとして離檀を命ずることがあつてはならない。

住職届は(八)地方長官に届出づべきものとなつて居るけれども、(九)大審院の判決例によれば、届出ないものもなほ住職たることを認めるとある。何故かといへば、住職の任免進退等はすべて管長に委任してあるものであるから、住職たることを管長から命せられたものは地方廳に届けないときもなほ既に住職たるを得るからである。

治教權 (前に述べた、宗派では管長權である)を分類圖示すれば

(對外)代表權
 治教權
 (對内)統轄權
 教義上 指教權——宗制
 權義上 管教權——寺法

眞宗では、祖師時代には單なる能化者所化者といふだけの區別であつたが、現今のやうに尤大なる宗教團體を組織した上からは、權力と義務との區別を必要とする。けれども舊來祖傳の能化所化の二區別は永久不變に續くべきものである。

宗制は變動性を有してゐない、即ち宗義(所釋の對照、所信の本體、所依の經論)及び儀禮(佛法僧

に對する禮)は是である。けれども寺法は變動性を有してゐる、これは時代に適應したものを必要とするからである。寺法の組立は左の如きを可とする。

- (一) 教義(宗義と儀式)
- (二) 組織(管長末寺等に就いて)
- (三) 行政の作用(寺務所、教學、處罰等に就いて)

附則としては將來寺法の改正し得べき場合を定めたがよい。

檀信徒から住職を推薦するのは單なる推薦であつて任命の徑路にといまり、住職の任免權は管長にあるから、管長は必ずしも其の推薦通り實行しなければならぬといふ謂れはない。

檀信徒總代は諮詢の機關に止まるものであるから、議決の機關であるときは大きな誤解に陥てゐるものである。

教師とは、一定の資格を有し管長から補任の形式によつて任命せられたる僧侶である、非教師僧侶は法律上では僧侶と認めない。(一〇)葬式は自分勝手に行つてはならぬといふ法令は廢止せられたけれども、(一一)僧侶は神葬祭を行ふ能はずといふ法令はある。故に非教師僧侶はこれを行ひ得るといふ滑稽なる結果を見せてゐる。(一二)教師の収入は執達吏も之れを差押ふことが出來ぬ。

五

檀 徒

檀徒とは一の寺に從屬する僧侶に非ざる人類をいふ、即ち一寺一檀徒である。



佛教各宗派は寺院本位であるから、直接管長と俗とが交渉するのは不可である。

(一三)寺は檀徒名簿にその姓名を記載して置く必要がある、けれども此の名簿は市町村長役場に届出す必要はない。

真宗以外の宗派に於ては僧侶であつて而も檀徒總代を兼ねてゐるものもあるが、之れは不可である。

(一四)檀徒總代は三年目毎に改選する、然し改選は三年目毎に必ず行はねばならぬといふ性質のものではなくして、三年目には改選し得るといふことである。また犯罪者不品行者は中途で改選することが出來る。

六

信徒とは、宗義を信する僧侶に非ざる人類をいふ。故に檀徒は信徒の一種であつて而も特別なるものである。つまり檀徒は建物を單位にした見方で、信徒は人を單位としての見方である。信仰は建物にあるのでなく、人にあるのである。故に檀徒と信徒との關係は家族制度と共に漸次に衰退すべきものであらうと思はれる。

因に、(一五)寺が借金するときは住職及び二名以上の檀信徒總代の連署を必要とするから、總代の無い寺は借金をすることが出来ないといふ事になる。

なほ檀徒總代を先にし、信徒總代を後にするは、日本の家本位の結果である。

七

要するに總てにかゝる不完全なる宗教法制の下にあり、而も寺經營の根底たる寺本位の思想の破滅を豫想せらるべき現代に處する僧侶諸君は、意を用ひ力を注いで寺經營の基礎を強固ならしむべく盡さねばならぬ。之れに就て、私は大要左の如き考を懷いてゐる。

- 1、寺院所有の土地建物全部を寺の名義に登記すること。
- 2、基本金を募り、之れを財團法人とし、理事を一人とする。その一人の理事は住職之れに當り、而も監査役は不要である。

- 3、前述(2)を不可能とすれば社団法人を組織する、これ檀徒の離散を防止するに便利であるからである(例、信用組合)
 - 4、前の(2)(3)を面倒であるとするれば單なる組合を組織すること(例、頼母子)
- この四のみ、法律上寺の衰滅を救済し得べき方法である。而もその實際上の運用に到つては宜しく諸君が賢明なる實行上の頭腦に委すより他はない。

八

附言 日本に於ては單に何々寺といふものに印形なるものはない、故に貸借の證文等は左の如き數通りの書式となる

- 一 何々寺
住職の姓名印 (此の場合責任は兩者等分である)
- 二 何々寺
住職の姓名印 (此の時の何々寺は地理を示すに過ぎないから住職の責任となる書式である)
- 三 何々寺住職
何之 誰印 (此の場合も二に同じ)

何々寺

四

右寺住職

何之 誰印

(此の時は寺院のみに責任あり、この右寺住職は法定の代理人たる意味である)

何々寺

右住職

何之 誰印

(寺の責任)

五

右檀家總代人

何之 誰印

何之 誰印

六

住職個人名印

總代個人名印

(個人々に責任がある)

寺院が借金を爲る場合に管長、地方長官の許可は不要である、けれども抵當に寺有財産を置く場合には地方長官の許可を必要とする。

(一六)明治九年十二月十五日教部省第三十八號達に依れば、私人の屋敷内に鎮守、祠、稻荷等を祀るは不可であるとする。

註

- (一)明治十年四月三十日太政官布告第四十一號(一七三)。明治十七年八月十一日太政官布告第十九號(一四三)。
- (二)註一及各宗派宗制參照
- (三)明治六年一月七日教部省番外達
- (四)明治三十一年二月二十日社寺局通牒管乙第二百四十五號(一八〇)。
- (五)(六)(七)明治五年四月二十五日太政官布告第三十三號(一五七)。明治六年一月二十二日太政官第二十六號布告(一五七)。明治七年三月二十四日太政官布告第三十八號(一七一)。明治十一年二月二日內務省番外達(一五七)。
- (八)
- (九)大審院判決例(三十三年度第二卷五十五頁、同三十五年第三卷八十三頁參照)
- (一〇)明治五年六月二十八日布告第九十二號、同年同月同日布告第九十三號、明治七年一月二十九日布告第十三號(五四)。
- 明治十七年八月十一日太政官布告第十九號(一四三)同年同月同日太政官公達第六十八號、第六十九號、第七十號(一五一、一五三)明治十七年十月內務卿口達(五三)
- (一一)明治七年十一月十八日教部省布告第四號(五四)
- (一二)明治二十三年四月二十一日法律第二九號民事訴訟法第六編第五百七十條第五第六第十ノ諸項、第六百十八條第五項(二八八)(一三)
- (一四)明治十四年七月二十一日內務省達乙第三三號(三三二)。其他法令第二編第二章第八節檀信徒總代ノ條下(三二一—三三〇)參照
- (一五)明治十年五月十六日太政官四三號布告(二九〇)、明治十二年七月內務省達乙第三十九號(三〇九頁)其他大審院判決例數多(法令二九一—二九四、三一〇)參照

六 將來の宗教法制

前數日の講義は極めて粗雑で不充分ではあつたが、今迄の宗教法の概観、及び宗教法とは如何なるものか、また宗教法令上に於ける諸問題等を一通りだけ瞥見したから、本日は「將來の宗教法制」即ち所謂宗教法案に就て述ぶる所がありたい。現行法令上未だ論すべき個所は極めて多數にあるけれども意外に今迄に時間を取られたから本日は直ぐに宗教法案の問題に移らねばならなくなつたのは私も残念であるが諸君もお許し下され度い。本章は之れを大略次の四段に分つてお話することゝしやう。

- (一) 日本の宗教法案 (二) 外國の宗教法制 (三) 宗教法案の眼目 (四) 宗教法案に對する注意。

二

日本に於ける宗教法案のうち代表的なるもの二三を挙げれば、彼の(一)明治三十二年第十四議會に提出せられたる宗教法案、及び之れに對する(二)貴族院の修正案(三)石川舜台氏の自草案、等であるが、その他にも(四)前司法大臣松岡弘毅氏の法案(五)佛教各宗に於て制定したる案(六)建仁寺に於ける法案(七)都築馨六氏の法案(八)一昨大正六年佛教各宗の依頼により予の制定せる私案(九)文部省參事官の草案、などがある。これらのものは何れも欠點を有し未だ不完全を免れない。

明治三十二年第十四議會の宗教法案に對して爲された各宗反對の要旨は大略次の三點にすぎぬ。即ち

- (A) 本末制度の瓦壞 (B) 宗派を公法人とせよ (C) 教派と宗派とを區別せよ

の三である。(A)の反對理由は、本願寺も一末寺も平等なるものと爲すは本山と末寺との區別がつかぬ本山の統轄権を缺く怖れがある、これ不當であるといふのである。(因に不當とは法律に反する不法の意ではなくて、常識に照して穩當でないといふ事である)此の見解に據れば、管長制度は憲法違反といふことになるから、之れは不法と云はなければならぬ。石川氏等の反對は不當であるといふ理由に據り、決して不法とは言はなかつた。(B)の理由に就ては、公法人とは權力團體であつて上下關係、權力服従の關係にあるものであるから、宗派には大きな利益であつて、本山よりの賦課金に對して末寺は絶對服従の義務がある様になる。けれども公法人としなかつたから反對したのであつた。(C)の理由は、天台宗眞言宗等の如く古き歴史を有し國民精神の涵養、文化の發達等に非常に大きな貢獻をしたものもあれば、これに反して五十年前大和の「おみきばあさん」の開いた天理教などの如く若干の運動費によつて別派獨立を爲し總て不完全不確實で殆ど迷信に近いものもある。故にこれらを平等に取扱ふことに反對したのである。なほまた歴史上から基督教の國民に對する罪惡を述べて國家興隆に力あつた佛教と同一視するは不當であるといふ理由もあつたが、之れには當局者の「佛教の悪い所は何うするか、弓削の道鏡は如何？」などといふ辨駁があつた。

その他貴族院には佛教の外護者があつて此の法案に對し種々の意見が發表せられた。その重なるもの、二三を列挙すれば

- A 佛教にのみ監督を嚴にするは不當である。
- B 宗派を公法人とせねばならぬ。この理由とするところは、原案に寺に賛助役を置くといふのは、上からは大臣の壓迫、下からは賛助役の干渉で、管長權が無視せられるといふことになるからといふにある。
- C 寺を財團法人にせよ。
- D 宗教委員會を開け(裁判制度)
- F 教會が解散したときは信者に財産を分配し、寺が廢寺になれば政府が沒收するのは不當である。等の意見である。

都筑馨六氏の宗教法案は、各宗別々に法案を制定したものであつた。宗教平等の原則に據れば、法律は一でなくても良い、即ち法の單一を指すのではなく其の取締法が平等であれば良いのである。此の法案には特筆すべき一事があつた、即ち訴偽誘惑に依つて宗教に引入れたものはこれを處罰するといふ條項である。

第十四議會の原案では各宗を平等に取扱ふといふ、其の平等とは形式上であるか又は實質上であるか。例へば前に述べた如く、百萬の檀徒を有する大谷派と百六十人の信者を有するのみのメノニッテなどを同一平等に取扱ふのは實質上平等である。又國民の大部分に信仰を有する佛教徒を保護するといふ事になると、基督教徒との間に形式上の平等を來す。茲に於て法律は形式上の平等を主張するけれども、佛教徒は飽くまで實質上の平等を主張しなければならぬ。

「佛教を公法人とせよ」といふ各宗の意見は甚だ拙な方法であると思はれる。國家は國家自身以外には權力團體を設けることを嫌ふ、此の故に表面上公法人を主張するのは拙い策と言はねばなるまい。形式の如何を問はず、實際上の權力を握れば良からうではないか。

三

諸外國の宗教法制を瞥見すれば

- A 國教制——英吉利、瑞典、諾威、露西亞、東洋の各國等
- B 公認教制——佛蘭西、米國、奧太利、獨逸、露蘭士、加那太、弓波等

因に米國ではその憲法上から見れば自由教であるけれども實際上では公認である、即ち議會開會の節大統領が神に讚美歌を奏するのは其の公認教たるを示してゐるものである。

佛國に於ては一九〇四年政教分離以後もカソリック教徒の保護に力を注いでゐる。

世界の各國を見るも自由制度の國は何處にも見られぬ、たゞ共和國の制度に近い丈である。茲に於て日本が自由制度を布くは大きな考へ物といはねばならぬ。宗教團體を以て營利團體同一ものと爲すのは絶対に不可である。

四

「宗教法案の眼目」ともいふべき諸項を列擧すれば、

1 教師資格の程度——文部省内で確定した意見に據れば、教師資格の程度は現在中學程度であるが之れを専門學校程度に引上げべしといふけれども、之れを實行することゝすれば小宗派は自然滅亡といふことになる。

2 宗教委員會の制度——懲罰の程度

3 財産管理の諸點

4 本末制度の諸項

5 佛教各宗と基督教との相異關係

次に「宗教法案に對して注意」すべき諸項を列擧すれば、

1 寺が債務を爲るときは管長の認可を添へるといふこと

2 寺の創立を自由にすること、又廢寺するときはその以前に管長に通告せしむること

3 非教師僧侶を取締ること

4 佛道を必ず宗派に屬せしむること

5 檀信徒總代に義務を付せしむること

6 軍隊に布教師を置くこと

7 古社寺保存の基本金は現に拾五萬圓位なるも今少しく改良すること

8 寺境内地の伐木規則を緩にすること

9 迷信を絶対に掃滅すること

10 信仰を冷淡ならしむる如き行爲を爲すものを所罰せしむること。例へば芝居活動寫眞にて宗教界の權威を墜す如きものあれば所罰すること

宗教法案を解決するに先つて先づ如上の如き件々を制定するを必要とする。

七 結

論

本日は愈々結論を述べたいと思ふ、夫れに先つて今迄日本の制度を述べ來つたのに對し、世界に於ける最大宗教で管長制度を實行してゐる羅馬法王廳の制度に就て少しく述ぶるところがあり度い。

羅馬法王廳に就て述ぶるといつても、毎年二十五萬フランの年金を取る法王廳を言ふのではない、伊太利から獨立した土地に本山を有する事實を述べるのでもなく、その本山や御殿の規模結構が驚くばかり宏大なるを語るのでもない。又カヴウルの言へるが如く「國家は宗教より自由なるべし、宗教は國家より自由なるべし」といふ政教分離を説くのもなければ、又その法王廳は文書、司法、教務、外交、財務の五部から成つて其の各部長たる僧正たちは皆立派な法律家であるといふ事實を言はんと欲するのでもない。(因に法王廳に學務部を置かないのは官立の大學に宗教科があるからである)今私が諸君に述べやうとするところは實に法王廳の特徵たる學ぶべき左の三點である。

一 前述の如く政治上といひ性質上といひ精神上といひ總ての點に完全無上なる法王自身の生活状態は如何に(?)といふに、その生活費は各國の信者から毎年九月に五厘なり一錢なりの賽錢を上納する、之れが法王の唯一の生活費であつて其の質素儉約なることは實に驚くべきばかりである。法王は純白なる服と黒い帽子を着けてゐるばかり、斯の如き簡易なる生活は頗る學ぶべき所であると思ふ

二 財産の管理法では、先づ財産を次表の如くに分類する

財 産
 祭祀財産 永續財産
 普通財産 建物財産

祭祀財産とは其の名を示すが如く寺院ならば登高座輪燈等の如き禮拜に使用すべきものであつて、之れには絶対に差押へが禁じてある。永續財團とは即ち普通の基本財産である。此の外に建物財團を組織してあるのは實に先見の明あるものと言はねばならぬ。例を我が大谷派本願寺に取つて言ふならば、若し兩御堂が火災の爲め一朝全部烏有に歸して了つたとき直ちに之れが再建を爲すことは殆ど不可能といつてよい。而も建物は法の間接なる布教者であるから一日と雖も之無かる可からざるものである。此の難問題を解決せんが爲めには本山兩堂を永久に維持せしむ可く再建費を積立つる必要があると言はねばならぬ。

三 組合の組織に参考と爲すべきものがある、即ち

組合 講社——永續的、義務嚴重、入社の時誓を爲す、退社不能。
 教社——一時的、義務輕少、入社の時誓を爲さず、進退自由。

人としての集りには右の如き差異ある二團體がある。然るに我が佛教では唯々「教社」を有するのみ、彼の法律を以て禁止せる如き秘密結社は不可であるが、「講社」は是非とも必要なものであらう。

二

結 語

初日開講以來一週日、漸く宗教法令に對する研究の一部分を述べた丈けで早や終講の日が來り、結

語を述べなければならなくなつた。開講以來叙述した諸問題の概要を圖示すれば次の如くである。

五四



宗教制度に就て言へば、今後も佛教各宗では益々公認教制度を要求し、政府は依然として自由制度を好むであらう、然し此の兩者を比較研究するときは甚だその取捨に迷ふ所である。

若し自由制度を可なりとするならば、日本國中に無数の宗教が群坐し小宗教は大宗教に併合せられ終には一大宗教を形成するに到るだらう。此の一大宗教は公認教制度を要求し進んで其の宗教内に有力者が顯れて國家と結合すれば國教制度に進め、更に一步を進めては政治上の力を加へて以て教國制度と爲すのである。之れ羅馬舊教の理想とするところ。

けれども宗教にも榮枯盛衰を逃れる力はない。教國制度まで進んだ宗教は、やがて漸次社會に害毒

を流布して信用を失墜し、かくて國家の抑制を要するに到つては國教制度となり、この抑制を免れんと欲しては公認教制度となり、遂に更に元の自由制度に復歸するが如く、たゞ循環は是有ることも一として永劫の繼續を爲し得べき制度とは無いのである。

また宗門制度に就て言ふも、既述の宗教制度と同様に、其の初期は單なる能所關係にすぎなかつたものが年を経るに従つて組合制度となり、更に分裂して長老制度となつて能所關係以外の權力服従を必要とするに到り、更に進んでは小本山を大本山の管轄とする管長制度なるものとなるのである。けれども此の管長制度の中には不平者を生じてまた獨立し再び長老制度にもどり、更にまた組合制度となるが如く、是亦一の定住すべき程の制度はなく、たゞ同一の徑路を往復してゐるにすぎない。即ち換言すれば小宗教は大宗教たらんとする傾向を有し、大宗教は衰退して行く傾きを免れ得ないのである。茲を以て果して如何なる制度が理想的であるかといふ問題は俄に速斷することを許されぬ。

何人にも等しく着用し得る衣服は求め得られぬ、着物は常に時と處とによつて變らねばならぬ、唯變らないのは人である。永劫不變のものは唯一の人格なるものであつて、大人格者の出現は其の制度の如何に拘らず必ず其の宗教を盛大ならしむるものである。たとひ如何なる大宗教なりとても久しく大人格者の出現無くんば遂に衰滅を免れ得ない。宜しく諸君の緊禪一番、深く自警あらんことを望んで此の講義を終らしむる次第である。

五五

宗教と教育學との關係

五六

文學博士 谷 本 富

- 一 宗教と教育
- 二 宗教と科學
- 三 宗教と靈魂
- 四 宗教の進化

- 五 靈魂の取扱ひ方
- 六 宗教と哲學
- 七 宗教と社會道德

當講習會に講師として御招聘に與り、本日から三日間諸君の爲めに『宗教と教育學との關係』を講ずることゝなつたのであるが、何分時間も尠く加ふるに暑さの折柄であるから多く議論をさけてなるべく實際的方面からお話する考である。それでも重要な問題は逸することは出来ないから、簡單ながらも種々な章を分つてお話するのであるが、各章は夫れ／＼ポツ／＼と切れてゐるものでは無く、解り易きを主としたのみであるから、その積りで全體として纏めてお聞きお希望しておく次第である。

一 宗教と教育

先づ「宗教と教育」の問題から初める。これは廣い意味の宗教と教育學との關係中の狭い意味の宗教と教育に關する問題の考察である。

凡そ我が日本國中で宗教と教育とは相提携して進まなければならぬものであるといふことを絶叫したのは私であつて、夫れを明治三十九年三月に京都の市會議事堂で講演したことがある。その講演の筆記は印刷に附せられて廣く日本の各方面各階級に頒布せられ、たゞに佛教徒のみならず基督教徒の間にも及んだ。この問題に關して井上圓了博士なども種々書いてはをられるが不徹底たるを免れぬので、私が二十五年以前に書いたものが今尙ほ用ゐられて居る。この一事を見ても如何に日本の現在の學者なるものが曲學阿世に眠つてゐるか、解るであらう。閑話休題、明治二十三年十月教育勅語の御發布があつた後に於いて、勅語と基督教との間に一の衝突が起つた。その時井上哲次郎博士が『耶穌教駁義』といふものを『哲學雜誌』(明治二十七年十月より翌二十八年二月に至る五號)に書き、また『東洋學藝雜誌』に於ては二百頁に涉つて谷本の議論に敵ふものがあるかと讃めたゝへた。その駁義の内容は要するに高等批評で、根本的實際問題に就いて論じたものは、失禮ながら二十餘年以前の私の論文より他には無いのである。抑も思想界に立つものにして他人の先覺となり得ないものは何等の價値も認められぬ。

さて明治維新の當初に於て、佛教は政府から非常な冷遇を受けた、これには三つの大きな理由があ

るのである。

その第一は、明治の維新は勿論維新は維新に違ひないが、他の一面から見れば王政の復古である。その復古は即ち尤もらしいことながら疑問であつて、一體何時の古に復すのかといふことは當時の大問題であつた。そこで先づ後醍醐天皇に復古しやうとした。が段々考へると之れは馬鹿々々しいことなので、今度は神武天皇の古に復さうとした。これを言出したのは王松操といふ僧侶出身の男で、當時岩倉公維幕の參謀として怪手腕を振つてゐた人である。これはなるほど一寸考付きさうなことで一應尤もらしい説ではあるが、さて神武天皇の古に復すこととなる皇祖天皇の時代には佛教は無かつた。佛教の渡來は諸種の説はあつても先づ普通欽明天皇の十三年であるから、王政復古と共に廢佛棄釋佛教を廢めてしまへど主張するものが出來て來たのである。明治維新は一に神典の力に依る、陛下は天津日嗣の御子にして天壤無窮、天地と共に極り無いものである、といふやうなことは、八萬四千萬の經文の何處を開いて見ても佛典には書いて無い。それで喜んだのは神主である、喜んで兩部神道といふことを廢めて了ひ、廢佛棄釋するに到つたのは將にこれ維新の一大缺點でなければならぬ。

こゝで思付くことがある。私は本年五月三日藤原鎌足公を祀つてある多武峯の檀山神社に參拜した。社の衰微を見ては私と雖も涙無き能はなかつた。鎌足公は御承知の通り天智天皇と御相談して蘇我入鹿を殺し、蘇我氏を亡ぼして藤原氏全盛の基礎を成した人である。この神社に參つて私は一句を得た。

我ならば戀や語らん若葉山

それは兎に角としてこの蘇我氏を亡ぼしたことは藤原氏の大を成した所以ではあるが、一面これは藤原氏の爲めには非常な過失を犯したものであつた。今日日本史を繙くもので藤原氏の横暴を惡まぬものはあるまい、また後三條天皇の御涙に同感せぬものはあるまい。その鎌足公の神像はこの神社に納つてゐて天下に事あるごとにその神像が破裂するといふ。破裂の記といふ記録もあり、現に百餘年前にも大破裂してゐる。それなら御維新には破裂しなかつたかと私は神主に尋ねた。明治十九年に内閣の組織になつて足輕の伊藤博文公が總理大臣となり、藤原氏は事實上滅亡して了ふに到つたとき破裂しなかつたか。伊藤公も矢張り藤原氏に關係があるといふならば、現在に於て政黨内閣の組織となり原敬氏が内閣總理大臣となつたこの大變動に御神像が破裂しないのは不思議なことであると語つたことであつた。つまりこの兩部神道の廢止といふことは佛教衰退の一大原因をなしてゐる。

その第二は當時の爲政者に漢學者が多かつたといふことである。これは北海道の地名のアテ字を見ても思はれる。熱帯チヤップといふ如きは支那の大辭典に「説鄂」といふのがあるから夫れから當てたに違ひない。これら漢學者が政治を行つたといふことが第二の理由である。

第三の原因は、洋學者を多く重用したことによる。即ち新しい學理を信するものを多く採用したので、科學の跋扈を來し佛教の衰微となつたのである。文部省は明治三十二年省令を以て宗教と教育

を分離した。前にも言つた通り三十九年私は宗教と教育とは相提携して行くべきものであることを主張した。越えて大正六年時の内務次官床次竹次郎君は三教會同を試みて失敗して了つた。世には教育は人間を賢明ならしむるもので、佛教は畢竟するに迷信にすぎぬといふものがある。私は言ふ迷信の大きなものが宗教ではない。政府は狐を祀つてゐるのはないか。私は心理學の上からこれを説明することが出来る。心理學上人の心を分けると理智と情意の二つとなる。哲學や科學などは理智であつて、その中に情意がある。情意は藝術がこれを發達せしめるので、その主となるものは宗教である。若し日本に佛教渡來せずば、かの異常なる日本美術の發達は見られなかつたであらう。その何よりもの證據は國寶のうち十中八九までは佛教に關係したものでないか。この人心を理智と情意の二に分つことは佛蘭西のフウトルといふ哲學者の説であるが、私はこの所論に賛成するものである。科學の跋扈は人間を墮落せしめる、私はこの意味に於て宗教の教育上に於ける必要を力説するのである。

更に進んで次には教育の目的如何といふ問題に入らなければならぬ。これに二説ある、第一は自然説、第二は理想説これである。先づ自然説から説けば、これを言出したのは佛蘭西のルソオで、人間に天然に具備してゐるものをそのままに發達せしめよと言ひ、宗教教育を主張するのである。その説のうちには十二三歳から宗教心が芽差す、先づこれから教育せなければならぬといふのであつて、我が澤柳政太郎博士などはこの説を執つてゐられる。私はこの説に反對して日曜學校説を主張した。

また幼稚園の元祖が佛蘭西のフレエメルであることは御承知の通りだが、日本では斯く云ふ私である。勿論日本にも私以上の先祖が無いとも言はれぬ、それは和氣清麿公の姉君で廣虫といふ方であつて、尼となられて法名を法均といひ子供を幾百人といふほど預かられたといふことが歴史に見えてゐる。が然しこの幼稚園の目的は人間に靈的生活の一面があるといふことを子供のときから發表し自覺せしめるが爲であつて、決して細工や手工をやらすのが目的では無い。日本では明治六年に始めて幼稚園といふものをやり出したが、目的は抜きにして了つて方便や手段ばかりに骨を折つてゐる、モンテッソの所謂カアサツテマンテイビ(子供の家)といふのをやつてゐる。本年五月十六日に私が敷演した此のモンテッソのアドヴンスの高等本に愛が何より大切で、太陽の如き心で愛を心に體得するのは神になることであると説いてゐる。カントも教育の目的は圓滿具足となることを理想として進むべきであるといつた。これらが理想説の一斑である。

ところが、最近に教育學は著るしい進歩をした。教育の目標は變つて來た、今迄のやうに頭のみならず腹の教育を爲なければならぬといふことになつて來た。頭のみ清らかでも腹が濁つてゐては何にもならぬ、昔は頭のみ智慧をつけることを主としたが、現在に於ては腹の力を主とする教育を必要として來た。然らば力とは何か、力とは本能を強くすることで、本能とは煩惱熾盛なるをいふのであると佛蘭西のベルグソンは説く。こゝが宗教に於ては淨土眞宗のみが説くところで今は各宗教もこれに眞

似るやうになつた、即ち不斷煩惱得涅槃こそ力を主とする教なのである。

六一

二 宗教と科學

次に宗教と科學との關係を瞥見すれば宗教には非科學的なことが多いと言はなければならぬ。そのうち最も非科學味の尠いのは淨土眞宗である、十三宗五十幾派あるうちに非科學的でないものは殆ど無いと言つても過言ではない。極めて明瞭なことは宗教と神話の混同といふことで、通例非科學的に見ないものは宗教では無いとも言へる。我が淨土眞宗はこの神話の最も尠い宗教なのである。一般に神話であつたものが進歩して科學となつたもので、宗教が進んで科學となるものでは決してない。つまり神話は幼稚な科學であつて、これが昔の宗教のうちには澤山に取入れられてゐたので、その神話が追々に進歩して今日の科學となつたのである。私の先生である獨逸のヴント氏は、神話は科學の起源であると明言せられてゐる。

然らば神話とは何を説くものかと斯う言へば、これは天地自然の開闢淵源を説明するものである。これを分類すると大略三とすることが出来る、即ち、

一 地理神話。二 創造神話。三 人生神話。これである。

第一の地理神話の次に天父神を挿入して四に分けて見ると、廣く佛教にも基督教にもこれが入つ

て居ると言へる。

先づ地理神話とは例へば神武天皇が大和の向日ヶ岡に登つて日本國中を見られたら、日本は蜻蛉の形をしてをつたといふ類で、海拔一千尺足らずの山上で日本國中が見通せる理由はない。こは外を知つて他を知らざる狂的自覺に過ぎないのである。基督教でもベルサイユに四方の門あつてこゝが天下の中心であるといつてゐる。佛教の須彌山説の如きもこの部類であるが、これはもと佛説ではなく婆羅門から轉入したものである。希臘時代にもこれに似た説があるが、その組立が稍々これよりも幼稚である。即ちホオマアの詩中にある「地上は平面にしてその縁には水あり、その境界には穴ありてこゝより地獄に墮ち行くなり」云々とあるのがこの類と言へるであらう。

次には天地創造神話、即ち伊弉諾伊弉册等が大八洲を創み出されたとか、或はアダムがチグリス、エウフラット河の沿岸で孤獨な淋しい生活をして居つたときに、神がその肋骨一本を取つて息をかけたらイヴが出て来たといふごとき類である。我が臺灣にもこれに似た神話がある、紅頭嶼といふ小島があつてこゝの住民に傳はつた神話に、昔一人の神あつて名をイヅユのカン／＼といつた、この神が歩き疲れてとある石に腰を下し膝をなでると左の方から男の子、右の膝から女の子が飛び出したといふのである。この紅頭嶼の東方の小島に阿三族といふのがあつて、こゝに傳はる神話に男神アボクラヤンと女神タイブラヤンとが、鶴の尾を振るのを見て色氣を起したのが人間の初りであるといふの

六三

がある。これらの所説は決して神典を輕蔑するものではないが、然しこれが誤りであるとは言ふことは出来ない。

第三は人生神話、これは人間は死ぬものである、けれども何故死ぬのかは解らぬ、解らぬが、死ぬといふことは大きな事實である。人生神話はつまりこの人が死ぬといふことに基いた神話である。耶蘇の方ではアダムとイヴがエデンの花園(今は海中にあるさうだ)に暮してゐる時、園に甘さうな木の實が成つてゐた、夫れは取るべからずといふ禁制の札が建つてゐるのだが、どうかして食ひ度いと思つてゐるときに蛇が出て来てをだてたので遂に食つて了ふ、この木の實を食つたが故に子孫の壽命には限りがあるやうになつたといふのである。日本にも似た話がある、日本書紀の神代之卷に書いてある。天神の崩御になるのは不可思議な次第だが、夫れには理由がある。瓊々杵尊が天から降臨なされてアダの岬を散歩して居られると向ふから一人の美人が歩いて来た、早速直接談判でこの女に妻になれと言はれると、女は私では何とも仕様がなから父の大山津見命に聞いて呉れと答へられた。で大山津見命のところを訪ふてその由を告げると命も大に喜ばれて話はきまつた。さてその結婚式の當日になると女が二人やつて来て二人とも貰ふて呉れといふ。この二人は姉妹で姉は岩長姫といつて醜婦だが、妹は木花咲兮姫といつて至極の美人であつた。そこで天孫が妹の方だけを貰はうと言はれると、大山津見命の言仰るには「御身を磐石の如く長かれと二人を差上げたが美人の方のみとお納れになるやう

では御命にも限りがあるらう」とあつたさうだ。一説にはこれは天皇の御命の有限なるを指すのみではなく臣下の命にも限りがあることを云つてゐるのだともいふ。いづれにしてもこの時二人とも貰つて置いたならばと書いてあるばかりでなく、末世の我等も大助かりな次第であるが誠にどうも惜しいことであつた。

最後に天父神話とは、地震が起るのは餘が地下に居てあばれるのであるとか、また西洋で雨が降るのは天にツオイスといふ神があつて顔を洗つて水を棄てる、それをたい棄てるのでなしに、の中へ棄てるから雨となつて降つて来るとかいふの類である。

また宗教には殆ど何の宗教にも奇蹟といふものがある。この奇蹟には (一)説明の出来る奇蹟と (二)説明の出来ない奇蹟と、の兩方がある。弘法大師の奇蹟は私はこれを學理的に説明してゐる。親鸞聖人の越後の七不思議の説明は古來幾度となく變つてゐるのである。こんなことは支那にも澤山ある。弘法大師が流れに龍を畫いたらその水が止まつたといふ類の話は西洋にも尠からずあるのである。一昨年のエヂンバラ大學のトピットソン氏の宗教々育論を見るに、キリストが多くの人を自己の思ふまゝに導いたのは全く奇蹟の力に依ると言つてゐるところがあつたが、御法義繁盛は實際の奇蹟であつても、七不思議は決して奇蹟ではない。故に奇蹟は眞の宗教に何等の關係はないと斷言し得るのである。

三 宗教と靈魂

六六

これから四つの小章に分つて宗教の進化を述べる考で、その第一が靈魂の問題である。教育でも科學でも説明が出来ないのはこの靈魂の問題である。十九世紀は科學萬能の世紀で科學は大に隆盛したがその反動として宗教は衰微してゐた。けれども今や歐洲の天地に於ても宗教は再び隆盛の域に向つて來た、この傾向、この風潮は靈魂の一語に纏め得らるゝのである。故井上圓了博士は『佛教活論』を唱へて佛教の復活に力められたが、稍やヒイキの引倒しの觀が無いても無かつた。また同氏は妖怪の無いことを主張せられたが、これは現在の科學に於て大きな問題なのである。私の講義も此處を出發點として行かう。

明治維新の當初の廢佛棄釋には三つの大きな理由があつたことは前に述べたが、大正の今日宗教の非常な隆盛を來したにも大理由が數へられる。

その第一は、佛蘭西に於ける基督教の復活である、これを考へれば蓋し思ひ半ばに過ぎるものがある。世間の思潮は争はれぬものである、思潮のみは如何なる力を以てするともその入來を拒絶することは出来ない。東洋第一の奈良の大佛を何の爲めに聖武天皇は建立遊ばされたか、これを學者たちは(1)支那人を驚かさんが爲めに(2)神主連中を驚倒せしめんが爲めに、及び(3)神托を受けられたる

による、といふ三つの理由で説明するけれども、最後に支那人の風俗を真似て造佛せられたるものであることは否定出来ない。何事によらず真似ることの好きな、また上手なことは日本人の特質の一である。今の佛教復興もこの例にもれず、佛蘭西のカトリック・リヴィエールが日本の宗教界を活氣付かしたためたのである。佛蘭西にはエルネスト・ルナンといふ人があつて、この人は佛蘭西に於ける最後の基督教攻撃者であるが、彼は獨逸のシュトラウス氏と呼應して有名なあの『基督傳』五卷を製作し基督教に對して挑戦した。然しこれが最後の反基督教者で今の二十世紀となつてはこのルナン氏の説に反對するものが多數に出て來て「ルナンの説は獨逸の學説である」とした。御承知の通りこの頃から佛蘭西では愛國心の進りから祖國尊崇を思想上にまで及ぼし、獨逸系統の凡ゆるものを廢止して固有の國風を宣揚せしめんが爲めに、新教を排斥し舊教の復興を必要として、舊教を宣傳したのが日本にまで影響したカトリック・リヴィエールとなつたのである。

第二には、哲學の變化、即ち哲學の内容が著るしく進化し、それがまた一般に普及せられ著るしく隆盛を來したが爲めである。斯ういつても宗教と哲學とは全然別問題であることを注意してをいて戴き度い。十九世紀の中頃日本ではスペンサアの哲學が流行した。この哲學には不可思議論といふものはあるけれども、宗教には極めて冷淡であつて——然しスペンサア自身は、宗教に極めて熱心であつたが——表面は科學萬能の世界であつた。吾が加藤弘之博士はこの哲學の崇拜者で、井上圓了博士も

六七

その亞流であつた。けれどもこの哲學は哲學ではあるけれども眞の哲學では無いのである。新たに勃興した哲學はニューアイデアリズム、即ち新唯心論で、これは英人ゼエムス氏の唱導したところ、今日宗教の隆盛を見たのは全くこの人の力に依ると云つても差支ない。新哲學の御開山である、彼の著書には一九〇四年に出版された『宗教經驗論』といふのがあつて、此れに就いては私は曾て京都の市會議事堂で「南無の心理」といふ題で一場の講演を試みたことがあつた。この本には譯書があつて『宗教的經驗の種々』と題し佐藤某氏といふ人が譯して居られる。

更にもう一つの哲學はヘルグソンの哲學で、これを知らうとする爲めには錦田文學博士の『ヘルグソンの哲學』といふ著書が格好であらう。斯の如く近時哲學は大に變遷し、宗教に接近して來た、爲めに宗教心の隆盛を見る原因をなしたのである。

第三は、心理協會の設立で、これは心靈の研究を目的として組織せられたものである。心靈の研究とは、即ち西洋の所謂サイキック・リザアチで、これは人間の靈魂は死後もなほ生存すると主張するのである。その最初の重なる學者は英人マイヤアスで、彼は一九〇七年に『死後の人格生存』といふ著書を出してゐる。そのうち科學者なるオリバ・ロッチが會長となつたが、現在の會長はヘルグソンである。この一派の説に依れば幽霊といふものは存在し、チャンと寫眞までも撮つてある。現に巴里大學の醫學部長は亞米利加の佛蘭西領に幽霊が出るといふ話を聞き、態々寫眞の撮影に出張したことがあ

る。これらの風潮を知るのに最も便利な本は、ジョオルといふ人の著作『超凡意識の研究』で、これを讀むのが一番良からう。

第四には、此度の戦亂で靈魂論が著るしく隆盛になつたといふことを數へなければならぬ。英國の婦人スカポロオ女史は一昨年暮『現今の英文小説に於ける幽霊』といふ本を著した。大戦一度開始せられたる以後英文壇に於て發表せられたる小説約二百種のうち、殆ど幽霊や靈魂を説かぬものは無いと言つてもいゝほどである。戦争に加はり名譽ある戦場で將に戦死しやうとする刹那、神の使は眼前に降りて來たとか、または戦没の勇士の魂が故郷の家庭へ歸つて來たとかいふ話が彼處此處に聞かれるのは、蓋し人間の自然性を現はすものであらう。而も斯くの如く戦の爲めに人心が動搖した結果として靈魂論が盛となり、これに關聯して宗教の隆盛を來したのである。愛國心から心靈の隆盛を來した例には日蓮上人の『立正安國論』を數へることが出来る。また淨土眞宗の發展は即ちこの第四の靈魂の信仰であると思はれる。

然らば進んで「靈魂とは何ぞや」といふことになる、曰く不可解、曰く分らないのである。而も靈魂は如何なるものであるかといふことを説明するには、是非とも靈魂の不滅を説かねばならぬ。是れが無ければ宗教は成立せぬ、殊に淨土門に於て然りとするのである。私はこの靈魂不滅を四段に分けて説明する。

一、マイヤアスの説に據る、即ちサイキック・リザアチに依つて靈魂の不滅なるを主張するのである。
 二、獨逸の哲學者カントの説に據る、即ち因果の原則、善惡應報論の立場から善者必ずしも盛んならず惡者必ずしも罰せられぬ現在を見れば、若し靈魂不滅を説かすば道德が成立せぬからこれを不滅なりとするのである。

三、ゼエムスの説に據る、即ち胸に有難いと思ふのが信仰であつて、宗教の經驗はこれを客觀的に見るべきものではない。三稜鏡を用ふれば太陽の光線は七色に分解される、然も太陽光線は一色であるなほまたこのプリズム(三稜鏡)を無くして了つても太陽は存在するのである。依つて靈魂を色々考へる腦髓は、恰もプリズムのやうなもので、靈魂は太陽の如く、腦髓が無くなつても靈魂は依然として存在するのだと説くのである。

四、獨逸で四十年ほど以前フエヒナルといふ心理學の泰斗が心理學を數學的に研究した。彼の説くところに據ると、人間の靈魂といふものは肉體が死滅したのちも彼方此方にうろついてゐるものである。人間の住居は第一が母の體内、第二が現世、第三は靈界である。この靈界にうろついてゐる靈魂が生きてゐる人間にぶつつかるとその人は死んだその靈魂のうろついてゐる人を思ひ出す、而もその靈魂には大小の別があつて偉人の靈魂ほど大きくて良く度々他人に思ひ出さしむるものである。なほまた靈魂を呼び出すことは出来るものである、といふ風に説くのである。けれどもこれもまた稍々不

徹底たることを免れない。

米國に會てインガルゾルといふ人があつて、この人はもと辯護士であつたが死ぬるときには惱んで、「自分の忌日には毎年靈魂學者を招待して講演して貰つて呉れ」といふ意味の遺言をし、それが爲めに自分の遺産を提供してをいて逝つた。

これらを要するに、宗教の盛大を來したことはない、科學の外に靈魂論が非常な隆盛を來したといふ事實を度外視することが出来ないのである。科學では如何しても靈魂を説明することは出来ない。而して宗教がこれを説明しやうとするものであつて、こゝに宗教の進化といふことが認められるのである。

四 宗教の進化

茲に於て宗教は是非ともその當體を「靈魂」に置かなければならないことは自ら明かであらう。宗教の當體を「道德」なりとするのは未だ以て第二義的のものであると爲さざるを得ない。

多くの學者は「靈魂なんか畢竟分らぬものである」と言ふけれども、その科學的説明には或は失敗しても吾人の情意には靈魂は確實に存在せりと言はざるを得ない。如何なる野蠻人の間にも靈魂論はある、而もまた如何なる文明人のうちにも靈魂に對する感じは在るのである。たゞその感じが粗雑なるや否や、また夫れが洗練せられて居るか如何かといふことによつて、そこに宗教の進化が有るか否か

といふことが解るものなのである。スピリット、即ち靈魂といふ意味に兩義がある、その一はアルコオル、他は即ち眞の靈魂である。古代に於てはスピリットを「息」であると解釋して居つたことがあつたが、これから今日の靈魂の意味が出て來たのである。「靈」といふ漢字は雨と囙と巫の三つから成立してゐるが、雨は古代からこれを大切にして雨を祭り雨乞ひするなどのことがあつた、また囙は御供へをするといふことで、巫はミコカンナギの意味なのである。これはまあ漢字論にすぎぬが、古代の野蠻人は靈魂を分つて四つ、即ち人の靈魂に二つあり、又天地萬物にも二種の靈魂を感じ、四種の靈魂ありと説くので、私はこれを次の四つだと考へてゐる。

(一) 身體に即した靈魂 (二) 身體に即せぬ靈魂

(三) 天地に即した靈魂 (四) 天地に即せぬ靈魂

つまりこの四つだが、獨逸のヴント氏は民族心理學——これは宗教を根本から取調べるには極く大切な學問である——を研究して、野蠻人の考へる二種の靈魂をケルベルガイヌ即ち遊魂と體靈とであるとしたが、これは何にも別に珍らしい説ではなく、東洋では古い昔から言つてゐることで、淮南子や左傳に「魂魄」といふてゐるのにあたる。即ち魂は心靈、魄は體靈であつて、これに「魂は死して靈となり、魄は死して土に歸す」といふ註釋まで施してある。つまり魄は力であり、魂は靈である、そ

こで前にも一寸言つた通り息が魄であると思ひ、次に心臟や動脈を魄であると思ふた、影もその一つであるから、昔から三尺云々で師の影を踏ますなど云つたのもこの意味からであらう。最後に生殖器の力を魄であると思ふやうになつたのである。天地に即した靈魂は、天地の山川草木悉く各個に山神風神草木神などの神があり、また天地全體について神がある、即ち太陽がこれであるとした如きで、天地を離れたる神とは即ち天御中主神の類である。人間にもこれと同じく自他別々の魂があると説いた、故に悉く言へば前の如く四種の靈魂ありとするのである。

次に靈魂の所在地の問題であるが、月の魂は月の彩光であるとしたのは、一面また身體に即した魂の例ともなる。が、離れた靈魂の所在地といふことは大きな問題であつて、第一には人が死んだときその息を引取つたところに魂があるといつた。古代から天皇崩御の度毎に遷都してゐたのはつまりこの理由によつて來たのである。次に魂はその家に居る、四十九日はその屋根の棟にをる、次には森の中にをるといふ、だから昔から森の中には神様が居るといふてゐた。また死骸を埋めたところに居るともいふ、天へ昇つて行くともいふ、社に祀ると其處に居るとも云つたのである。これはまあ一寸進んだ方だが、神道などは此の意味からして、あまり進んだ宗教ではないのである。

最も進んだ靈魂の所在地觀は、善惡の行爲によつて靈魂の行くところが異ふといふ説き方である。然し印度に於ても古は死後行くところは冥路即ち黃泉の國一ヶ所であつた。で閻魔も阿彌陀も同じも

のであつた。泉芳璟氏が『佛教地獄極樂論』を著して閻魔即阿彌陀なることを説いたのは、つまりこの思想を述べたものである。

七四

五 靈魂の取扱ひ方

これから述べやうとすることを示すのに「取扱ひ方」といふ言葉ほど之を表はすに適當な言詞はない前にも言つた通り、勿論宗教は靈魂を當體とし對照とするけれども、そのみでは宗教とは言はれない。靈魂を對照とした上これを取扱はなければならぬ、取扱はなければ宗教とはいはれぬ。靈魂を當體とし對照とするだけならば、夫れはたゞに宗教のみに限らず、科學も亦然りである。

靈魂には身體と即不即、天地と即不即のものがあることは已述の通りであるが、先づ第一に人間の身體に即いた靈魂は即ち力であつて、これを感じ力を説くことが宗教の第一歩である。古來宗教と呼吸とは甚だ綿密な關係を持つてゐる、日本でもこの實例を禪宗の調息法、または現今流行する靜座法——これも見様によつては宗教であることも出来る——などに見ることが出来るのである。印度でも外道に息を整へるのが宗教であるものがある。他にまた眼も宗教とは密接な關係があることは藥師如來の實例に見ることが出来る。

なほまた生殖器を以て宗教とするものがある。我が國で石神といふものを祀つたのはその好例で、

これは關東殊に群馬縣から宮城縣へかけて多數に有する。このことに就いては『人類學雜誌』(五月號)所載の米國人ブラッドバレー氏の「日本に於ける生殖器崇拜の分布」と題する博士論文に詳しいが、氏の説くところに據ると、稻荷さままで紅白の旗をたてゝあるのは陰陽崇拜で、また筑波の男體山女體山も生殖器崇拜に外ならぬといつてゐる。惠比須大黒聖天などの福神が悉く生殖器神なることは先刻御承知の次第であらうが、佛具のなかでも鑿は女陰の形で桴は男陰を眞似たもの、木魚もまた女陰の形であることは否定出来ない。かの彌陀三尊も觀音は女性で(印度では男性として居るが)勢至は男性であり、この男女兩性を調和楷案せしめてゐらるゝのが阿彌陀如來である。

基督教の十字架も亦男陰の形を執つたものである。埃及ではミイラの上に十字架を置くといふ凡習があつたが、これは男陰の形で「生命の樹」^{ツライツライツ}と云ひ、死んだものに力を與へて復活せしめるものであると信じてゐたのである。基督教の十字架はこれがユダヤに傳來したものである。なほまた天理教といふ小宗旨は非常に生殖器を崇拜する宗教で、この宗教に入る人々の多數は病氣をなほして貴ふ爲めが主であつて(つまり現世利益)の爲めである。これ取もなほさず人の力、即ち身體に即したものの爲めに入教するものである。現今淨土眞宗が盛大になつたのも矢張肉食妻帯とか何とか言つて、之れに何等かの關係があるかも知れぬ、開祖親鸞聖人が六角堂の觀音さまの御告を聞かれたといふのも、また何か之れに關係があることでは無いかと思はれる。

七五

要するに身體物質に附隨した靈魂は之れが力を強くするものであると云はなければならない。

その次に即ち第二には人間から離して考へられた心の宗教である。この心にまた敵の心と身方の心との別がたつ、即ちこれを善心悪心直魂曲魂である。中で敵の心に對する良い方法は神道の説く沈魂であるが、また時には身方の心もはげまされなければならないからこれに神樂を用ゐる。佛教では死んだ人の魂はカツエさせぬがよいといふので、施餓鬼をしたり供養したりなどするが、また身方の心を樂ませる爲めに法樂を以てする。

我が浄土真宗では祈禱を絶対に禁じて居り私自身も亦その通りであるが、基督教の祈禱には感心することがある、即ち西洋流のプレエヤなら寧ろ或程度までは宜いかも知れぬといふのである。私は西洋の祈禱を以て彼等の言つてゐるが如く、向上心を一點に集中して言葉で現はすといふのであるならば、それは取も直さず歸命を意味するものであらうと思ふ。私の反對する祈禱は願求を意味するものであることを能く承知してをいて戴き度い。

第三には歸依從屬の宗教で、歸命することである、英語のデペンデンスである。五十年ほど以前獨逸の碩學シユライエルマツヘルも「凡そ宗教とは我々が神に從屬すると感ずることである」と言つた是を詞を換へて言へば即ち投向することである。サレンダアの意味である。

以上大略説き來つた意味に於てはいお解りであらうが、つまり宗教には三個の進化があつて、その

程度に依つては神樂や祈禱もやりはするが、最高窮極の信念は歸依投向より外はない。で次の三によつて神たり佛たるものが認められるのである。

- 一 始めの時は威力の神である (Force)
- 二 中頃の神は正義の基とする (Justice)
- 三 終りの頃は慈愛を神とする (Love)

彼の天満宮に天神を祭るのは菅原道真公が日本の大忠臣であつたといふ理由も勿論あらうが、他の忠臣を祀つた神社があまりに流行らぬのに、この天神さまばかり大流行するのは菅相丞が死後雷になつたからである。雷が宮中にまで落ちて時の帝の大御心を惱ました時に、都の五條に住ひせるある巫女は曰く「これは菅公の怨恨によるものであるから相丞を北野馬場に祀られたが良い」と。斯うして所謂天神さま、北野の天満宮が造られたのであるから、つまり天神は忠臣として祀られたのではないから、他の忠臣たちを祀る神社はみな別格官幣社であるのに、天満宮だけは官幣中社で大流行するのである此くの如きは即ち威力の神の例と言はなければならぬ。

正義の神とは善を善なりとし惡を惡なりとする言はれ裁判官のやうな神で、これに對するにはたゞ道徳を守るより他に仕方はないのである。けれども斯の如きものが眞の神といはれやうか？、慈悲の心に満ちたまふ神にして初めて眞實の神佛を見るのであつて、茲に浄土真宗の惡人正機といふ御教が

成立する。十九二十の兩願はこの正義の範圍にあるもので、第十八の願にして初めて慈悲の佛を認め得るのである。

基督教の神はまだ正義の神の範圍を出でない。佛教のうちには威力の神あり、假願の如き正義の神もあり、また更に我が淨土眞宗のみに存し得べき眞願の慈悲の眞佛をも見得るのである。

六 宗教と哲學

次に宗教と哲學との關係を瞥見することゝなれば、世には哲學は高尚なるものにして、宗教は下等なるものなりとする人々がある。宗教と哲學とは全然別問題であるにも拘はらず、これらを同一なものゝ如く主張したものは故加藤弘之博士である。彼は曰く「眞宗のやうに地獄極樂などいふのは取も直さず小乗で、大乘は哲學に歸せなければならぬ」と。よく近頃の僧侶にもある、或は諸君のうちにあるかも知れぬが、眞宗の教義をば天台宗華嚴宗法相宗などにコヂ付けて説くものがないでもない。そんな生温いことをする位なら一層のこと勇氣を出して、西洋の學問を取入れたらよいではないか、即ち西洋の宗教學を挿入したら宜いので、これは私が常に主張してゐたことであつたが、漸く近頃になつて佛教大學では基督教神學を入れることゝなつた。

それは兎に角として、私は大小乗をば、身體に即した靈魂に重きを置くものを小乗なりとし、身體に

即せざる靈魂に重きを置くものを大乘であるを爲てゐる。小乗に於ては灰身滅智といつて、身體を苦しめてゐさへすれば邪心は起らぬものであると思つてゐるから、印度では懸倒などいふことをやるのである。されば大乘とは最大なるものに歸依投向することである、即ち哲學を最少限まで減らしたのが大乘である。法華經には三乗といつて羊と鹿と牛とに例へてあるが、私は敢て小乗は人力車なり、權大乘は馬車なり、實大乘は自動車であると言ひたい。更に進んで唯一の大乘法は、これ正に飛行機の如しと言ひ度いのである。

加藤弘之博士は明治十四年頃から東洋學の必要を説き漢學などを高唱して佛教研究の必要をすゝめた。これが即ち印度哲學といふものであつて、帝國大學では原垣山、吉谷覺壽などをして八宗綱要、原人論、天台四教儀、大乘起信論等を講せしめた。原垣山は起信論の無明業障を説いて、無明とは粘纏混濁の液體であつて、夫れが赤い液體となる時が即ち即身成佛である、なんのと得意になつて講義したものである。人々はこんな人々の言ふことを眞に受けて佛教の哲學であるとしてゐたのである。天理教はこれに眞似て心のホコリを説き、西洋にも之れに似たものがあつて、近頃米國で流行してゐる基督教學(Christianscience)なるものとなつたのである。これは基督教を科學的に説明したもので、上手にハッキリと靈と肉とを分けてゐる。

然し私は敢て言ふ「宗教は哲學に非ずして信仰なり」と。これについて三の一といふことを述べてこ

の章を終りたい。三の一といふたとて基督教の三位一體のことではない、三人の一である。例の駄洒落ではない、一九と一休と一茶との三人の一である。

十返舎一九の歌に、辭世といはれてゐるのにこんながある。

此の世をばざらおいとまに線香の、煙となつてはい(灰)左様なら

次は大徳といはれた一休で、彼の墓の門に後小松天皇の皇子一休和尚など、書いてあるのはちつとも有難いと思はぬが、當時の將軍が常々一休を畏敬してゐたのでその引導をたのまれたときに一首咏んだ歌がある。

あの世をば思ひ過すは愚なことよ、あまり過ぎると通り越すぞよ

これくらゐの境地が禪宗坊主の死んで行くときの境遇である。

最後は俳人一茶、彼は「おらが春」といふものを書いて、それに曰く

ともかくも貴方まかせの年の暮

右にあげた歌や俳句の類を熟讀玩味して下されたならば、淨土真宗でいふ真假三願の意味も自らよく了解が出来得られること、信する。

七 宗教と社會道德

前來の講義を下手に聞くと宗教の眞味にばかり走つて了つて、道德などは不必要なものであるのかといふ難詰が出て來まいものでない。で今から本章下に於て宗教對社會道德の問題を闡明して今回の講義の結論としようと思ふのである。

抑も宗教と道德とは全然別個のものであつてその關係は次の表の如きものである。

〔道德(倫理)——世間法〕
〔宗教——出世間法〕

右の如く兩者は全然別個のものであるに拘はらず、物知り顔したい世間の人たちは道德さへあれば宗教の必要はないだの、または道德は宗教の方便にすぎぬだのと云ふのは、畢竟この二者を混同した迷想にすぎぬ。そこで世間法は王法であり、出世間法は佛法であるといふことになる。勿論王法といつたとて憲法や諸法令のみを指すものではない。この世間法と出世間法との兩者の關係を最もうまく説いたのは真宗の中興上人蓮如である。であるから宗教と道德とは別個のものではあるが相反してゐるといふのはけしからぬことである。古代宗教中には随分如何はしいものもあり、また男女生殖器崇拜時代には五倫五常も可なり亂れてゐた、けれども今の宗教はそんなものではない。或は斯う言ふと諸君のうちには現在に末法濁亂の世の中であるから昔より今の方が墮落して居ると言はれる方もあらうが、釋尊の制定せられた比丘比丘尼の二百五十戒五百戒などいふものを見れば頗る嚴重極まるもので

あつて、如何に當時の比丘尼が墮落して居つたかも知像が出来、到底今日の比でないこともよく解るであらう。

宗教と道徳とは相一致しなければならぬもので、宗教は進化するに従ふて道徳的な宗教となつて行かねばならぬ。この點に於て基督教は佛教より一步進んでゐる。勿論佛教と基督教とはその道徳に對する本體から見れば基督教は遙に佛教に劣つてゐるが、實行の方面では佛教は到底基督教に及ばぬ。先づその一例は酒でも分る。佛教の戒律には飲酒戒といふものがあるけれども、基督教のモオゼの定めた規則には酒のことは言ふてない。けれども佛教で飲酒戒を何う扱つてゐるかと言ふと小乗の二百五十戒五百戒でも極く軽く取扱つてゐる、梵網經中の十戒には酒を飲むものを軽い罪として酒を賣るものに重罪を課してゐる。このやうに佛教では飲酒に對する種々な戒律は有るが、今日現に實際酒を飲まないのは基督教徒である。即ち根本に於ては佛教の方が上等で基督教は幼稚であるけれども、今日實際上は基督教の方が進歩してゐるといはなければならぬ。また一夫一婦といふことについても基督教の方が割合に嚴守して居つて、明治の御代となつて皇室がこれを守らるゝに到つたのもその影響である。このやうに實行上の方面では佛教は遅れてゐるのである。何時か亞米利加のラッドといふ人が西本願寺に參拜したとき接待掛だつた赤松連城氏に彼は「眞宗はなるほど立派な御教義であらうけれども道徳的に成つて居るか」と問ふた。その時赤松氏は種々に辯解して居られたが、實行の方面

では如何しても一步を基督教に譲らねばならぬ。そうして道徳的でない宗教は遂には識者に棄てられて了ふものである。けれども斯う言つたからとて道徳は變遷するものである、大きいいへば變らないものであるが、小さく云へば道徳は常に變つて行くものである。この理を知らずして道徳は舊いものだと思ふてゐる一知半解の人々も随分ある。

戦後の國民教育に關して最も重要なものを私は四大條件としてゐる。床次内務大臣は民力涵養五大綱要などといつて騒いでゐるが私はこれを真似るものではない。私の言ふ四大條件の

第一は 立憲自治でなければならぬといふことである。床次氏も五綱目のうち第二に之を——(註)

立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公其心ヲ涵養シ犧牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト——と言つてゐる。此の立憲自治でなければならぬといふことについて必要なものは權利である、内務大臣は此の事に關しては何等の言を及ぼしてゐない。

第二は 道徳の改正、道徳のヤリ方の改正である。萬世一系の芽出度い國體を持つてゐながら他の諸強國と同等に待遇せられぬのは最も恥辱である。而も從來の如きケチな忠孝のヤリ方では何時まで経つても國威を發揚するなど想いもよらぬ、つまり戦争でドン／＼をやるばかりが忠だとおもひ、二十四孝を以て孝行の根本と思つてゐるやうではとても心細かりける次第である。昔から忠孝のやり方

といふものは定められてゐないから、新らしいヤリ方でこれを行はなければならぬ。

第三 は禮式の改善、これは文明諸國と伍して實際の出来るやうに改正しなければならぬ。

第四 は能率の増進、即ちエフキエンシイといふことである。能率なんといふことは佛典の何處を調べても見つからの詞で、この語を初めて教育界に入らしめたのは十年ほど以前私が教育會で演説したに依るものである。私のいふ能率の増進とは短時間に多くの仕事をするといふことである、床次内相は勤勉貯蓄を主張して「勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト」などといふ、これはあの役人連中は能率なんて新しい言葉を知らぬのであらう。

この四ヶ條件である。

これらの中の道徳の改正といふことは或は諸君の反對するところかも知れぬが、如何に大法をすゝめる諸君でも此の事に反對するのは退歩してゐるものだといはねばならぬ。道徳がたい義務を主張するものであるといふのは小道徳にすぎぬ、況んや偏務的なものは最も舊弊なものである、現在以後そんなことでは通らぬ、今日の道徳は權利を基本とするものでなければならぬ、故に私は改正を叫ぶのである。自分の入釜しくいふのは古代道徳である、今日の道徳は自己本位でなしに人間によつて行ふものであらねばならぬ。佛教でも封建制度の遺風があつて院家何等席だとか何とかいつて争ふて騒いでゐる。政府に於ても労働問題が成功しないのは資本家對労働者を主君と臣下との關係の如く見て温

情主義を説くからである。もしこれが成功したならばこの谷本の首を差上げてまい。

今日では全體に對する問題よりも一個人に對する問題を主とするのである、自分よりも人間を主とするのである。昔から君子と小人といふことを云ふがこれは矢張身分の差別を示すものゝやうである、儒教が盛にならないのは今時かうした身分の區別などを説いてゐるからである。私が曾て米國の市俄古で支那芝居を見に行つたとき「君子自重」といふことが書いてあつた、何を爲ることかと思つてその意味を聞いたときに、小便や大便をするなどいふことなどの説明を受けて啞然として了つた、實際は君子といふものも是れ位なものに過ぎぬ。かういふ風に資格の區別をして資本家と労働者とを君臣の關係を説くのが所謂温情主義で新道徳の敵である。

慈善といふことを佛教は殊に力説する。然し之れも亦實行上の方面では基督教に一等を輸して居るやうであるが、之れに古いのと新らしいのと別がある。通例昔から慈善は次の三に區別されて居る

(小) 功德——現今唱ふるところの功利益で小乗の慈善にすぎぬ、次の如き功德の爲めに行ふ慈善で頗る得手勝手たるを免れぬ。

1、怨 恨 説

2、鬭 争 説

3、他人に害せられぬ

4、子孫に幸ひす

5、佛果を得

(中) 皆空——一切皆空にして無我などいふことを尊重して行ふものであるが、此は實生活に不適當たるを免れない。

(大) 報恩謝徳——せめても御恩報じがさせて戴き度いといふ勘定づくでなく、慈善を行ふものである。

前二は古うて最後の報恩謝徳心からの慈善が新らしい慈善である、そしてこれは二つに分けることが出来る、曰く佛恩、曰く衆生恩、私は殊に衆生恩といふ方面を諸君に力説して戴き度いのである。

私が常に主張してゐるのはデモクラシー(Democracy) インデキビデュアリテイ(Individuality) (個々の道を主張すること)それから、も一つは私が九年ほど以前『太陽』誌上に書いたのを今更らしく穂積博士が唱へてゐられる、ソリダリテイ(Solidarity)即ちこの世の中には連帶責任ありといふことである、東京のある學者はこれを堅牢と譯して居られるが此の譯はいけないと思ふ。それは兎に角此の三つが整ふて初めて完全な道徳が出来得るので是を西洋では三Yスリーワイズといふてゐる、この中のインデキビデュアリテイが即ち衆生恩に歸するのである。

然し今日はなほ進歩して生活難といふことを主張する、これについて私は大正五年の『救済』に書い

たことがある、若し今日の財産をもう少しうまく配分してをくと現在のやうに生活に苦む人は多くはなからう、また今日の如く二十五割三十割の配當をして會社の存在するは、世界廣しと雖もたい日本の如き野蠻國のみである。斯くの如き現状であつて而も勤儉をすゝめ貯蓄を叫ぶは大なる矛盾と言はずして何ぞやである。

この生活權を尊重せずして慈善は行ひ得ないのである、釋尊が鷹に自分の肌の肉を與へられたのは鷹の生活權を尊重せられたからであらう、生活權を尊重して行ふのが新しい慈善の意味である。諸君が若し茲のところに注意しこの道理を體得して布教に従事せられたならば眞實の効果は期して待つべしであらうと私は思つてゐる。

講義は多岐に涉つて來たが、道徳は何故に時代と共に變遷するかといふ問題に到れば、道徳即ちモラル(Moral)は譯して風俗習慣といふ、風俗習慣は時代と共に常に變るから道徳は變遷するのである。けれども宗教は變遷しない、宗教はレリジオン(Religion)ラテン語はレリギオ(Religio)である、これをうまく譯したのは南條博士で明治二十年頃(レリギオは結び付くこと、佛を供養して佛と自己とを結び付くものである)と言はれた。今日では更にレリギオも背後に結び付くことであるとすると後に頼りになるある大きなものを吾人に結び付けることである。小なるものを大なるものに結び付けることである、この結び付いた心持を「如」といふ、如とは小即大となつた心持ちで實に言ふに言

はれの境涯である、この感じを得たのが信仰であつて即ち弘誓の船に乗つた心地である、宗教とは斯ういふ性質のものであるから變遷がない。

然らば本章の眼目たる宗教と道德との關係如何といふことになれば、私は此の關係を佛の十號を以て示し度い。これが雙方が一致したその一致するところに初めて雙方の理想を完ふることが出来るといふことを證明する最も近道であらう。法華經の第二十品常不輕菩薩の章下に佛の十號とは

如來 大應供、正辨智、明行足、善逝、世間解、無上士、調御丈夫、人天師、佛世尊

である、大無量壽經の十號はたゞ正辨智が等正覺となつてゐるのみが法華經と異ふ。私はこの十號を前五後五に分つ、前五は佛の宗教(?)を示すもので、佛の方便の初は如來でありその結果は善逝である。後五のうち世間解とは即ち常識である、無上士とは品行方正にして即ち紳士のことである、調御丈夫とは一家のうちを統一し事務の才の長せることであつて即ち人を統御するといふことである、人天師とは文字通り人と天との師匠である、かゝるものを具備したまふのが即ち佛世尊であるといふこととなる。

斯くの如く世間法と出世間法とを完全に供へたまふが佛であるといふことを知れば、宗教と道德とは相一致するものであるといふことが自ら判斷することであらうと思はれる。今回の講義は茲で止めて置く。

國民的觀念に就て

道廳内務部長 尼崎勇次郎

今回當大谷派寺務出張所に於て比較的長期の講習會を開催せらるゝについて、先般會長殿から私も會期中に是非一度講話に出る様にとの交渉を受けたのであるが、元來私は宗教上のことに關しては何等纏つた智識を有せず、また宗教に關係の深い哲學上精神上の方面に就ても深い研究はして居らぬので、隨て宗教家諸師に對して特にお話申すべきほどの資格を持つてゐない。乍併、今日我が國の狀勢は、大戰の勃發以來各般の方面に向つて非常なる影響を受けたので、此際に於て我國民の將來に就き其の向ふ處を愆らしめぬ事は國家の總ての機關が當然なすべき事業であるばかりでなく、所有方面の有識者の奮起を要する秋である。隨つて精神界に有力なる地歩を占めらるゝ宗教家諸君、殊に北海道に於ては最も有力な關係を持たるゝ佛教家諸君に對し、聊か平素抱懷する所感を陳べて、諸君の御參考に供し且つ民風作興の爲め御努力を願ふ事は、我々の當然努むべき事であると思惟するのである。今爰に『國民的觀念に就て』と掲題したが、今これから御話せんとする事柄が果して題意に合致すべき

や否や自分ながら疑なき能はずであるが、要するに我が國民の思想、我が國家の將來に就き、我が國民的觀念の養成に對し、我々が取つて以つて必要なりと信する處を述べて、諸君の贊同を求めやうと思ふのである。

扱て宗教の事に對しては敢て宗教家諸君に語り得べき智識を有しないのであるが、只此迄に得たる智識により、常識的に私の考ふる所に依れば、宗教も時世と共に進化すべきものである。民智の發達に伴ふて當然進歩して行かなければならぬものと思ふ。時世の開けざる民智の極めて蒙昧なる時に於ても確に宗教は存在したので、今日から見れば開は一の迷信に過ぎぬ程度のものであつたといふものゝ、其の當時に於てはそれが即ち宗教であつたので、即ち一種の恐怖心から起つたものである。彼の自然物に對し眞面目に崇拜の念を致した事は本道に於けるアイヌが山を觀て神が在り淵に臨で主があるを崇拜するのを見ても分るのである。處が人類の進歩に伴ひ科學的産業時代となつては、人の理性が進歩發達して、人の感情が先天的直覺的に感ずる事柄の如き漸く其の範圍を縮少せられて、總ての事は科學の力や人の理性の力で考へ得るものと自覺するに至つた。而して宗教も亦歸する所社會的產物であつて、社會に依り人に依りて造らるゝので、神佛と雖も畢竟人が造成するもので、人が其の主で人類が構成して居る社會あるが爲めに、神佛の存在が認められるものであるとの觀念を有するに至つた。故に益々宗教と社會との關係は密接となり來るばかりでなく、殆ど其の範圍を一にするとも言

ひ得る様になつたのである。隨て現世に於ては宗教は出世間に非ず矢張り現社會と一致し、之に順應するのでなくてはならぬのである、即ち飽く迄も現社會の人を本として説く所の教でなくてはならぬのである。故に宗教家の活動は只單に説教所や佛堂のみに於けるものゝ様に心得ては到底其の目的を達する事は出來ないのである。總べての場合乃ち我が説教所と心得べきで、所謂善男善女にのみ説法するにあらず、青年に對し勞働者に對し自ら進んで精神上の活動を爲すべく、其の働きを持ちかけ得るやうなやり方でなくてはならぬと思ふ。

此頃内務大臣は民力涵養民心作興に就き極めて重要な事項を發表し、其の趣旨の徹底を期すべく所有方面の助力を求められつゝあるのである。先般東京に於て神佛耶各有力者の參會を求められて、今日の場合、各方面の協力一致に依り其の趣旨宣傳を圖られつゝある。嘗て問題となつた彼の三教會同などいふ事には何等の交渉もないと承知して居る。

猶爰に宗教と社會との關係につき一言を費したいと思ふが、曾て或る高僧に熱心なる一婦人の信者が「自分は念佛を唱へながら縫物をして居る」と申した處が、高僧の曰く「さ様かそれよりも縫物をしながら念佛を唱へなくては行かぬ」と教へられたといふ事であるが、是れ實に佛教は人生生活と正しく相融合して行くべきものであると道破された千古の金言と信するので、如何にもさうなくてはならぬと思惟する者である。此度の世界大戰亂の影響は獨り物質上精神上のみならず、實に社會國家の

組織上大影響を及ぼし、全世界を通じて動搖を來し現に尙ほ動搖しつゝあるのである。併し一般の點に於て在來の状態を破壊し又せんとするのである。而して一方から之を觀れば舊態の改造であつて、其の有力なる原因が此度の大戰争であつた。其の大戰に於て最も力を顯し最後の勝利を決したものは民衆の力である。即ち今回の戦争に於て其の參加國があらゆる力を出してあらゆる物質を出し、諸般の潜勢力を發揮し、最後には國民全體の總ての力を出し、之に依つて始めて最後の勝利が決したのである。婦人の力も頗る認められる事となり、多數の男子が戦場に出征した其の留守居を預り、或は農業に或は商業に又軍需品の製造に従事して、頗る其の能力の發揮に努めた爲めに、英國の如きは多年懸案であつた婦人選舉權問題も直に決定したといふ事である。

斯く一般の人々の力即ち従來は餘り眼中に置かれなかつた人々の力が、著しく顯はれる様になつた處からして、今日唱道せらるゝデモクラシーの思想の如き甚だ優勢を示す様に至つたのである。併し現代新出の思想は動もすれば極端なる過激思想の如き破壊的思想となつて現はるゝのであるが、是は一種の勢の弊といふべきで我々は頗る警戒を要するのであるが、併し一面から見れば國民の力が十分に顯揚すべき機會を與へられたものであるが故に、之を適當に導き適當に發揮せしむるといふ事は各人の幸福を増大し國家の福祉を増進する所以でなくてはならぬ。乃ち今日は如何に之を善導し如何に其効力を認めんか、問題であると思ふ。されど斯くの如き大變化は同時に諸般の點に於て色々の弊を伴

ふもので現に其の弊の爲めに苦しみつゝある處のものは露國である、其の他の國々に於ても其の湧出された新思想に對しては非常なる苦心を重ねつゝあるので、我が國とても決して只大勢の趨く所だといつてばんやりして居る譯には行かぬのである。

例へば物質的方面に就いて見ても國民の力が各人に於てさ迄大なる相違が無いとして、彼のデモクラシーの思想の中心たる平等の思想を採つて、只人々が單に平等であるべきであるといふ事にのみ着眼して互に競争し各其の能力を十分發揮する事に對し一大障礙を來しつゝあるものがある。即ち消極的方面より従來の不平等であつたものを平等にしやうといふ者が生じ來り、資本と勞働との關係に於ても、資本が平等に所有せらるべきものなりと誤解する如き間違を來してゐる。乍併、今日迄蓄積した資本は、是れ其の個人が最善の努力の結果に成つたもので、之を平等に所有するといふ事は甚だ不自然な謬見で、又其の平等の意味に對しても背反するものなる事を知るべきである。即ち従前に於て其の當然受領すべき因縁を爲す努力をなさざる者にも之を平等に分配するといふ事になつたならば人々の奮發勉強といふ事は全然認められず、其の結果として人類の進歩發達は全く度外視される事になるのである。彼の戦争當時には各人の努力が十分に認められたるが故に各人の權利は高まり報酬の分配を得たのである。要するに今日は過渡時代にあるので、此の如き思想は斯る時代に生ずる一の盲目的觀念の結果に湧出し來るものといへ、一度思を人類の進歩發達てふ事に運ぶに於ては一大憂

慮すべき事であると信するのである。

露國の狀態の如き洵に亂暴であつて、其の結果は將來如何になるものであるか、他の國家及國民の勢力が彼の混亂狀態に在る間に漸次浸潤して國家國民の基礎破れたる時初めて彼の眼が覺める處で、それこそ取り返しつかぬといふことは火を賭るよりも明らかな事であると思ふ。我が國の勞働問題の如き今日世論相應に入ケましいのであるが、此等は各國互に其の國情によるべきであつて、其の事情に適應すべき進路を執るべきである。之を單に外國では斯々であるといつて徒に模倣すべきではないと思ふ。乍併、今日の大勢は我が國の建國の根本精神を異にし、國情國風を異にする歐米から傳來し來つたものである事を承知して其の長所を探る事に於ては異論もある筈はないが、只之を鵜呑みにする事は尤も警戒を要するのである。併し所謂大勢に全然超越し單り孤立の態度を探ることは單に我が國が世界の共同に大なる妨礙あるのみならず、東洋文明の將來世界の文化に對して貢獻する上に甚だ不都合を來すべきであるが故に、爰に是非其彼の長所を探り來つて、我の長所の上に加へ以て渾然相融合化せしめて以て、世界に宣傳せしめるといふ大なる將來を考へ、單に消極的方針をのみ考へる譯には行かぬと思ふ。故に我々は最も活眼を以て彼等の狀態を油斷なく看視し、以て其の長所を探ることに最善の注意を拂ふべきであると信するのである。

今日の世界各國の政體を比較するに、昔の所謂專制的政體は苟も文化の中等程度以上に進んで居る

處には絶對に見る事が出來ない。而して此度の戦争の結果からして益々政體の種類が少くなつた。今日に於て尤も立憲君主政體として世界に勢力を示して居る國は英國で、又共和政體としては米國である。之は單り其の制度の可なるのみならず其の國自體が非常に優勢なるが爲に政體其の物も他國に比して其の價値が良く見わるので、之は寧ろ當然の事ではあらうが、併し我々は只單に其の背景のみを見て直に其の政體が完全無缺であると思惟することは決して合理的思惟法ではないと思ふのである。

英國政權の運用は内閣政府で米國は大統領政府である、而して英國の内閣は議會の一委員會であつて、英國議會は長きは半年も其の會期が繼續し、種々の委員會を造るのであるが、其の中で尤も有力にして權威のあるのは内閣である。内閣員の任命は君主の命に依るが、それは唯總理大臣を定むれば足るので、總理大臣が選定せられると總理大臣が他の閣僚を決定するのである。而して此の内閣は議會に對し一つの大きな權力を有する。即ち議會を解散する權である。此點が英國國民が政府と密接なる關係を有する點であつて、若しも英國政府に議會の解散權が無いとしたならば、議會は絶對に其の權力を肆にしても如何ともすべからずであるが、此の解散權がある爲めに、自己が選出した内閣の爲に自己が壞はされる、隨て國民は之に依りて更に其理想とする議會を作り出すことを得、此の三者の間は洵に微妙な關係を持つて居るのである。

米國では大統領は一の行政長官に過ぎぬ。而して三權(立法、司法、行政)分立は立憲政體の根本義

であるといふ佛國學者の提唱に基き國憲の制定をなしたもので、英國とは大なる相違がある。且つ大統領の任期は四ヶ年を限り、其の他の點に於ても制限を附せられて居るのである。他の一方には合衆國聯邦會議なるものがあり、又司法部即ち裁判所がありて三者相鼎立して居る。又大統領は黨派に依りて選舉せられるのではあるが、併し一旦大統領たる以上は各黨派に超然たるものになるのである。此は英國の總理大臣が或る黨派から出ると其の黨の方針を忠實に守るとは甚だ相違がある。又米國の大統領は何等各州の知事と大差はないので、例令ば立法權に就いても大統領は何等發案權を有せず、是等は凡て議會が有する事になつて居る。此等も亦英政府と異なる點である。

斯の如く大差があるが此度の戰爭に於て如何に其長所短所を示したか、又平時に於て如何なる長所短所があるか大に研究を要する事で、我が國の憲法及政權の運用上に於ても十分研究を要すると思ふ。或る方面の人の如きは政權運用の方法は英國を以て理想とすべしと説く人もないではないが、併し英國は平時に於て黨派に於ても議會に於ても最も優良なる人物が首腦となり首相となるが故に、其の手腕は十分に發揮せられ、又議會に於て各黨派が互に論議することは、國民の智識を進歩向上せしめる事に大なる力を有するのであるが、戰時になると大體議會中心主義であるが故に——而して内閣は議會に對する一の委員會で合議制度であるが故に、機敏果斷の徳を缺く弊がある。随つて戰時に於て動もすると大勢に遅れを取るといふ缺點があるのみならず、黨派關係の次第からして、往々にして所謂黨派弊

に陥る事を免れないのである。然るに米國大統領は平時は一の會社々長の如き有様で、別段非常な卓絶したる英雄的人物たるを要せず、また仕事其物がそれで足る様ではあるが、戰時其他非常時に臨んでは、議會の決議に基き大統領は大なる力を附與せらるゝ事となり、恰も唯一の總司令官の形となつて果斷的行爲を執り得る事は彼の南北戰爭に就ても明かである。此度のウキルソン氏が非常なる權力を持つて殆んど獨裁的君主の如く行動して居るに徴しても分るのである。即ち合議的ならず代表的であつて其の責任は甚だ重大で、其の心理状態も亦非常に興奮せざるを得ない。

英米兩國の政權運用に關しては平時及戰時に於て斯く長短兩所を示して居る。處で我が國體は獨特の君主國體であつて政體は立憲政體で、萬世一系の天皇が國權を總攬し給ひ、而して憲法を制定し、之が運用に就ては時世の必要に依り國民の意嚮の在る所を看取せられて、上下一致して國勢の進展を期しつゝあるのである、併し一朝事ある秋に於ては歴史の示すが如く、眞に總ての方面が一致し、國家中心で益々其光輝を發揚し給ひて一系紊れぬ行動を執り來つたのである。それで一言にして之を言ふならば、英國政權運用の長所、米國政權運用の長所とを兼有し得べき國柄と稱して好い。是れ國體の要素建國の由來が全く彼等とは異なるが故で、或は國の豪族が其の政權を握り或は種々の運用者が異つて行くといふ様なことは全然趣を異にして居る。是れ我が國體の世界無比なる精華として他に誇るに足る所以であつて、萬世に亙りて替るべからざる特長である。而して之に加ふるに英米の長所を

適當に併用されたのが即ち憲法制定の精神及び憲法運用である。故に世界各國が政權運用上種々なる動亂を來したにも拘はらず、獨り我が國が之に超越し、立憲の趣旨に於て世界中最も優秀なる地位に立ち居るものなることを自信するに足るのである。

更に戦後に於て問題となる事は彼の國際聯盟よりして我が東洋方面に對する向後の關係である。之に就いても我々は我が國の立場を十分に諒解せなければならぬ。戦前は國際關係の中心は歐羅巴に在り、彼の三國同盟とか二國同盟等の事があつたが今日は之が全く破壊せられて、有力なる發言權所有者は米國である。随つて彼が國是とするデモクラシーの主義即ち自由平等が土臺となつて、彼の國際聯盟なるものが湧出したのである。依て彼の戦争を止め平和の裡に自由平等を以て向後の國際關係を處理せんとするの理想であるが、是は米國としては、當然の提案であり理想であると觀察する事が出来る。又彼の大國民の理想は世界全體に最大の幸福を與へんとする抱負に對しては何人も異議のあらう筈はないが、今後將來に於て果して此の理想や抱負通りに行くものであらうか否かといふ事に就いては大なる疑問を有せざるを得ぬのである。随て我が東洋方面の事に對しても只漫然彼等大國の努力に依頼して晏如たり得るかなどいふ事は到底夢想し能はぬのである。併し彼等の理想に對し全世界の利益になる事に對しては、我が國は之が戮力に何等辭する處ではなく、又辭する譯には行かぬ。乍去、此度の國際聯盟協議の模様を察するに各國互に利害關係があつて、之を打捨て、迄やるといふ様な事

が見えず、却て益々各國が自國の利害觀念を強からしめつゝあり、殊に或は從來全く倒れて居た國民迄が此の機會を利用して其の獨立を謀らんとする傾向に在る、換言すれば積極的に世界各國の競争を激烈ならしめんとする状態にある。是は寧ろ民族としては當然の事で、各國共に自己の立場を重んじ之を失墜せしめざらんと勗むるのである。それで勿論消極的に孤立的態度を採るべからざる事は言ふ迄もないが、徒に皮相の見解に依り各國の競走が漸次緩和され全然戦争が起らぬなどいふ様な考を懐くに於ては、民心は次第に萎微し精神が萎縮して國民としての生命が漸次滅殺せられなければならぬ。所謂文明なるものに對する觀察點は人々に依り多少の相違はあるであらうが、單に物質的方面からのみ觀て事をするならば甚だしき誤謬を生ずる事と思ふ。今日東洋に於ける文明扶植の責任者たる地位にある我が國は最も此の點に活眼を開き、以て西伯利亞支那に對し眞なる文明を扶植しなければならぬ。而して之が目的を以て其の國運發展を期せんとする國として、彼の英米の如きは最も優越せる勢力を以て漸次進及し來りつゝある。此際に於て天然自然即ち地理的密接の關係を有する我が國は是等有力なる國と相携へ又相競ふて、我が使命を果すべく相當貢獻するの覺悟がなくてはならぬ。随つて益々國民は全力を注いで國光の發揮に努め、一致協力して國民的觀念を充實し、國家盛大の根源を増成し、此度の大戰の結果湧出したる思想上の變化を善導し、物質上の迫害を破り得るのみならず、更に所有方面に向つて大いに發展し最大の努力を致さなければならぬと思ふ。(完)

民力涵養に就て

100

北海道廳理事官 岡田喜久治

今回の講習會に出席して何か一場の講話をせよといふ仰を會長から受けたので、私も矢張思想界の一部に關係を有するものであるから、茲に罷出た次第である。現今日本の精神界思想界を瞥見するに諸君も御承知の通り頗る混亂した状態にある、之れ一に大戰亂の結果の然らしむる所であらう。

此の戰亂の影響を受けた日本の思想界は、外來の思想に眩惑せられ元來の思想と混亂し、統一を失ふた人心は其の歸趨する所を知らぬのである。けれども私は外來思想の一部は日本在來の思想即ち國民精神に憂ふべき影響を與へ惹いては國體にまで及ばしつゝあるといふが如き一部論者の説には賛成することが出来ぬ。が、外來の思想が日本人に對し何となくはなしに影響を與へ從來の考を改めて考へ直さなければならぬと覺り來つたことは蓋し事實であらう。なほ思想に伴ふて入來れる危険分子が一部に喰込んで居ることも亦事實であつて、之れに對しては時局頗る重大なるを思ふのである。

けれども思想の波及は止むるを得ざるもので人力の防止し得べき所ではない。故に私等は思想の防止といふ考は棄てねばならぬ、が國民をして大なる不安を感せしめ居る事實は度外視出來ぬ。茲に於

てか調節——之れが最も此際重要なことで、世上の識者宗教家教育家の方々は深くこの調節案に腐心せられ居ると共に、其の一部を有する我らも亦大いに苦慮してゐるのである。諸君の如く心靈界にたづさはつて人心をして安住せしむる信仰を鼓吹せられる方々には最も大切な時で、必ずや諸君は之れに對する何等かの抱負はあらうが尙一層の奮起を望む次第である。

私等は五年以前から未曾有の大戰亂に遭遇し曾て夢想だにも爲なかつた大きな現象を見、教訓を得る物質精神共に數知れぬ事件や傾向に出會ふて其の度毎に、我々は驚異の眼を見張り自國自身の事も考へさせられた。かゝる大事變中、精神界の方面では

一、各國々力の充實せる事で、殊に物質上に於て然りとす。又國民の覺悟の如何に強かつたかは實に驚かされた。

二、各國國民の態度に大いに感じた、即ち殉公犠牲の精神を發揮した事で、殊に交戦各國の團體精神を其の他の諸國に比すれば實に驚くべきものがあつたのである。

三、戰亂中に起り最近著るしく盛大を來した（即ち英米の宣言の如く）其の主義の爲めに働くといふ考、謬れる軍國主義を打破して世界の正義自由平等のために戦はねばならぬといふ考が非常に強かつたのである。而して政治や經濟の爲めよりもかゝる思想の爲めに戦はんことを叫び國民亦此の主義の爲めに働くことを喜んだのである。

戦亂終結して愈々益々思想の力の大きなるに驚く、思想の問題は現代を風靡してゐる。彼等は先づ「デモクラシー」を叫ぶ、自由平等正義人格の尊重を主張して世界の改造を唱へる。今回の大戦に於ては物質的文化の粹を傾倒すると共に、精神的にも亦過去に養はれた國家主義軍國主義の精を盡した。然し他面其等の思想が今次の大戦を起さしめた原因たりし觀もある、即ち此等の思想は世界が正義の觀念を缺いてをつたことを示してゐる。

抑も此の思想の起つたのは十九世紀に於てダーウキンが進化の理法即ち自由競争優勝劣敗を説き、之れが爲めに必然の法則、自由競争の法則を根本として考ふるに到つたのである。此の思想は勿論一面の眞理であつて、世界を大なる進歩に導いたことは疑はれぬ。けれども後には自由競争の法則は生物絶對の法則ではないことを覺り、世界の一部を深き思索に導き、遇々今次の大戦亂に遭遇して更に相互扶助の法則の精神を惹起したのである。而して之が自由競争の法則と共に二大方針となつたのである。

然らば相互扶助の法則は今次新に生れたものかといふに然らず、遠き古より宗教の精神中には有力に説かれてゐる、此の法則によつて古代の宗教は成立したのである。斯くの如く古代以來のこの法則は時代の變遷精神界の變化によつて中世時代には其の影を潜め、物質文明の進歩時代たる十七八世紀頃は更に博愛正義等の力を淡めた、即ち自由競争に壓迫せられてその反面の眞理たる相互扶助の法則

を忘却してをつた。茲に於て遂に偏重な進歩を示し、今次大戦の原因となつた事を覺り世界はその反面たる此の精神を熱望し世界改造を叫ぶに到つた。これによつて戦亂中交戦各國は殊に惱まされ、又痛切に感じた所の世界思想なるものである。これが日本に波及したのであつて暫くも注意を怠るべからざるものである。

日本人は一般として此の思想に對して如何なる態度に出でつゝあるかを述べれば、大戦勃發の當初我等日本人は戦亂に對する眞の理解を缺いてゐた。少くとも國民的自覺に乏しかつた。これ一に地理的關係等に於て當然のことであらうと思料する。然し國民一般がこの戦争の帝國の將來に關すること重大であり、また事實甚だ重大の影響を與へられ、我國家の眞正なる運命などいふ諸點に注意しなかつたことは頗る憂ふべき現象であつた。故に戦争の如何といふよりも直接の經濟上の如何といふことを多く考へ、物價騰貴等といふ方面ばかりを見てゐたのであつた。

戦亂の日本經濟界に及ぼした影響といふならば、先づ第一に輸入品の禁止輸出品の低落となり、是が反つて我國の生産力を増し、而も之を日本人は熱狂して喜んだのである。之蓋し止むを得ないことであらうが、當然の理由が當然の結果に來たにすぎない。殊更に日本國民として、東洋平和世界文明に貢献するところあるべき責任ある國民としては餘りに卑近なる見解ではなかつたか、斯くの如く日本人は戦亂中世界の思想の如何文化の進歩などいふことを考へる暇がなかつた、而も巨大なる思想が

世界を動搖しつゝあつたにも拘らず對岸の火災視して之に對する用意を怠つたのであるから、我國に此思想の侵入を餘儀なくせしめ、又これに出會つて大に愕き國民の色々に従つて解釋も區々となり、その真相に迷ひ、或は斷片のみを見て純正なるこの思想の流れを汲み能はなかつた。國內は亦戰亂の爲めに生活の安定を失ひ昨年の米暴動の如き事件も起つた。即ち暴富(成金者流)が偶意的に金錢を使用し、利己を事として國家の爲めに使用するを知らず只管に贅澤を是事とした無節制は大に國家の風致を害したのである。今次大戰の影響は國民の總てが一様に適當なる状態に金持になつたかといふに大に然らず寧ろ貧乏人となつたものが多かつたのである。これらの人々と成金との間には種々な關係を生じ或は遂に貧民の嫉妬となり或は虚榮に趨かしめ精神的に國を墮落せしめた。かゝる國內の状態は偶然の世界思想を都合よく解釋し又その不純分子をも取入れ意外の混亂を惹起したのである。かゝる現代の思想界に對し、吾人は如何なる態度に出で如何なる方策を講すべきやに就て一言するところあり度い。

世界思想の真相は前述の如く人類の生存その他の競争が極端になつたに對して起つた缺乏を補正すべき相互扶助の精神から起つたものであると思はれる。即ち謬れる物質文明を調和し博愛正義自由の思想を加へて世界を改造しようとするものである。社會生活には各個人がその社會の一分子たることを自覺して相互に相察し相助け、博愛自由正義の思想に依つて交際し社會文化の進歩を遂げしめ以て

社會生活を幸福ならしめんとする精神であると思はれる。

ウキルソン氏等は一概にデモクラシーを主張するけれども、其の中には多種多様な意味を包含して居るのである、日本に於いても是れに對し色々な解釋を施して居るのであるから、一概に外來思想は危険なりと云ふことは出来ぬ、或は之を團體上に考ふるものもあれば又政體の運用の上に、社會上即ち經濟、教育等の上にデモクラシーを考ふるものもある。

斯の如く一のデモクラシーなる言葉が多種多様な意味を有すると云ふ事は、直ちに日本思想界の如何に混亂しつゝあるかを示すものである、故に世界思想を私は前述の如き意味に解しつゝあるのである、勿論此の思想は何時かは落ち付くであらうが、其れまでは、どうしても濁りを除く事は困難である、又危険なる分子をも含むのである。即ち平等と云ふことを極説すれば、權利義務の關係、世界文明の惠澤を受くる上にも全く均一でなければならぬと云ふ過重的な自由平等をも引き起すに至るのである、これ社會主義にして總て人の道徳的の力や知識の力の同一なりとして同一の權利平等を求むるは最も危険なるものであつて、吾人の極力排斥せねばならぬものである。

世界思想の中には世界的正義自由平等あるは已に述べたが、更に此の思想の中には社會的自由をも含むのである、人類は向上的の動物なるが故に文化の進歩を望む、又事實これを成し遂げ得るものである、此の文化は何に依つて健全なる發達を遂げるかと云ふに、個人個人の思想を發展せしむるに在

るので、これ自由競争の法則が一面の真理を有するものであることを示すのである。然し他の一面には人の生活には種々の生活の様式を必要として孤立無縁にて生活は出来ない、又進歩もないのである、人が共有する社會的の生活をなして初めて個人生活の進歩あり、併せて人類の文化を進むるのである。これに對して相互扶助の法則が必要となるのである。

一言にして是を云へば、人類の文化の進歩をなすは互ひに信頼して努力し、又個人の向上心をも満足すると云ふ二つの調和せらるゝことに依つて、初めて期する事が出来る。

二つのものを個々別々に考ふると兩者に衝突を來す場合がある、これを甘く調和して初めて文化の進歩發展が望まれる。而して文明の惠澤を受くると共に又此れに貢献することが大切であり、又此れが人間の使命である。

極端に正義、自由、平等を主張する時は社會主義となるのである、此の主義は極端に正義、自由、平等を求むるもので、社會的の正義自由、平等を無視して居るのである。文明の惠澤を受け、これに貢献するに總て均一に見ると云ふことは絶対に出来ぬことである。故に世界思想に對し、不純分子を排斥すると共に、日本在來の思想上の調和を必要とするのである。

民衆一般が此の大思想を引き受くる時の態度、又此の調和法は大いに考へねばならぬ。社會、國家は最も秩序と云ふことを重んずるものであつて、如何なる力であるとも如何なる善事なりとも、此の

秩序を破るものは以つて是なりとすることは出来ぬのである、若し世界的思想が過重的に人心に浸潤するならば、これを調和する事頗る難かしく、奇狂なる思想と吾人の不平とを合して社會を騒がしむるものである、故に世上の識者は、外來思想の善い方面を鼓吹し、民衆の卑近なる思想に對し適當なる改良的説明を與ふる事が必要である。

此れに對して私一個人の私見を述べれば、第一に國民一般の動搖しつゝある國家的精神に對する外來思想の影響を考へる。デモクラシーは必ずしも外國の民主主義の中心であるかと云ふにそうでない。又團體的にも考へられて居らない。然るに日本に於いては誤て此れを引き受けて居るもので、世界思想の真相を忘れて居るのである、故に國體觀念に影響しつゝあることは事實である。日本の立憲の大則は國民の信念である、この確乎不動の信念を獨り信念、信仰として考ふるのみならず、これを社會に順應して考へて見たいと云ふ考を持つて來たのである。即ち理性の説明に満足して而して後に再び國體觀念の信仰に入りたいと云ふのである。

國家の成立は其の國に依つて歴史を異にするが、一般的に説明せば人が社會的生活を營むと云ふ本然の性情に基くもので、部落生活等が終に國家生活を成すに至つたのである、此の國家生活を成立する原因は最も有力なる團體となるには、主權が固定的の人民を認むるに至つたのである、而して國家は文化をすゝめるためには最も良い形式であると思ふ。此れを立場として人類の絶對な理想に進むる

ことを得るのである。國家の成立には種々なる形相がある、即ち學問的に云へば民主、貴族團體等がある、されど是の如く學者の分類せるものを更に能く觀察せば絕對に同一なるものはないのである。國家をなす以上は強大なる主權の存在を必要とする、此の意味に於いて、日本は最も完全なる君主團體である、學問的に云ふより以上に君主團體は最も完全なるものである。これ外國人の想像も及ばざるものである、天皇は民本主義を以つて人民を見をなわし、人民は君本主義をもつて仕へて來たのである、即ち天皇は大家族の長であり、人民は家族の一員である、此れ吾人の最もほこる可きものである、此の點を徹底的に國民をして考へしめる事が必要であつて、忠は國民として必然的な義務であると説き、國體の信仰を強ふるは不可である。

要するに、國體の精華を説き、外來思想と何等の矛盾を感せしめない様にせねばならぬ、此の時に當り、國民精神の基礎を確立し、これを培養するは好時期を得たりと云はねばならぬ、又國民は經濟偏重のために人心動搖しつゝあるのである、是の如く動搖しつゝある人心を確乎不動なる國民精神たらしむるは、宗教の力である、又人類進化の根本たる正義、自由、平等は信仰の力を以つて助長し又これを根底としなければならぬものと信する、日本の宗教は佛教、キリスト教等があるが共に普及、徹底せしむる所尙多しと信するのである。

佛教は其の教義が深かすぎると云ふ理由のもとに多數が迷信に依つて信仰をもつものがあると云ふことは、諸君の一考を煩はしたのである。又成金者流の行爲は最も憂ふべき現象を社會に起さしめたのである、西歐の富豪は貧乏人との間の争のために長い間苦しんで來たのである、富豪が正しく金をためたか、偶然にためたかの相異に依つて貧民のこれに對する反感の程度が異なるのである、又富豪の金の使ひ方にも依るものである。西歐の富豪は大いに此の點を注意するのであるが、日本人は反對に見せびらかした行動をするのである。

日本人は昔から「勿體ない」と云ふ、是れ佛教の思想に依るもので、事々物々の上に佛を見るのである、是れ最も味ふべきもので、此の觀念あつて社會共存の理想的なる思想が起つて來るのである。無意味に物を消費すると云ふことは、他人の需要をそぎ、世上に存在するものは一物として無意味なるものはないと云ふことを示すのが勿體ないの意味であらう。現今は此の「勿體ない」と云ふ觀念は地を拂ふてなくなつて來たのである。此の點に於て宗教家諸君が、大いに宗教を鼓吹せられん事を望み、これが經濟上に多大の好影響を與ふるものであることを信じてゐるものであることを言明して、この壇を退く次第である。(完)

我が帝國と農業

北海道帝國大學教授
法學博士 農學博士

高岡雄熊

110

今回の講習會に於て何か一席の講演をせよとの御求めを得たが、元來私の携つてゐることは、科學的の方面であつて皆様の居らるゝ宗教的方面には甚だ縁遠いものであるからといふ理由で、一應はお断り申上げた次第であるが、會長からも宗教的方面には夫々の講師も御依頼してある、それに兎角僧侶は現實的方面を輕視する傾きがあるから、是非出よとのことであつたから、本日茲に參上して諸君に一場の講演をすることゝなつたのである。殊に承れば諸君の大多數は、農村よりの方々であるこの事であるから、諸君の背景たる農村に對する何等かの理解のあるといふことは、或は多少たりとも諸君を利するところは有りは爲ないか、と斯う自分で考へたにも依るのである。

抑も農業は孰れの國に於てもその國の狀勢その時代の有様等によつて、國家との關係及びその地位を異にするものである。即ち強國によつて包まれる、國、海によつて包圍せらるゝ國家、國土の大小、殖民地の有無及びその多少等、之等によつて一國の農業の地位は異なるのである。殊にその國の經濟上の發達がその農業の位地に多大の影響を來すことは言ふまでもない。世界經濟の進歩の跡を見れば、

その最初は遊牧の時代で、次に農業の時代、工業の時代を過ぎ、それから現在のやうに農工商共立の時代と代つて來るので、これらの時代の農業の位置にはみな變遷がある。勿論我が日本では遊牧の時代がなくて直ぐに農業の時代へ入つたといふやうな異例もあるが。兎に角現在の日本に於ける農業の位置は、經濟、宗教、政治等總ての方面より之を考へて見なければならぬのである。で先づ

經濟上の農業關係

を見れば、現今國を建つるの要素は種々あるけれどもその第一は富である、故に各國はみな富を造ることに非常な苦心をする、これが戰爭を惹起する原因となるのであつて、今次歐洲の大戦亂の原因の一は實に英吉利と獨逸との富の競争の結果であると言はねばならぬ。然しまた戰爭そのものも一種の富の競争であつて、今回の大戦亂の軍費の總計は三千億圓以上に及ぶが「その最後の一億乃至十億を出し得る國家が最後の勝利を得るのである」といふた英吉利の宰相の言は、正しく適中したものであると言ひ得るのである。

日本の富力は、之を調査することは困難ではあるが年々増加してゐることは確かである。大正元年頃の調査によれば三百七十五億圓ほどである、明治元年には僅かに六十八億圓ほどで、これを大戦亂の一日の軍費の二億圓以上であつたのに比すれば、僅に唯一ヶ月の戦を辛じて續け得るに過ぎないのであるが、日清戰爭時分は一百十七億圓、日露戰爭頃は二百七十五億圓前後であつた。現在日本の有

してゐる三七五億圓の富力を構成する分子のうちで、一六七億圓即ち約四割五分は農業界のものであるといふ點に御注意が願ひ度い。次手に外國の富力を調べて見ると、今回の大戦争開始前に於て、

英吉利	二、六〇〇	佛蘭西	一、一〇〇
獨逸	一、七〇〇	米國	五、〇〇〇

(大正六年度調査)

といふやうな有様で、之を日本の富力に比ぶればお話にも何にもならぬが、現在日本の富力の大部分が農業界のものであると知れば、痛切に農業の大切なることを感ずるのである。

而も現在の富力のみならず、その年々の生産が日本の富力如何に關係することは勿論である、が喜ぶべきことには日本の生産力は年々に増加しつつある。

大正五年度 四八億圓 大正六年度 五三億圓

大正七年度は恐らくこれ以上であらう。然らばこの生産力は何か？この生産力の内容を調べて見れば

大正五年度 四八億圓中 〇、四三は農産物
大正六年度 五三億圓中 〇、四三は農産物

といふことになる。故に年々の生産額を増加せしめるには農業與つて最も力ありといはねばならぬ。工業も勿論生産の上に必要なることはいふまでもなく、製造品は總生産額の約〇、四二乃至〇、四三に及ぶものであるが、これと共に農業も看過してはならないものである。

現在日本の工業を見るに、主として農産物に加工するもので、即ち生絲肥料織物紙等總てこの例にすぎぬ、これが全工藝品の約七割に及ぶのである。故に工業を發達せしむる上に於ても、これが原料を供給する農業の發達を忘却することは出来ぬ。英米の工業は主として機械工業が中心となつて居るが、日本に於てはその原料たる鐵が不足であるために、また職工能率が不充分なるために、及び賣捌地の狭小なるが爲めに、現今までは紡績工業、化學工業、飲食物工業のみが盛であつたのである。而してこれらの工業を盛ならしめた原因は農業に外ならぬ。勿論工業の原料品といつても必ずしも日本産のみに限らず、外國から輸入しなければならぬものがあつて、綿などはその一例であるが、日本で供給し得るものはその約五割を占めてゐるのである。現在日本の工業中年額一千萬圓以上の物産を爲し得てゐる綿絲生絲綿織物絹織物酒醬油等は總て農産物を加工したものに外ならぬ。

日本の五十億圓以上の生産物は、一部は日本で消費せられ、一部は外國に輸出せられたのである。輸出品は已前は原料その儘を多く出したが、日清戦争以後には紡績工業發達し、日露戦争以後には瓦斯工業電氣工業等が隆盛を來し、更に今回の大戦争終結の上は化學工業機械工業の盛大を來して、今は多く加工品を輸出することゝなつたのである。大正五年度の輸出品中約四割七分は工藝品である。故に將來は一層此の工藝品の輸出に務めなければならぬが、その主なるものは綿絲生絲絹織物衣服類等すべて農産物の加工品たる點に留意せられ度い。

財政上及び社會上の農業關係

次に財政上より考へて見ても、日本人の直接負擔たる地租營業稅所得稅なども有り、また間接の稅金も種々あるが、それら諸稅金の約五割は農業家の負擔である。

けれども一言したいのは、農業の立場は決して經濟上や財政上にあるのではなくして、社會上にあるといふことである。經濟上としては將來はとうしても工業の進歩を計らなければならぬ。で社會上の農業關係と見れば先づ第一に農村と人口増加との關係である。

人口の増減は直接國勢の消長に關係するもので、羅馬、西班牙、愛蘭士、朝鮮、佛蘭西等はその例である。普佛戰爭當時に相似た人口を有してゐた佛蘭西と獨逸とは、大戰亂の時に到つては、佛蘭西は四千萬、獨逸は六千五百萬といふ大差を生じてゐたのである。また勞力の大小も人口の大小に依るものである。

人口増減の原因には二ある、一は自然的の原因、他は移住の關係によるものである。愛蘭士の如きは年々多數に米國に移住して行くので人口の減少を見つゝあるに反し、米國に於ては毎年一百万人以上の増加を見つゝあるのであつて、これ一に移住の關係に依るものである。他の自然的の關係によるものは即ち出生と死亡との差の示す數字である。

この自然關係に依るものに都會と田舎とでは大に趣きを異にしてゐるのを見る、即ち田舎の方が自

然増加が盛である、この事は諸外國に於てもほと同一の關係にあつて、その統計によれば田舎の方に生るゝものが多い、都會の方に死亡者が多いといふことになる。日本の統計によると田舎の方が出生も多くまた死亡率も高いのであるが、その死亡率より出生率が大であるといふことが人口を増加せしめてゐるのである。大正五年度に於ける我が日本の統計によれば

出生率	日本全體——一千人に付	三五六人
	都會地——同	二七六八
死亡率	日本全體——同	二〇一人
	都會地——同	一九一人

といふ數字を示し、人口の増加は田舎の方が遙に大であるといふことになる。此の結果を見ても、田舎の存在は生産を増加する上からも人口を増加する上からも必要であると言はねばならぬ。なほまた外國に於ては近年出生率が追々に減少する傾向があり、日本に於ても將來は然りであらうと思ふが、外國では死亡率が減少して行くのに反して反對に日本では増加しつゝあるといふ奇現象が見られる。これは頗る懸念に堪へない所であつて、殊に田舎に死亡率が多い點は大に研究に値する問題であらうと思はれる。

現今都會の人口が絶對に増加しつゝあるのは田舎よりの移住によるものである、若し田舎より集り

來るものが無いならば、都會集中現象が見られないならば、決して今日の如き統計は現はさず寧ろ減少して行くであらう。その都會の市中に住むものゝみの人口増減を外國の統計によつて調べて見るに、
1、ロンドンの人口増加が一千人につき一二・七人であるのに、ロンドン人そのものゝ増加は僅に五・五人。

2、ベルリンの人口増加は一千人につき一〇・八人なるに、ベルリン人そのものは一・一人づゝ減少しつゝある。また

3、ペテグラードの如きは自然増加同二・六人なるに、市そのものは一八・五人を減少しつゝある。等の結果が見られる、日本でも大阪の如きは出生よりも死亡が多くして若し他より移住するものなしとすれば、實に幾年かの後には市中人影を見ざるに到るであらう。「都會は墓場を意味す」といふ言を茲に於てつくづくと思ふのである。

斯の如く都會と田舎と其の率を異にする所以は、都會の死亡率を示す次の統計に見るべしである。

- 一人が一室に住むもの 一六三・五人
- 一人が二室に住むもの 二二・五人
- 一人が三室に住むもの 七・五人

一人が四室以上に住むもの 四・三人

この表によつて見ても分明である通り、狭い所に多數の人が住むと死亡者が多いといふことになる、即ち都會人は田舎人の如く空氣や光線を充分樂しむことが出來ぬからである。「光線の入らぬ室には醫者が入る」といふ歐人の言葉や、ある人の統計の「家賃の多寡によつて死亡率が異なる」といふのは、日本も亦共に眞實なるところである。

然らば長命する方はどうかと云へば外國でも日本でも共に田舎人の方が長壽である。プロシヤの例を見るに、

- 都會人の平均年齢 四一・六歳
- 田舎人の平均年齢 四五・〇歳

である、更に日本の統計を見れば、六十歳以上の死亡者は、都會 一九二人、田舎 二六三人といふことを示してゐる。故に田舎人は長生すると共に、長く生産に従事することが出來るといふことになるのである。

次に田舎人と都會人との健康状態を見れば、徴兵検査の結果によると市部より郡部の方が甲種及び乙種の合格者が多い。以上は主として社會上の見地に立つて見たのであるが、その他、

宗教上、政治上の見地

から之を見れば、農民は一般に保守的なものであつて、より多く自然の支配を受けて居るから習慣なごは仲々に變へないものであつて、これは一面から見れば農村進歩の障害でもあるが、他面またこれが美點でもある。政治上宗教上に過激な思想を抱くもの、また革命などを惹起するものは都會人が主である、政治運動は殊に然りであつて、今回のロシア、ドイツ等の革命はその好個の實例である。マルリンの工業労働者が過激思想を主唱し、農民がこれに反對しつゝあるのは正に農民の堅實さを語るものであつて、これあるによつて獨逸は今日なほ中庸の政治を執ることを得てゐるのである。農村の社會調和上の必要は之によつても明瞭であらう。誰か農村を考慮の外にをいて食糧問題を談じ得るものがあらう。

世界文化の原因は農村にあり。今回の講和會議に於て、また國際聯盟などの力によつて戦争は再び起らずと樂觀するものがあるが、日本人は之に全然依頼することは出来ぬ。國と國との關係にはただに經濟的のみならず別に政治的關係も存在するから仲々絶對の平和などは得られぬ。今日の平和會議に如何なる決議があらうとも、將來は國民として戦争が起り得るものとして之に對應する力は養つて置かなければならぬ。ある學者の所説の如く世界的分業によつて各國聯盟してやれば心配がないといふことには多少の制限を加へて聞かねばならぬ。若し日常品を常に外國より仰ぐときは平日にても多大

の不便を感じるが、殊にいざ戦争といふ場合には尙更であつて、予は日常品は成るべく本國に於て供給出来得るやうな方途を執らなければならぬといふことを主張したい。而もこの責任者は實に農業家なのである。といふて何も予は全然自給策のみを主張するものではないが、かの日露戦争の時浦鹽艦隊が津輕海峡から太平洋に出やうとした爲め、本道と内地との交通が絶たれ、本道人の食ふ米に對して當局は非常なる苦心をなし、僅に漁民の所有せる古米を得て愁眉を開いたが如き實例を知つて居るが故に、日本に於ては食物の自給策を講ずるのは必要缺くべからざる事であるといふのである。農民は斯くの如き食物の自給に對する責任の外、農業なるものが總ての方面の事物に根本的な大關係ある位置を有するものである、といふことを理解もし自覺もしてゐるであらうか。私はこれに對して大きな疑問を持つてゐるのである。この點について農業家に對して局外者から注意を與ふる必要は有りはすまいか、殊に平常彼等に接觸してゐられる諸君方の努力を深く希望する次第である。實際農民が眞に自覺したならば、何等の確實なる目的なく而も却つて經濟上不利なる都會へ赴り、遂には東京あたりのドンゾコ生活を營まなければならぬやうな不自然な運命から、彼等を免れしめることが出来るのである。

殊に吾が北海道の拓殖は農業に依るのであつて、之で天然から與へられた富源を開發するのである。本道へ移住して來たもの、大多數は内地の狭い所から逃れ來つたものであるから、一般に内地人から

見ると進取的の氣象に富みまたや、冒險的でもあると共に、各人の間の競争が盛であるから他の力を借らず自らの力を盡して働かねばならぬから獨立的な考を持つてゐる。北海道の天地は悠大である、茲に住居する本道人は内地人とはすつかり氣分が異つてゐる。本道には何の過去もなく歴史もなく習慣もなく、全く思ふままに活動し發展するを得るのであるから、將來に於ては各方面に随分偉大なる人材を出すことであらう。之を農業の殖民地たる米國に見ても然りである、米國が今日世界の優者たることは亞米利加が農業殖民地であつたからであると確信してゐる。

最後に北海道も今や一千哩以上の鐵道を有し、築港を處々に見る等、物質的方面は可なり著るしい進歩を遂げたが、願て精神上の開發に到れば遺憾ながら未だ不充分なりとせざるを得ない。茲に於て道民をして完全なる人格を有せしめ、その天職を全うせしむる爲めには、一面教育の普及に俟ち、他面諸君方の御力によつて精神界の啓蒙覺醒を期する次第である。(完)

現代宗教家に對する吾人の感想

理學博士 遠藤吉三郎

本日は會長の御求めによつて盲人蛇的に一場の講演を試みる次第である。如何なる團體を代表するといふので無く、單に私個人の意見ではあるが、以て現代人が今日の宗教家諸君に對して如何なる感想を有するかを述ぶることは、諸君の布教上及び社會指導上に利することもあるやうかと存するのである。

我々科學者は宗教に對して冷淡であり且つ宗教なるものが多いといふ非難の聲をよく聞くが、勿論この言葉には種々なる意味を含んでゐるだらうけれども、而も數多い科學者であるからその中に宗教に冷淡なものも随分あらうけれども、その反面にはまた宗教の必要を痛感してゐる科學者も極めて多數にあることを斷言して憚らぬ。科學者に無宗教家のあることは否定出來ぬ事實であるが、私を見るところによれば寧ろ無宗教なる又は宗教に冷淡なる科學者は數少く、宗教の大必要を信じてゐる眞面目なる科學者の方が多數であるやうに思はれる。

私が宗教を考へるやうになつた實驗談を少しく述べ度い。曾て私が第一高等學校に在學中暑中休暇

を利用して吾が家が代々眞言宗であつたので高野山に登山したことがある。山では私の家と関係のある寶喜院に宿泊してゐた。或日同院の坊さんの案内で山中を見物して歩いたが、その時私は何處の佛様へ行つても御辭儀を仕様としなかつたので、其坊さんから度々注意を受け恥かしながら御辭儀をして歸院した。其夜院主と對談の節、きつと今日の無作法を案内の坊さんから告げられてゐるに相違ないと思つたので、寧ろ當方から進んで機先を制して言解けをしてやらうと思つて、其日の無作法の始末を院主に告げた。處が案に相違で院主は「夫れは結構なる御考である、其考を生涯失はぬやうにして貫ひ度いものだ」といふ意味のことを答へられた。これはわらい皮肉な住職であるワイと心中愕いて居ると院主は猶も言葉を續けて「人にして此の世の中に迷ひ怖れ求むる心のない人は佛前でも神前でも頭を下げる必要は無いのである、然し迷ひ求むる心ある人は他人に恥かしいといふやうなことを考へる違もなく神前に跪かねばならないのである。」云々といはれたので、初て住職の深意を悟り深く敬服した次第であつた。夫迄は宗教に對して全然無知無頓着であつたが、夫れ以來稍宗教に對して心を致すやうになつた。また常に宗教と人心との關係を考へて現今の世人が甚だしく宗教に冷淡になりつゝあるのを遺憾に想ふてゐる次第である。けれども私は宗教の必要は感ずるが、何れの宗教が大切であるかといふ差別はなく、世人の心を支配し得る宗教ならば何んでも良いと思ふ。

私は歐洲戰爭の始る以前、即ち一九一二年諾威の山中に冬越したが、其時退屈の餘り一篇の漫筆を利用し、之を日本に送つて『嗚呼西洋』といふ題名で出版した。之は日本の西洋漫遊者が餘る程西洋の美點を廣告してゐるのに對して西洋の缺點ばかりを書き連ねたものであるが、その中にも歐洲の無宗教を述べて置いた。近くは歐洲大戰開始された大正三年また書肆の求めに應じて『歐洲文明の没落』といふ小冊子を書き、その一節に歐洲戰亂の原因の一は近代の歐洲人が宗教を信じなくなつて來たに由ることを示してをいた。今その中の戰亂の後なる章の一節「科學者と宗教」を書いた一項を朗讀してみやう。

「我輩は歐羅巴に留學して居る間に最も情なく感じたのは國民の無信仰である。下級の無智な勞働者が全然神の存在を否定して他方に於ては帝王の權威に反抗する。彼等は斯くの如くにして精神的にも物質的にも畏るべきものもなければ敬すべきものもなく、倫理道德を知らず運命を信せず全く守ることも無ければ奉ずるところも無い。國民としてこれ程厭ふべきものはあるまい。此厭ふべき國民は大部分は都會集中の結果であつて歐羅巴人の所謂「文明」の産物である。大工場を増加を獎勵し殖産工業を盛んにし之れを外國へ輸出して金を取る、如何にも望ましい事である、併し他面の産物は此望ましからぬ國民である、而して是等の危險なる歸趣は前にも述べた通り科學者の罪である、歐羅巴の科學者は今後如何なる信仰を國民に提出するか。

『歐羅巴の國民は舊來の宗教を最早信じ能はぬ程進歩した、僧侶は平民の進歩と歩調を一にするこ

どが出来なかつた、彼等は人民の前に立たずに寧ろ後に附いて歩いた。人民は所謂四番目の文句を祈る時だけ神を信する（註 四番目の文句とは日々の糧を今日も與へ賜への句を指す）救世軍大將ブーエの成功は茲に在る、渴して居るものは飲む間丈け神を見る、餓れてゐる者は食つてゐる間丈け神を見る、ブーエは飲む物と食ふ物で神を見せやうと企てた、金の掛る計畫である。

『我輩は倫敦に於て英吉利の僧侶の集つて作つた社會風紀改良會なるものを見た、一八九四年の創立であるさうな。僧侶が相集つて特に社會風紀改良の爲めに團結するといふことは、一面に於て歐羅巴の風紀が如何に頽廢して居るかを示すものであるが、他面に彼等は今迄通りの基督教丈けは社會の風紀は改め得ぬ事を自白して居るのでないか。佛蘭西の女が倫敦へ來て第一流の劇場バレエ座で巴里流の裸踊をやつた、ケンシントンの大僧正はタイムズ紙上に寄書して風紀上中止せしむべしと抗議した、其れを見てバーナードショウは何も止めさせるに及ばぬと反駁した、公衆はツイツイと議論に花を咲かせたが結局裸踊は豫定の日數を續けた。大僧正の風紀維持の努力も曲筆を弄するショウの一言に勝ち得ない。今日の歐羅巴の墮落には科學といふ尻押しがある、科學の力で墮落せしめたのだから道學者や村夫子の力で何とも出来ない。』そこで西歐の「野蠻國」露西亞へ行つて見ると其趣きが如何にも變つてゐる。露西亞に僅か二個月ばかり居たのと旅行した處も其版圖の一部に過ぎぬから餘り確的な斷言は出来ぬけれども西歐羅巴と全く違ふ。其内でも第一着に眼を惹くのは

お寺である、其構造と其數の多いので驚かされる、市街の辻々には此他に幾つとなくアイコン堂が建てられてゐる、日本の田舎の地藏堂と謂つた様なもので大都市の熱鬧な町角に多い。道行く人々は小學兒童から白髪の老翁まで、車夫馬丁から貴紳淑女まで、寺院とアイコン堂の前を通る毎に恭しく禮拜して胸に十字を三遍書く。聖彼得堡などではチブスキの大通からニコライ二世橋までの間に何度禮拜するか分からぬ程ある、電車などで走る時は殆ど間斷なしに之をやり通す、其敬虔の狀如何にも感服に堪へぬ。但し將校だの大學生だの「文明」化したらしい連中の内には之をやらぬ者が大部見れる。

『アイコン像の前を通る時一々禮拜する「野蠻」人は神を畏れ愛する者共である、露西亞の僧侶は非常に墮落して居るさうだけれども、人民は未だ一堅固な信仰心を有して居る、是等が一度戰場に出ると其の猛烈さ加減はお話にならぬのだ。要するにスラヴ魂は信仰から來る、之を無信仰の西歐民と較べて見て如何か、我輩は茲に於て民を導くに何を以てすべきかといふ質問がしたくなる。仁を以てすべきか、義を以てすべきか、仁義の本家の支那は如何である。

『日本國民の多數は日露の戦役で「日本勝つた日本勝つた露西亞負けた」といふ歌を唱ふ、成程海戦では大勝利であつたけれども、陸戦では果して勝つたか解らぬ、軍事専門家は勝敗を斷することは出来ぬと謂ふ。日本が勝つたとしても夫れは露西亞兵が弱いからでなくて露西亞將校が弱かつたから

で日本兵と露西亞兵と較べると其勇敢の度に於ては優劣は無い。戦線に於て勝敗の岐れるのは最後の四五分間の辛抱に在る、此四五分間は體力や武器に因らぬ、兵の心理状態に在る。露西亞兵の帽子の中にアイコン像があれば日本兵の方には水天宮成田のお守がある、露西亞兵が僧侶に十字架を拜ませられて来れば日本兵は本願寺の坊さんに頭をコツンとやられて来る、露西亞兵が讚美歌を歌ひながら躍進すれば日本兵は六字の名號を唱へて呐喊する。斯くの如く彼の有するもの我亦盡く有した、兩方の強かつたのは當り前である。唯だ彼等の多くは戦争の目的を知らなかつた、我等は忠君愛國で露討つべしと忘れなかつた。相違は茲にあつたが爲めに最後の五分間の辛抱は日本兵の方が強かつたのである。此時若し一方の有した様な心理状態を他方が有しなかつたならば如何であつたか、其れは今度の戦争で塙露の衝突に立派に示されて居る。

『我輩は露西亞の將校を弱かつたと云うた、又露西亞の「文明」化した將校はアイコン像の前を唯だで通ると述べた、之は彼得大帝の御蔭である。彼得大帝は西歐の「文明」國で學んで自國の「野蠻」に憚れたのである。無人の湿地を開いて首府を建て諸方から人民を牛馬を驅る如く集めて此首府に住はせた、強力で以て彼等の「野蠻」を捨てさせて一から十まで西歐の「文明」に倣せた。其結果は今日見る如き露國上流社會の西歐化したことである、即ち此社會は個人主義となり神を畏れなくなり露國一般に亘つて出生率が甚だ少い、露西亞の歴史を讀む人はイワン大帝が暴力を以て人民を奴隸とし

たどて暴君だと評する、我輩は暴力を以て人民を「文明」化させた彼得大帝はイワン大帝に數層上の暴君と思ふ。

『今度の大騒動で以て歐羅巴の科學者は彼等が五十年來唱へた説が如何に國家に禍を爲したかを顧みるを要する。而して彼等が壞した處は誰も他に修繕し得るもので無いことを知り彼等自らが其衝に當るべきである。我等は遙かに其手腕を眺めやうと思ふ。』

話は多端に涉つたが、要するに現今の歐洲の混亂状態を惹起したのは科學者の罪であると思ふ。歐洲の宗教状態は決して日本人の信じてゐるやうなものではない。が露西亞、班牙利、愛蘭土の如く頗る宗教に熱心な一部分もあつて、愛蘭土の如き餘りの熱心さの爲めに種々な弊害もある位である。結婚するときは勿論同宗門でなければならぬ、下宿屋も同宗徒でなければ置かないといふ熱心さである。又日曜日には電車に乗る人も尠く郊外通ひの汽車も運轉を休止する有様だが、足一步獨逸へ入れば日曜日のみ郊外散歩するといふ風である。故に耶蘇教の宣教師牧師等が西洋の宗教状態を喋々するのは唯その極く一面に過ぎぬ、日本人の考へてゐるやうな耶蘇教は主として舊教の如く弊害のみの所有者に過ぎないのである、こんなものが、斯ういふ宗教が果して國家に利益を齎すものであらうか、之は大きな疑問であると思はれる。

國家として最も怖るべきものは「下層社會」——理解力の無い人間といふことである、中には所謂

上流人士も紳士も金満家も含まれて居やうである、此の社會に於て神や佛を信するといふことは大きな「力」を與へられるものである。理解力に乏しい彼等をして超自然的なる神佛を信せしめんか、そはよし迷信であるとするも彼等をして問題とすべからざる程度の問題の爲めに煩はされて自暴自棄に陥らしむるを防ぎ社會より墮落々伍するを止むる充分なる力となり得るのである。生嚼りの獨りよがり連中は斯ういふ信仰に生きる人々を直ちに迷信家といつて宛も罪惡者の如く罵倒する、前世の因果約束であるとして自ら諦むるものをば迷信として斥け、自らは運命と稱して得々としてゐる。前世の約束と運命とこれだけ異ふか、どちらが迷信だらうか。彼等は唯々自分の使ふ言葉を用ゐないものを遠慮なく迷信家といひ、自分の思想に反する總てを迷信と爲してゐる、頗る勝手な檐板漢たるに過ぎないのであるまいか。

吾人科學者より自ら得々たる哲學者なるものを見れば頗る變な氣がする。私は敢て彼等の如く迷信であるとは云はぬが、彼等はカントの哲學だとか、ヘーゲルの哲學だとか種々様々な名前を附けた哲學を所有してゐる。若し眞理が唯一無二なるものであるならば、之は大きな矛盾ではあるまいか。科學者のいふ引力説にも電氣説にも決して哲學のやうな多數の名前はない。勿論科學に於ても假説や未だ研究中のものには色々な名前を附けてゐるが、之は自ら別問題である。

科學者とは一般人が思ふてゐる如く頑固に自己の學説のみを主張するものではなく、反つて最も科

學の缺點を充分に知悉してゐるものが科學者である。科學者は自他の學説共に仲々信じないが、また決して容易に排斥するものでもない。百年の後には或は現在の科學は一場の空理であるかも知れぬ、恰度ラヂュームの發見以前の科學が今日既に空論に過ぎないが如くであらう。怪げなる人間が怪げなる人間を批評し批難する、五十歩百歩といひ度いが百歩が九十九歩を冷笑するやうなものである。

現今の世界は兎に角として一小社會を考へて見ても頗る多種多様なものが混合してゐる、過渡期の特徴として之も仕方はあるまいが斯かる錯雜混亂してゐる社會を指導し統一すべき宗教家諸君には痛切に同情に堪わぬ、斯かる社會を指導し統一すべき諸君には必ず權謀術數を必要としよう、佛教にいふ方便無かるべからずと思はれる。廣く世界を通觀すればかの大洋洲臺灣などの土人の如く手足の指だけで勘定出来る二十已上の數を知らぬ野蠻人もあれば、無線電信を使用し飛行機で郵便配達をしてゐる文明人も居る。若しこの文明人のかの野蠻地へ入らしむれば彼等は必ず超自然的なものとして尊崇することであらう。宛もコロンブスが西印度に於て神とせられたが如く、またスタンレーが亞弗利加旅行したとき持つてゐた懐中時計に誰も手を觸れ得なかつた如きものがあらう。往古の宗教の開祖たる釋迦や基督は當時一般の人間とは尠くともこの位の懸隔があつたであらう。故に彼等は直ちに神話を示し教を説くことが出来なかつたから實に巧妙な比喻例話を用ゐた、而もそは卑近平俗でありながら直ちに甚深の法門を解せしむるに充分なる程巧妙な例話であつた。斯んな風に訓育教化を得て

むた人間の中で少しよく理解のつく人々がゐたから是等を集めて特別訓育を施した、之が即ち「五百羅漢」「十大弟子」「十二使徒」等であらう。斯くの如くして佛教も耶蘇教も現代まで傳來したのである。東西兩洋の僧侶達は斯うして傳來した教に對して或は之を覆き違へ或は目的を誤つたらしく見受られる。或時は自己満足にのみ没頭した、之は日本のみでなく西洋にも座禪をやつた形跡がある、また或時は極端に知識なき人々を壓迫したり僞瞞したりして自己の享樂に耽り人心を害した時代もあつた。而も一般に宗教は個人としての人格を築くに急にして國民としての自覺を醒ますを忽緒にした、即ち人間としての人間を造る事を教へて國民としての人間を造る事に重きを置かなかつた。是超自然的な神佛を教ふる宗教として尤も千萬な事であらうが、現今のやうに國際間の競争激甚な時代に於ては頗る危険物である。宗教の創始時代は未だ群居生活より遅るゝこと遠からず、個人間の競争も殆ど無く、況や國際的關係は極めて薄かつたのである。故に國家人として人間を造る必要は無かつた。けれども現代は先づ國家として國民を完全にする事が最大急務でなければならぬ。孟子の時代にははや一個人として人間といふことよりも國民としての人間を造るに努め、完全なる個人として人間たるに反するが如き事をも許さざるを得なかつた様である。

古代其儘の宗教は先づ小亞細亞を瓦解せしめ、羅馬に墮落を齎し、印度をして國家を無からしむるに到つた。古代其儘の宗教を現代に適用するは不可能である。日本の宗教は隱遁生活を事とした時代

もあつたけれど常に國家と歩調を整へることを忘れず、殊に本宗の御開祖は國家に重きを置かれたことであつた。然しながら將來は如何、是刻下の大問題である。地球上に帝國々家絶無の時代來れば其時こそ超國家的で可なるやも知れないが、現今の如く帝國主義を叫ばねばならぬ時代は未だ、將來かなり繼續すると思はねばならぬ以上、宗教は須らく國家的宗教ならざるべからずである。

自己満足に耽り隱遁を好んだ時代の僧侶は執着を絶つ爲めに獨身なるを原則とし、生活を安固ならしむる爲めに肉食を廢し頗る質素な暮しをした。かゝる生活は消極的にいへば宛も金満家の如き時間と餘裕のある生活である。而も此の時代の僧侶には時間觀念なく只管に文學美術を事とし、之を後世に傳へた。故に此の時代に於ては僧侶が唯一の知識階級であつたのである。恰度現今に於ても獨身の學者には到底他の家庭を持つてゐる學者は及びも付かぬ如く、質素簡朴なる生活を營んでゐた僧侶に對しては、他の普通人は齒が立たなかつたのである。斯ういふ風で文學美術は當時の僧侶の專賣特許であつたが如き觀があつたが、現在のやうに書籍の時代となり、曾ては筆寫し又は木版で百兩も二百兩もしたものが活版の時代となつて廉價に容易に手に入るやうになつては、普通人の知識は漸次著しく向上して來たに對し、僧侶は停滯といふよりも寧ろ退歩した傾向があるのだから、勢ひ此等兩者間には衝突を避け得なくなつて來た。日本では歴史上此の現象は明かでないが、西洋では此の實例が明瞭に示されてゐる。一例を擧ぐれば即ち「創造說」である。基督教の地球創造說に大議論が生じ

殊にダーウキンの進化論以後即ち五六十年以前頃は全然僧侶と科學者とは仇敵の如き有様であつた。やがて宗教家側で科學に反抗することの不利を覺り、バイブルと科學とを合致せしめようと努力したけれども彼等の科學知識の幼稚であつたことは益々科學者の嘲笑を買ふに過ぎなかつた。舊教の如く全然超然的態度を執れば反つて良かつたのに、少々進歩してゐた新教は物笑ひの種を播いて禍を求めたのである。

西洋では已に科學者の知識は宗教家の夫れの線より上へ昇つた。日本ではまだ然うでもないやうであるが、宗教家は一般人と知識上極く僅かな差となつて來た。我國に於ても何時かは宗教家と科學者とが交叉する時代が到來するに相違ない、私は此の時代を最も怖るゝのである。私から云へば、現今の宗教家は自己の屬する宗教以外の科學には全く無關心であるらしい。若し科學を眼中に置かないとすればそれは頗る危険なことであらう。西洋の子供は形式丈ながらも生れ落ちた時から長い間神の話を聞いてゐるから科學は仲々頭に入らぬ、然し日本の子供は之と反對に全然宗教を考へてゐない空の頭の中へ科學を注入されるのであらう、國民一般には頗る科學の普及し易い國である。斯くの如く科學を信じ易い人間と全然科學を眼中に置かぬ僧侶との文化の交叉點は早晚到來を豫期せねばならぬ。其の時に及んで始めて覺醒することも嘲臍の悔のみで、宗教は已に古代の遺物の如くなり、己たちは遙に時代の外の別社會に取殘された事を知り得る位だらう。

私は敢て言ふ、「西洋の宗教を破つたものは科學者である」と。彼等はバイブルに代ふるに猿の骨格を以てした。故に日本でも科學に對しては最も慎重の警戒を要する。内務大臣が此頃三教會同の計畫を立てたのも之が具體的の發現であらうと思はれる。國家を安康ならしむる爲には是非此の宗教と科學との交叉を憂へねばならぬ、これは實に宗教家の責任である、而してそは決して宗派の如何を問ふものではない。

今日の人々の中には現代の宗教家は頼むに足らずとし、人心修養會等を開いて居る輩もあるけれども、局外者たる私から見れば之は一寸問題であらう。今日は實に多數の書籍が出版せられるけれども十年間の生命あるものは上々である、二十年三十年の命脈あるは甚だ尠く、更に百年二百年間讀者を失はぬものに到つては極めて稀な現狀である。然るに耶蘇のバイブルは二千年、佛の諸經典は實に三千年の長生命を有して來たのであるから、之等は動かすべからざる眞理の説かれてゐるものと認めねばならぬ。勿論生啗り輩は迷信と笑ふかも知れないが――。故にこの「佛の聖典」「耶のバイブル」を根柢として此の進歩しつゝある活社會に順應せしむる事が最も便宜であらうと思はれる。而も幾度も繰返したが如く其の宗教の何たるを問はず、國體に相應するもの、更に國家を隆盛に導くものであるならば一層重疊と言はねばならぬ。現代は已に説教の權威は往古とは異ふ、無智なる人間にのみ用ゐられる宗教は國家に何の利益もない。國家の中堅は中流社會であるから、之に順應するものでなければな

らぬ。吾人は敢て宗教家を平民の下位にあるものと迄はいはないけれども、現代の宗教家を以て現代思潮を尠しも解せぬものとすれば、中流社會とは遠く遙に隔つて眼下に見下されてゐても是非はない。普通社會の各人間の知識といふものは夫程大きな違ひのあるものではない、要するに團栗の脊比べである、決して往時の釋迦對平民、基督對平民の如き關係ではない。故に若したゞ「一糶」他より脊の高ものは非常に眼に付くのである。故に諸君も一糶だけ上位に在られん事を切に希望するのである。雲霞の如く走り行く蚊や雀の群と共に驅走る様では駄目である。

あらゆる程度の人類を包含してゐる現代の社會を統一し指導せねばならぬ諸君に對し、あらゆる同情を惜まないと共に、諸君におかれても大いなる覺悟を以て今後之に努められん事を希望して、此の講演を終る事とする。

附 録

現代思潮と佛教

文學博士 谷 本 富

世間には私の講演は多くは「皮肉」の一語に盡きるといふ人々があるけれども、諸君よ、乞ふ、安心して聞きたまへ、私は決して諸君の皮を剥ぎ肉を食ふものではないから――。

人によつて北海道は邊鄙でいけないといふものもあるが、内地は本土だけに總て種々な習慣に因はれ易いが、北海道は凡てが新らしくて氣持がいい。私は大の佛蘭西ビイキで、この點では何人にも譲らぬ積りで居る。で今次の大戦亂勃發の當初同盟側と聯合側とどちらが勝つかといふことに就いては識者間にも大分議論があつて、大部分は獨

逸が勝つと思ふてゐたのに、たゞ一人この戦争は必ず聯合軍の勝利に歸すると堂々大新聞に所説を發表してゐたのは誰あらう？ かく申す私である。然しこの戦争を勝たしめたのは米國であつた、いかに佛蘭西ビイキの私でも佛蘭西の力で勝つたとは言はぬ。佛蘭西は我が西園寺侯に似てゐる、粹ではあるが力がない。米國は新興國である。この北海道は雛形だけ米國に似てゐると遠慮して申上げて置くが、似てゐるのは平面圖を見たときだけで、通る人々や電車を見るとその面影は認められぬやうである。然し諸君にはこれでも日本の米國

であるといふ確信を持つて努力して戴き度いのである。亞米利加は宗教によつて開かれた、吾が北海道も亦その傾向があるのが嬉しい。

然らば吾が北海道の特徴は何ぞや、曰く「デモクラシイ」の一語に盡きる。デモクラシイは新興の國に喜ばれ、デモクラシイの喜ばるゝ國家は盛大を來すのである。私は今日はこの「デモクラシイ」に就いてお話し致したい。

デモクラシイの中には、デモ、デモクラシイなんて云ふのがあるから注意しなければならぬ。私が教育上にデモクラシイの必要を説いたのは今から二十年も以前のことである、でその頃の當局者はそれで暗に私を怖れた様子であつたが、今日の有様は抑もどうであらうか？ 由來私の豫言の適中しなかつた例を知らないのである。日本の從來

は沈黙を尊いとしたのだが、シヤメルのが良いか悪いかは今日のマルサイユ會議に見るべしである。今や沈黙はアウトクラシイで、シヤメルのがデモクラシイなのであることを知らなければならぬ。

このデモクラシイを民主々義または民本主義と譯する人がある、デモクラシイを民本主義などと譯するのは徒らに外來の思想を恐るゝ腑甲斐ない奴ばらのごまかしである。デモクラシイを和譯する必要は無い、或は西洋の言葉をそのまま使用するのには良くないといふ人があるかも知れぬ。さらば「忠孝」といふ詞は日本語であるか、また皇室の御紋章たる「菊」といふ詞は日本固有の詞であるのか、みな支那渡來の語に外ならぬではないか。また「南無阿彌陀佛」は固と印度語で、これを支那に譯したのが「歸命無量壽如來」である。宗教

家がデモクラシイを危険がるのは全く以ての外である。

畏くも先帝陛下が御即位の初め、即ち明治元年三月に御發布あそばされた五ヶ條の御誓文は頗るデモクラテキツクなものである。私はこれに就いて思出すことがある。それは近頃日露戦争の勝つた原因について語られた二人の老耄連中の言葉である。

その第一人は子爵金子堅太郎君であつて、本年憲法發布三十週年紀念祭が舉行せられた節に「先帝は明治の初から議會開設に大御心は有つたが、御思案の最中に偶々米國の大統領グラント氏が來朝して、御對談の折折國會開會についてグラント氏にお尋ねがあつた。その時大統領が貴國の御國體は頗る御立派であるから憲法や議院の任用は無

いかも知れぬが、たゞ日本だけ憲法や議會が無いのも可笑しいやうだから御開設になつた方が宜しからうと存するといふ旨を答へた。その返事をお聞き遊ばされて大御心を定めさせられ、初めて議會が開設せられたのである」といふ意味のことを語つた。彼の言たるや實に當時民間の志士が家を忘れ妻子を棄て身を顧みずして熱心に立憲政治を望んだ効績を無視したものである。

他のもう一人は前大臣元田肇氏である。彼は先般徳大寺公爵の薨去せられた時に斯う言つた。「露國では日露戦争の際風に明治大帝の不世出の英主にて在ますことは勿論日本の勝因を爲して居るのであり、また臣下に山縣公なる大武人あり、伊藤公なる大政治家があつて益々その御英邁の徳を大にしたにも因るであらう。が更にもう一つ誰か平

常君側に親しく侍るものゝあつて色々献替した爲めであらうと思つたが、果して徳大寺公のあることを知つた。「云々」といふのである。これ戦勝の功を徳大寺公に歸するもので、勿論私にも徳大寺公の偉いことには異論は無いが、それよりも戦争は全く舉國一致で大に奮發した國民の後援あることを無視したものである。若し元田氏の言はるゝ通りとすれば、かゝる觀察を爲した露西亞が今日の状態にあるは蓋し當然の結果でなければならぬ。

話は少し違ふが兩三ヶ月以前私は神戸のあるところで演説をした。その時前席に出た某帝國大學教授は、今次の大戦亂の原因は全く日本に於て明治の初めに發布せられた五ヶ條の御誓文に由るとなして、更に説き續けて「かの老大國といはるゝ土耳其の青年が——一寸斷つてをくが青年は總て

デモクラシイで、老人は多くアウトクラテキツクなものである——青年黨を組織し、老人跋扈の國家の隆盛を來した例しあるを知らない絶叫して、舉國一致國難に當らうとするのを見たのがその隣國である。これを更に利用(?)して終に埃多利の皇太子は殺され戦争は勃發するに到つたのである。而も土耳其の青年が斯く自覺し奮發し初めたのは全く日本の立憲に氣付いたからである。されば一に戦亂の原因は吾が國の五ヶ條の御誓文に依るとするのである」と言つた。私はその後にて、只今の議論は私等が若いとき落語席で聞いたあの「大風が吹くから下駄屋を始める」といふ噺(説話は略之)と一般であつて、恐ろしいコジツケ議論であると言ふたことである。

それは兎も角彼の二人の老耄連中の言ふ所は或

は眞實であるかも知れないが、今次の戦勝の原因は全くデモクラシイであるといふことを忘れてはならない。然らば「デモクラシイとは何ぞや」問題はこゝに來る。これについては實に大なる誤解が頗る多いのである、似而非デモクラシイは絶對に排斥しなければならぬ。そんならエセデモクラシイとは何であるか。日本人に言はせると都合のいいことを云ふから之れを米國人に言はせると——而も新しい人に言はせると、昨年(一九一八年)グリッグスといふ人は「デモクラシイの眞精神』(The soul of Democracy)といふ本を書いて、普通云つてゐるデモクラシイには三つの缺點があるといふことを言つてゐる。

その第一は Selfishness であつて、他人の仲でどんな不作法をしてもいゝといふのである。日本の

停車場がこれの代表的なものである、米國の停車場は決してあんなものではない。その第二は Ignorance で、物の秩序を無視することである、日本は果してこの點に遺憾は無いであらうか。第三は Tickleiness of Temper である、只々輕率にストライキなどを起して騒ぐことである。眞のデモクラシイはこんなものではなく落着いて進歩すべきものである。

次にデモクラシイを解釋して、之れを佛蘭西革命當時の三大標語なる自由、平等、博愛であるとするのは一應尤もな次第であるが、似而非デモクラシイは此の三つを無制限に説いてゐる。然しこれは大いて誤つた考で、實際は條件付きの三標語でなければならぬ。第一に、言論、宗教、職業選擇、結婚、離婚の自由は大必要である、離婚の自

由は正に大必要で、これについては私は度々『婦人公論』誌上に説いてゐる。然るに故奥田義人博士などの曲學阿世學者は、現在の日本の民法は今日の日本に適合しないから昔に引戻さなければならぬと言つてゐる。實にあきればたることを言ふ僞人である、その不可に到つては生きたる義人諸君の判断を煩はさなければならぬ。

次の平等も然りである。聴衆者諸君の顔や風采を平等にするといふことは出来ない相談である、平等とはそんなことではない、機會の均等といふことである。貧富に拘らず軍人たることを得、政治家たることを得、教育家たることを得るのは平等である。また普通選挙も自由の一つではあるが是も十年も先きになれば屹度平等となることであらう。この現代に「昔は身分であつたが今は黄金

である」といふ怖ろしい誤つた考を持つた人があるのは、可笑しいを通り越してお氣の毒千萬な次第である。私が曾て石山寺に参詣したとき靴を脱いで内陣へ入つて参拜すると案内僧が言ふには、昔時はこゝに入ることが出来たのは五位以上の人々にかぎつたと。然かも——私は決して相當の位階を持つてゐない譯ではないが、今日此處へ入つたのは位で入つたのではなく、たゞ五錢さへ拂へば誰でも入れるからである。これが即ち機會の均等といふことである。最後の博愛の如きも決して固より愛國と衝突するやうなものではないのである。であるからこの三者ともに立憲政治上の法律に於て保證する範圍内の、自由、平等、博愛でなければならぬ。

米國のリンカアンは、デモクラシーを解釋して

「人民の政治、人民のする政治、人民の爲めにする政治」(Government of the people, by the people, and for the people)であると言つた。これでは日本の國體に背反しは爲ないかと心配する人もあらう。併し是の如き人々は眞の國體を解し得ない人々のみである。従來行はれて居る國體と政體の別は獨逸のブルンチュリイ氏などの説いた所であり古いことである。自分は單に政體は政治の仕方は國體と同じ政體でも其の遣り口は各國民の性情によつて色々異なるものであることだと申したい。今後各國の政體は文明國であるならば恐らくデモクラシーである筈だ。吾が日本とても政體は古來必ずしも一定不變のものではない、新井白石も早く大勢は十三返も變つてゐると言つてゐる、けれども國體は一度といへども變つたことが無い。太

陽は如何なる家屋をも照らす、家屋の建築方の變るのは政體の如く、而も吾が皇室は天津日嗣として太陽の照臨せらるゝが如く未だ曾て變らない、それが國體である。故に眞のデモクラシーは日本の國體に於ても行へるのである、獨逸に於て今尙は帝王なくして帝國と稱してゐるのは國體の變らぬことを示すのである。であるから國體の上からモクラシーを怖るべき由れはない、かくてデモクラシーは總ての方面に行はるべきものなのである。

目下賢明なる爲政當局は國民の思想統一なんて騒いで居られるが、これは一寸出来ない相談であらう。石狩川の源の小流を幾何程逆尋しても夫れで以て統一といふことは出来まい、打捨てゝほうつて置いても下流になれば凡てが統一せられて居

るではないか。思想の統一は天下の大勢に則れば自然に出来るものである。古語にも百川海に歸すといふことはあるが、百川山に上るといふことは聞いたことが無い。たゞ適宜の治水だけは是非とも必要であらう。

然らば何に依つて如何にして治水するか、曰く「宗教」宗教の力に依るより外はないのである。

先年床次内相が三教合同を企てたときに、私は出来ない相談だと笑つたが、今日正しく適中して居る。現に今回の三教會は以前の三教合同の意味ではないといふことを極力辯解して居るではないか。閑話休題、宗教の力に依るといふことは、直ちに既成の御粗末千萬な宗教家に依るといふ意味では決してない。吾が國民には誰でも有する缺點だが、何んでも良いことは早くから自分の方に在

つたと言ひたがる。憲法といへば直きに聖德太子の十七憲法を擔ぎ出す、議會の初めといへば直ぐ古代天安河原に八百萬の神々を集められて會議を開かれたのが夫れであるといふ。然かも前者は名前は同じでも内容は全然別なものである、後者は固より今の如き代議制度ではない、否、代議制度は西洋にも昔は無かつた、日本のみの恥では決してないのである。

そこで佛教を譯もなくデモクラシイの如く言ふのは考へものである。釋尊は悉達太子の尊きを棄て、出家し難行苦行を積まれたのに、耶蘇教のキリストは單に大工の悴ではなかつたかとタサすものがある。可笑しな話である。親鸞聖人の聖光院門跡を棄て、比叡山を下り、紫衣を墨染に代わられたのは人格の光で、決して氏や素姓は何の誇に

もならぬと思ふ。釋尊が當時の如き嚴重なる階級を打破せられて位を棄てられたところ、聖人の「吾れは人の師とも言はず唯だ愚禿なり」と仰せられたところにこそ、眞のデモクラシイがあるのである。階級を棄て、デモクラシイに成る、これが眞の出家である。然らば宗教上のデモクラシイとは眞に心から出家することである。私は身には御覽の如くフロックを裝ふて居るが、心は實に出家の境涯で、愉快なる生活をして居る次第である。

デモクラシイとは前述の通り自由平等正義であるが、その根底を爲すものは宗教であつて、華嚴經の四法界品には明白にデモクラシイの哲學的解釋が施してある。然かも宗教中最もデモクラテキツクなものは何か、諸君のうちには諸種の宗教の

信者があらう、私は信教の自由の明文によつて、諸君の信じて居らるゝ宗教は何んでも尊敬する、最も官幣大社など、云つても民間の信仰では所謂 Fox temple に間髪を入れぬものも無いではないやうで少々困るが、何はともあれ政府の高官で官國幣社といふものに參詣したものはごだけあるか私はなるべく廣く參詣して居る。——人の信する宗教はごこまでも尊崇するが、米國のビッツブルグ大學のメクレン氏は本年三月號の『米國社會公論』(シカゴ大學出版)誌上で論じて「セイント一流の聖者生活を爲すものは既に去れり、僧院生活の如く獨身貧窮禁慾を守つて天國に行かんとするものは已に去つた」と言つてゐた。こんな宗教生活は貴族的であつて極く少數者しか出来ない、まさにデモクラシイに反對するものである。

日本に於て肉食妻帯を許したのは實に淨土眞宗の開祖親鸞聖人であつたのである。古の諸宗の大徳中には表面頗る清浄な生活を營んでゐたやうに見えるが、その反面には或ひは今日ならば刑法上の罪人が居りはしなかつたか？メクレン氏は言ふ「今後の眞の宗教的生活は天下の爲めに働くことで、それが即ちデモクラシイである」と。

女子の心得

文學博士 谷 本 富

私はいま校長先生から非常にお讃めの御紹介に與つた谷本であります、あゝ言はれるとどうも話が爲悪い。下手だ／＼と言はれて居ると上手にやつて一つアツと皆さんを驚かすことも出来るが上手だと初めから讃められて居ると並大抵上手に

やつたのでは上手さうに聞かなくてたよりが無いデ、今の校長先生のお話のやうに、さう上手に出来るか出来ないかは分らないが、兎に角出来るだけ上手に一生懸命に口によりかけて、お話を爲ようと思ふ。

さて私はどういふものが従來女の方の會といふものには縁の深い男で、この北海道へ来る前も彼處此處で引つ張り風になつた女會へ出席せしめられたそれをいふのも元來私が髯もなうて何となく優しい顔をして居るからであるのか、それとも脊が低うてお腹が飛び出してゐる格好が女らしいのか、またそれとも私の名が一字名で女風にトミとも讀めるからであるのか知らぬが、兎に角今度もまた當地の講習會の講義の暇に、此處の女學校へお邪魔して若々しい皆さんにお話することゝなつたのは、何かの因縁と思ふと非常に嬉しい次第であります。

子さんの女子教育に関する書物である、その他には吉田熊次博士の著書、または女子高等師範の下田次郎教授の書かれた本なども仲々立派である。まあこの三書が今日のところ女子教育に関する代表的著述のやうであります。女子教育家は兎角下田姓にならぬと駄目のやうに見えるのはおかしい。これらに列んで私にも實業之日本社から出版した『女子教育』と題する著書がある。それは私が曾て大阪で有名なあの清水谷女學校で講演して大喝采を博した演説の筆記を出版したのだが、私は實はさうよく出来てゐると思ふてもをらぬのに、どういふものか世間からも友人仲間からも「あの本はよく出来てゐる、實に傑作ぢや」と讃めて貰ふてゐるやうな譯である。が、本日はさういふ廣い固くるしい女子教育といふやうな問題から離れ

て、ごくやはらかに「女子の心得」について私の考
を述べて見ませう。

佛教では女のことを非常に悪く言ふ。一例を擧
げれば五障三従である。三従は御承知の通り、ま
た五障とは法華經にある詞で、女子は梵天、帝釋
轉輪王、大魔王、佛たるを得ずといふのであるが
勿論諸子は梵天の帝釋の大魔王だのといふもの
には成り度くは無からうが、最後の佛になること
が出来ぬといふには一寸困る。然しこれも心配す
るには及ばぬ、吾が淨土眞宗では第三十五の願で
女人成佛が誓はれてある。尙ほまた女の悪口をい
ふのは佛教ばかりかと思へば、何にさうばかりで
もない、キリスト教にもある。あのエデンの花園
のアダムとイヴの話が夫れだが、うまいことキリ
スト教ではまたイヴの罪を免れる方法を教へてゐ

る。それは先づ操を正しくして禮儀を守り信仰を
堅固にして、而かも最後に子供を生めば助かるこ
書いてある。これが佛教とキリスト教と異ふこと
ろであるが、佛教とても子供を生めば天國へ行く
とは言はぬけれども、子供を生んだから地獄へ墮
ちるといふことも説いてはない。

夫れはともかく昔は斯うして女は壓へつけられ
てゐたが、今は仲々さうばかりでもない。けれど
も今日でも女子では成れないものが五つある、こ
れが今のお經の五障かも知れない。第一に女子は
天皇の位に即けぬ、これは皇室典範の掟である。
最も一概にさうばかりも言へぬ、日本にも昔は女
帝が在位せられたことは諸子も御存知だらう。ま
た外國では近くは英吉利ではグキクトリア女皇と
いふて頗る有名なお方があつたし、和蘭では現在

もウキルヘルムナといふ女帝である。さうして日
本の女帝には御亭主といふものはないが、外國の
女帝には皆御亭主があるから可笑しい。その御亭
主は一寸どうも取扱ひに困るやうだが、まあ早く
言へば男の皇帝に於ける皇后のやうな地位のもの
であるらしい。

また女は大臣、大使、代議士、軍人たる能はず
といふことに成つて居るが、これらとても現今で
は露西亞には二十九歳の女大臣があり、西班牙に
は女の大使あり、濠斯太利には多くの女代議士が
ある、米國にもあるといふ有様で、また今度の大
戦には女の軍人も出動して勳功をあらはしました
このやうに時代は變遷して女子の外面的地位は
大いに變化して來たが、たゞ女子の務めとして昔
も今も變らぬものは子供を生むといふことである

一面からいへばこれは大きな障りかも知れぬが、
これこそ女の女たるべき獨特の權能である。若し
女が子供を生んで呉れなかつたら、吾々男は大苦
しみに苦しむことであらう。で、私は貴女方に身
體を強壯にして順當にその役目を果し、丈夫なる
子供を生んで貰い度いといふことを希望する。否
これは私ばかりの希望ではない、獨逸のシュッペ
ンハウエルといふ哲學者もこんなことを言つてゐ
る。「五人の立派な子供を生んだ効績は五つの堅城
を抜いた勳しにも勝る」といふのである。國家が
強大であるといふことは結局その國に子供が多い
か少いかにより、更にその子供が強いが弱いかに
由るのである。現今の統計によると、一夫婦間に
佛蘭西では半人の子供より生れない、吾が日本で
は今や平均五人六分生れてゐるのである。これは

甚だ心強い次第だが、なほ進んで一夫婦間にせめて七八人づゝも生むやうにして欲しい。

けれども子供を生んで貰ふのは甚だ結構だが、生んだ後で母御はやれ血の道とやら何とやら騒いで青い顔して居つて戴いては甚だ困りものである。また生れた子供も死産であつたり天死したり、菲弱で青瓢箪であつたり、低能兒であつたりしては困る。だから女子は瘦形な美形がよいといふ人もあるが、本富は大いに肥ねて丈夫で福々として居る方がどれだけよいか知れないのである。

夫れだから昔の五障などのことは今は外に女子には女子の切實な務めがあるから問題では無いのである。そこで諸子が女の務めを遂行するのに、私は女子の「三内」といふことを申し上げ度い。この三内の第一は身内で、即ち身外よりも身内

第三には心の内即ち心内で、これは宗教によつて心を治めて行くことである。今や五障三従は全く其處除けである。

現今は何處でも母親と並んでゐられる貴女方のやうな娘さんを見るに、大抵娘御の方が脊が高いこれが大正の御代の特徴で全く女子體育普及の賜であるから、諸子もどうかそれに準じて大きい丈夫な子供を生んで戴き度いものである。

次に申上げて置き度いことがある。諸子も芽出度く校内を出られるといづれ近々結婚なされねばならぬ。自由結婚と言ふと或は弊があるかも知れぬが、實際一生涯を通じて最も大切なお婚さんは結局は諸子自身で斷乎として選択しなければならぬ、たい萬事人まかせでは悔悟することがある。そこで新時代のお婚さんの資格は、第一に身體強壯な、第二に品行方正な、第三に信仰のある男でなければならぬ。諸子もお婚さんの選擇にはこれを標準にしなければならぬ。ナニ學問なんかは思ふほど大切なものぢやない、古來成功した人に學者はゐないのである。般鑑遠からず、子の如きは餘

を主とせよといふことである。諸子には缺くべからざるお化粧も、その眞の秘訣は身體を丈夫にする。ことがその根本であつて、外面ばかりどんなに白粉やら香水やらで粧り立てゝも近くへよつて見てもお座が冷めるやうではさつぱり鼻持ちがならぬ。畏多い話ではあるが、只今の皇后陛下は御幼少の時から女學生として運動に御熱心で、御身體が御丈夫であらせらるゝ爲めに珍らしく御強壯な親王方即ち御男兒を御四方までもお産み遊ばされたのである。以前十數代間の皇后様には一人として御丈夫なお子様をお持ちになつたお方は無かつたといふ事である。

第二は家内で、女は外で働くよりも寧ろ先づ家の内を治めて行かねばならぬものであるから、家外といはずに家内といふのである。

三つのRとは Reading, writing, and Arithmetic 即ち読み書き計算の三つである、今やこんなものは大して必要でない、否それよりも三つのH、即ち Head, Hand, and Heart 言ひ換へれば頭と心と手が最も必要である。頭が良くて、心が温かて親切で、手腕さへあれば何處へ出したつて耻かしくない。この三Hを先きに丈夫で品行方正で信仰があればいゝと言つたのである。

頭といつても頭のかざりでは無うて頭の中である、男女に共通せるものはこの三つである。中でも Heart は宗教に依らなければ修養が出来ない、その意味で宗教的背景のある本校に學ぶ諸子は實に幸福であると言はなければならぬ。諸子よ、乞ふ、この三Hを修養せられんことを――。

講習會彙報

一、六月一日より十四日まで北海道寺務出張所階上に於て第四回講習會を左記趣旨により開催せり

北海道大谷派講習會趣意書

我が北海道は開道僅に五十年、人心未だ安固ならず、教田尙開拓すべき餘地多し、加之近時盛に擡頭し來れる諸種の思潮は滔々として侵潤し、爲に往々不熟の思潮に感染せんとするものあり、されば本道教界に職を奉ずる者の、益々奮勵を要するや言を俟たず。

夫れ人を教養せんとするものは、先づ自己を培養せざるべからず、然り而して我教界の諸賢は、常に這般の用意を怠らず、既に去る明治四十三年より同四十五年まで毎夏講習會を催して、教家各自智徳の涵養を努めたりしが、其後種々の事情の

ため數年間中絶の状態に在りき。然るに時勢の要求は、茲に再び其機運を促し、去る三月の國役會議に寺務出張所より講習會復興開設の議を附したるに、滿場一致にて可決せられたるを以て、直に委員を定めて諸般の準備を整へ、本山教學第一部に申請して許可を得、嗣講廣瀨守一師を講師として特派せらるゝ事となり、科外講義としては谷本博士、下間法學士、現代教家に喫緊の學を講せられ、尙北海道廳及北海道大學よりは、部長理事官教授等來筵、夫々専門の見地に立ちて講演せらるゝあり、又特に勤行作法傳習の一科を附設し、更に本講科外の各講師を初め聴講生一同相率ゐて會期中毎日晝夜を通じて別院其他の會場に法陣を布き以て大法を十方に響流せんとす。

希くは求道好學の士は振ふて參會聴講せられんことを。

一、本講役員

本講 講師 廣瀨 守一
都講 擬講 日暮 龍城
典座 學師 日輪 法翫

一、講師及講題

一、往生淨土論 講師 廣瀨 守一
一、勤行作法 定衆 清澤 勝兼

一、宗教法令

法學士 下間 空教

一、宗教教育

文學博士 谷本 富

一、科外講演

一、宗教家に對する吾人の感想 理學博士 遠藤吉三郎
一、我が帝國と農業 法學博士 高岡 熊雄
一、國民的觀念に就て 内務部長 尾崎勇次郎
一、民力涵養に就て 理事官 岡田喜久治
一、免囚保護に就て 旭川監獄教誨師 本田八重丸

一、少年受刑者と其所遇法

函館監獄教誨師 藤井 智鏡

一、本道に於ける救濟事業の現状及將來の施設

道廳救濟事業主任 副島 壽人

一、感化事業に就て

札幌學院長 小池 九一

一、免囚保護に就て

札幌監獄典獄 立石 重司

一、聽講生

百三十五名(他に傍聽者累計約三百名)

一、聽講證受領者

延人員 千百七十八人(一日平均八十四人強)
傍聽者を含む

岩城 速成	井上 覺淨	長谷 靈樹
西村 圓淨	西崎 蓮藏	富澤 常念
龜倉 健	吉田 究	芳野 學海
田邊 皆了	高名 宗徳	龍山 大襄
土田 正利	名畑 最順	野村 大憲
野嶽 芳雄	山田 淨信	山本 了照
藤井 大宜	金光 無涯	寺西 法導

木間 祐光 三浦 堅正 曾我 八臺寬

一、施齋經 開期中毎日別院に於て講習生一同參勤施齋經を執行す、施齋經の趣旨は左の如し。

一、施齋經の趣意

釋尊母后摩耶夫人の恩を報めん爲めに一夏九旬の間切利天に昇りて說法し給ひてより古來印度支那に於ては佛門行事の一として安居なるものを行ひ一夏九十日の間僧徒の外出を禁じて佛典の攻究精神の練磨をなせるものなり、此期に於て佛教に志ある國王其他の人々は故人の追悼又は佛恩感謝の意より學徒の努力を空しくせしめざらんと云ふ一切の淨食の布施をなし、學徒はまた此施齋に對して日々佛典の讀誦即ち施齋經を行ひ、茲に能施所施相共に其信念を養成せしものなり。而して物換り星移るに従ひ此施齋經は安居に於ける深刻なる宗教的意義を帯び來り、我國に於ては持統天皇四年五月宮中に數多の僧徒を召され日々嚴肅に斯

經讀誦の儀を執らせられ、延いて奈良平安鎌倉足利の時代に至りては時折天皇御自ら或は將軍公卿等大施主となり此行事に依り國民をして益々信念を篤くせしめられたるものなり。其他古來幾多の英雄偉人の中にも斯種の修多羅讀誦を聽いて佛門に歸依せし者其數尠ならずと聞く。蓋し佛典研鑽の傍ら能施者に對し斯經を誦する意義や甚深なるものあり、されば來る講習會には廣瀬講師を導師に仰ぎ聽講學侶一同參勤の下に日々此れを施行して、一般宗門の人々をして佛縁を深くせしむるに資せんとす。

一、公開講演
一、中央創成小學校に於て

「現代思潮と佛敎」 文學博士 谷本 富

一、三條教場に於て(札幌佛敎青年會主催)
「強きものは榮ゆ」 札幌監獄敎誨師 川島 見一
兼北海道高女囑託

一、この他聽講生によりて札幌にて一回、谷本博士によりて函館、旭川、士別、室蘭、小樽、青森弘前、御所河原に於て各一二回宛開催せり。

大正九年七月一日 印刷
大正九年七月五日 發行

發行所 北海道大谷派講習會

右代表者

發行人兼 川 島 見 一

札幌區山鼻町大谷派
北海道寺務出張所内

印刷人 小 林 庄 太 郎

京都市下京區鹽ヶ井通魚棚上ル佐女牛井町廿二番戶

印刷所 小 林 印 刷 所

京都市下京區鹽ヶ井通魚棚上ル

不 許
複 製

9.9.4

524
624

終

